

豊田市災害時受援計画

豊田市災害時受援計画 目次

はじめに

用語の定義

第1章 総 則	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	3
3 受援に係る基本的な考え	7
4 本計画の発動と期間	10
5 支援の要請・受入れの枠組みの整理	20
6 費用負担	23
7 受援の終了と長期化への対応	24
第2章 受援体制	26
1 受援調整班の設置	26
2 各対策部の受援担当の設置	27
3 受援調整班の役割	28
4 各対策部の受援担当の役割	28
第3章 受援の流れ	29
1 人的資源の受援の流れ	30
2 物的資源の受援の流れ	45
3 ボランティアとの連携	61
第4章 受援対象業務	67
1 受援対象業務選定の考え方	67
2 受援対象業務選定結果	73
3 受援対象業務別受入れシート	75

第5章 被災自治体支援 77

- 1 本市に求められる後方支援の役割77
- 2 支援体制及び支援に係る基本方針80
- 3 フェーズごとの応援ニーズと支援活動.....82

第6章 受援力強化に向けた取組 85

- 1 計画内容の定期的な見直し85
- 2 P D C Aサイクルによる運用、改善85
- 3 研修・訓練による人材育成86
- 4 関係機関、諸団体等との平時からの交流.....86
- 5 実災害からの教訓の収集・整理86
- 6 受援体制に関する取組課題と改善の方向.....87

はじめに

本市においては、毎年「豊田市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）」の見直しを実施し、自然災害の脅威に対して本市が遂行すべき対策を着実に推進させている。また、大規模災害時には行政自身が被災することを想定し、「豊田市業務継続計画（以下「BCP」という。）」において、大規模災害発生時における非常時優先業務を選定している。

地域防災計画及び BCP に基づき、大規模災害発生時には、行政・職員が被災する中で、通常業務に加えて定められた災害対応業務に従事することとなるが、業務を遂行するためには、他の地方公共団体や事業者、ボランティアなど外部の資源を最大限活用することが必要となる場合がある。

近年発生した大規模災害において、人的・物的資源に関する支援の円滑な受入れが災害対応を進めていく上で非常に重要であることが明らかとなっている。しかし、実際に支援を受け入れる際には多くの混乱が生じることも分かってきた。例えば、地震では、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震において、広域的な応援・受援の具体的な運用方法や役割分担が不明確で受入体制が整わない等の混乱により、他自治体等からの職員の派遣を断らざるを得ないという事態が発生した。また、風水害では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨において、情報共有や資源の融通体制の整備不足により県や他の自治体等と連携が不足し、避難等の対応に遅れが生じる等の事態が発生した。

こうした教訓を踏まえ、平成 29 年 3 月に、国（内閣府）が「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（以下、「内閣府受援ガイドライン」という。）」を策定し、災害時の受援体制整備について検討すべき事項を示した。また、広域で甚大な災害が想定される南海トラフ地震に対する被災地支援対策として、平成 29 年 6 月に、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「南海トラフ応急対策計画」という。）」が改定された。

愛知県では、平成 28 年 3 月に、県外からの人的・物的支援を受け入れる際の県の役割を定めた「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（以下、「愛知県広域受援計画」という。）」を策定している。

本市においても、平成 28 年度の BCP 改定の検討時に、災害発生直後から人的・物的支援を効率的に受け入れる受援体制の構築等、組織体制の強化が必要であることが分かった。

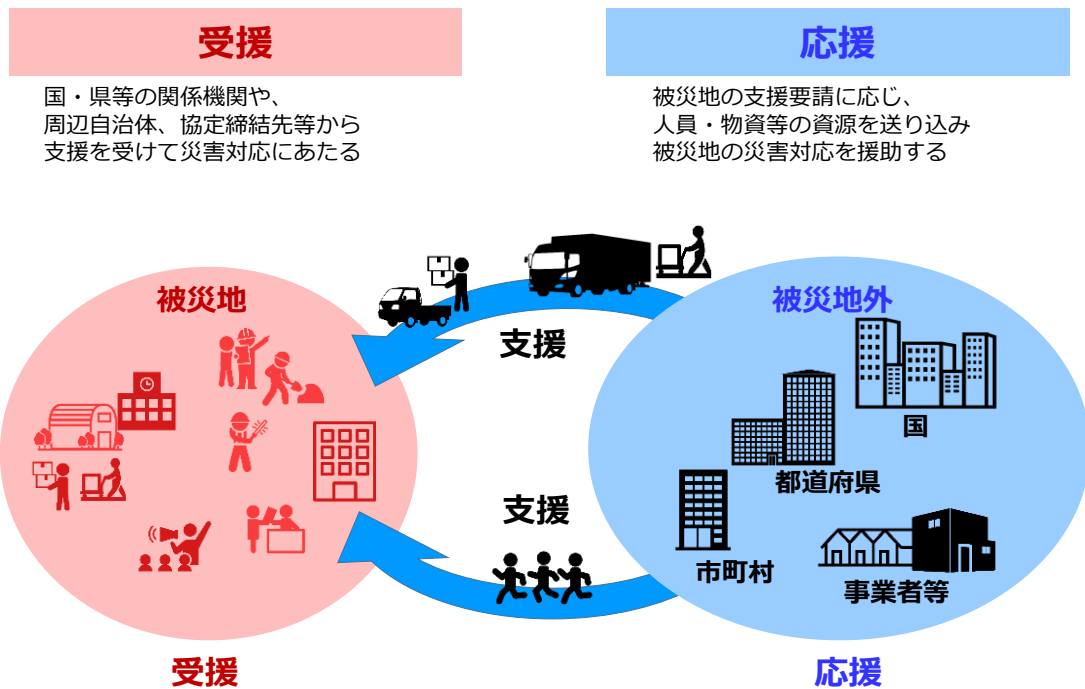
以上の状況を踏まえ、受援に必要な体制を整備し、外部からの支援を円滑に受け入れることは、本市の災害対応力を強化する上で必須であると考え、「豊田市災害時受援計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

なお、本計画の策定に当たっては、市域が広く旧市内と旧町村部で異なる地域性をもつという本市の特性に考慮する。また、本市が県のほぼ中央に位置しており、東西の広域流通を支える高速道路のインターチェンジやジャンクションを多く抱えていること、日本経済に大きく影響する自動車関連産業の集積地であること等の特性を鑑みて、支援を受け入れながらの被災地支援に関する記載も行うこととする。

用語の定義

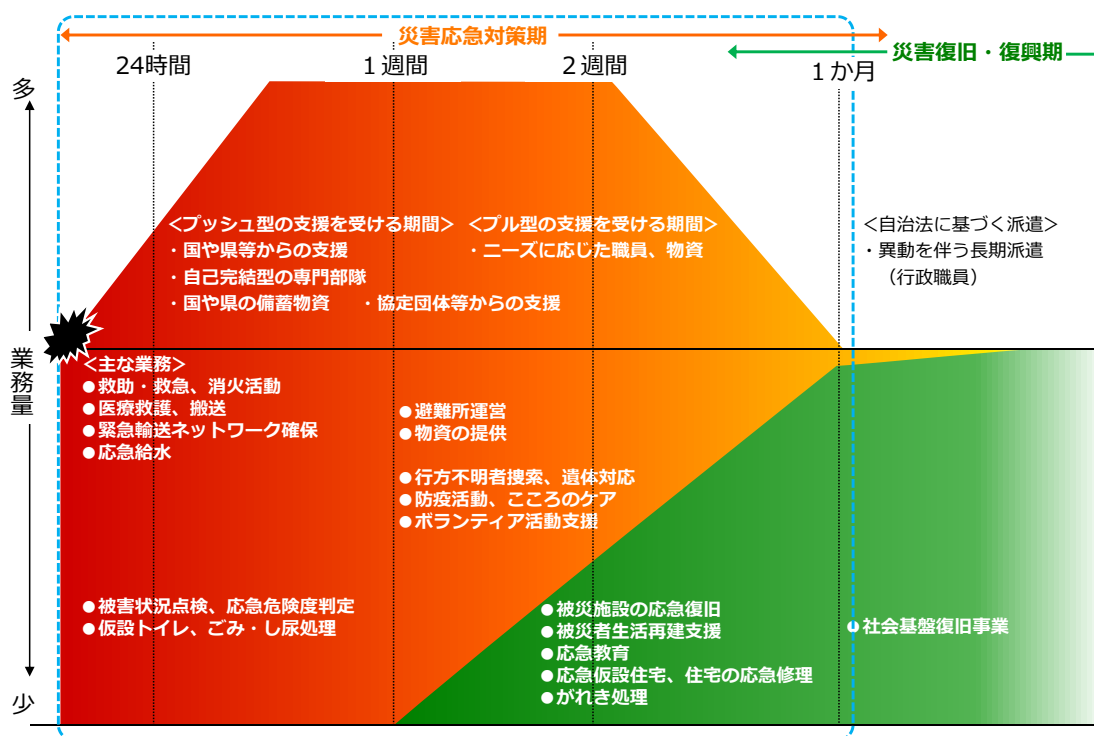
■ 応援受援関係

用語	定義
受援	災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、事業者、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの提供を受け、効果的に活用すること。
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを提供すること。
支援	応援側が被災自治体に対し、人的・物的資源を提供する際の一連の行動や、提供すること。 （応援例：被災自治体からの支援の要請に応じ、物資を提供する。） （受援例：協定に基づき、応援自治体から支援を受ける。）



■活動期間（フェーズ）

名称	定義・期間		
災害応急対策期	災害が発生した際、被害状況等に応じて当面の対応を行う時期	初動期	・ 災害発生直前直後～1週間程度 ・ 体制構築、全容把握等の立ち上がりの時期 ・ 特に直後からの3日間は人命最優先で活動
		応急期	・ 1週間～1か月程度 ・ 被災者・被災施設等への応急措置、応急復旧等を行い、再建の目処をたてる時期
災害復旧・復興期	・ 1か月以降（数か月・数年）¹ ・ 被災者・被災地域の生活再建を行い、平常時の状況へ復する本格的な復興、まちづくりや都市計画に入る時期		



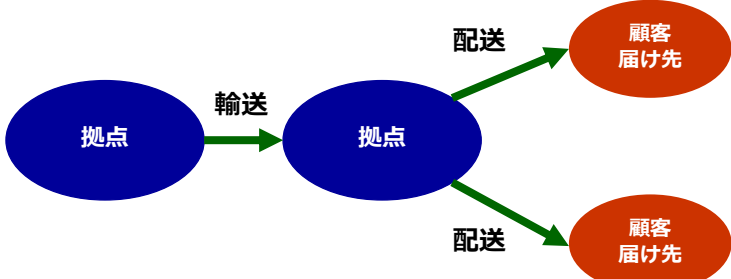
災害対応の流れと業務量のイメージ図

注1) 災害復旧・復興期の時間設定について

災害応急対策期、災害復旧・復興期の活動期間の区切りとして、既存の防災に関する計画では1か月程度を目安とするものが多いことから、本計画で1か月程度を切替の始まりとしているが、実災害においては、復旧・復興への移り変わりには相当の期間を要することが多く、数か月以上、年単位で遂行される業務が多いことに留意する必要がある。

本計画に記載の時間の記述については、災害の規模や被災状況を考慮しつつ、早めの着手を検討するための業務の流れを把握する目安として活用することが重要である。

■ 流通関係

用語	定義
物流	物資を生産者から消費者へ引き渡すまでの一連の流れ。 主に輸送・配送の他、保管・荷役・包装・流通加工・物流情報処理の機能がある。その中でも、輸送・保管・荷役・包装・流通加工は「物流5大機能」と言われている。
輸送	人や物資を運ぶ行動全般を示す概念。 トラック等の車両だけでなく、船や航空機などで運ぶことも含める場合にも用いる。そのほか、大量の荷物を長距離の拠点間で運ぶ場合にも用いる。
運送	主に荷物をトラック等の車両で運ぶこと（船や航空機を使用する場合には「輸送」を用いる。）。
配送	拠点と拠点の間の荷物の移動のうち、一定の地域圏内の納品など、比較的近距离・小口・短時間の荷物の移動のこと。  <pre> graph LR A([拠点]) -- 輸送 --> B([拠点]) B -- 配送 --> C([顧客 届け先]) B -- 配送 --> D([顧客 届け先]) </pre>
搬送	明確な目的をもった特定の場所へ物資を運び込むこと。

■ 拠点関係

※地域防災計画に定める防災拠点施設（市の災害対応を行う活動の拠点）

用語	定義
防災用拠点施設	災害時において、各地区の災害応急活動の拠点施設となる施設のこと。本庁舎、支所のほか、交流館、地区防災倉庫、避難所、道の駅その他、病院などの医療救護施設、ヘリポートなども、広義の拠点施設といえる。

※地域防災計画・愛知県地域防災計画に定める防災活動拠点

（国等からの広域的な応援を受け入れるための集結・集積活動拠点）

用語	設置主体	災害想定規模	応援規模	役割	拠点数	要件	
						面積	施設設備
地区防災活動拠点	市町	市町区域内の災害 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	隣接市町等	被災市町内の活動拠点	市町で1か所程度	1ha程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	できれば倉庫等
地域防災活動拠点	県及び政令市	複数の市町に及び災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	県内市町等	郡単位、広域圏単位の活動拠点	郡又は圏域単位で1か所程度	3ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	できれば倉庫、宿泊施設等
広域防災活動拠点		広域の市町に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	隣接県等	広域、全県的な活動拠点	県内に数か所程度	10ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	倉庫等 宿泊施設
中核広域防災活動拠点	県	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	中部・全国の都道府県等	全県で中心となる活動拠点	県内に1か所程度	30ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	倉庫等 宿泊施設
航空広域防災活動拠点				主に空輸される要員、物資の集積拠点	県内に1か所程度	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	倉庫等 滑走路
臨海広域防災活動拠点				海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	県内に3か所程度	ストックヤード 10ha程度以上	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設

※愛知県広域受援計画に定める防災拠点

名称	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの ●候補地 ^{※1} ：越戸公園、柳川瀬公園、豊田スタジアム、高岡公園、豊田市運動公園、藤岡コミュニティ広場、緑の公園、香嵐渓多目的広場、足助グラウンド、愛知県総合射撃場、矢作川池島公園、矢作川時瀬公園、旭総合体育館、稲武夏焼グラウンド	県・市町
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点 ●候補地 ^{※1} ：越戸公園、豊南中学校、矢作川豊田防災ステーション、藤岡地区ヘリポート、緑の公園、下山地区ヘリポート、矢作川池島公園、矢作川島崎公園、矢作川時瀬公園	
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点 ^{※2}	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの ●候補地：豊田市運動公園（体育館）、豊田スタジアム駐車場（B2F）、西部体育館 ●予備：高岡公園体育館、柳川瀬公園体育館、東山体育センター、豊田地域文化広場（体育館）	市町
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県（港湾管理者）
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

※1）出典：地域防災計画附属資料「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

※2）出典：地域防災計画附属資料「地域内輸送拠点一覧」

第1章 総 則

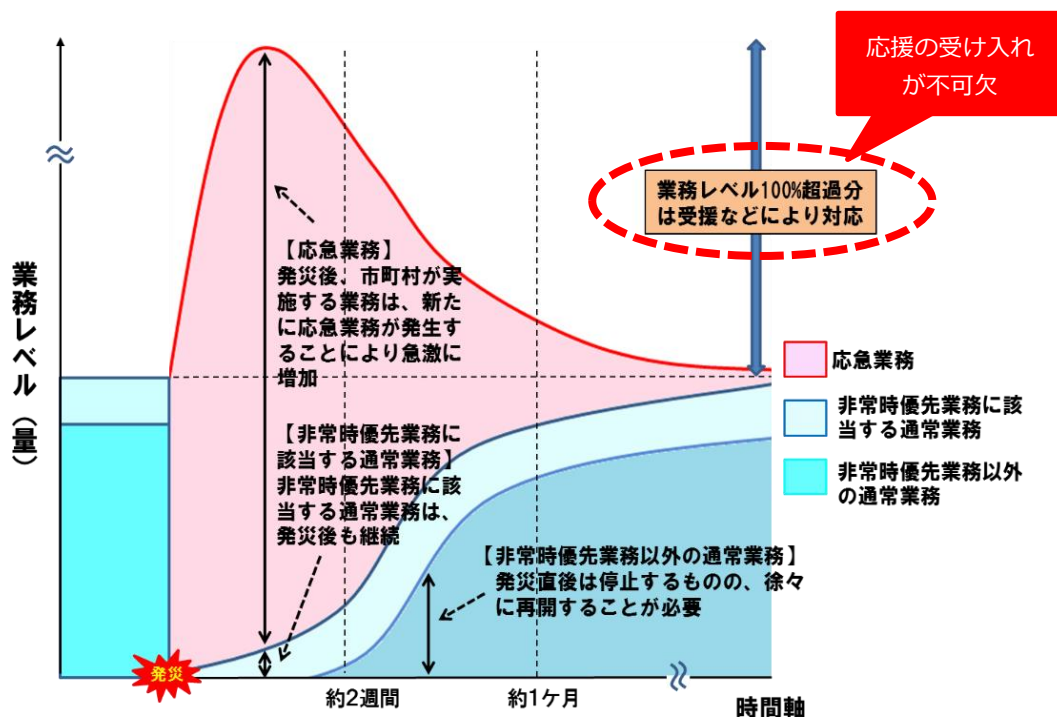
1 計画策定の趣旨

(1) 受援計画とは

大規模災害が発生すると、自治体では、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな災害対応業務へ対応する必要がある。被害規模が大きければ求められる対応の内容や量は拡大するため、被災自治体単独での対応は一層困難となる。

このような被災自治体の対応力を超える大規模災害発生時には、災害発生直後から、被災地外の自治体等により、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣、物資の提供等の支援が行われる。特に近年では、多くの自治体が早期から被災地へ積極的な支援を実施するようになってきている。また、事業者や NPO 団体、ボランティア等による支援も多く行われている。

一方で、被災自治体側においては、応援側からの支援を円滑に受け入れるための「受援体制の整備」が求められることとなる。



内閣府受援ガイドラインより作図

(2) 本市における受援計画策定の方針

本計画では、支援を円滑に受け入れるための体制や、支援を必要とする業務内容及び応援要請・受入手順等について、出来る限り具体的に定める。

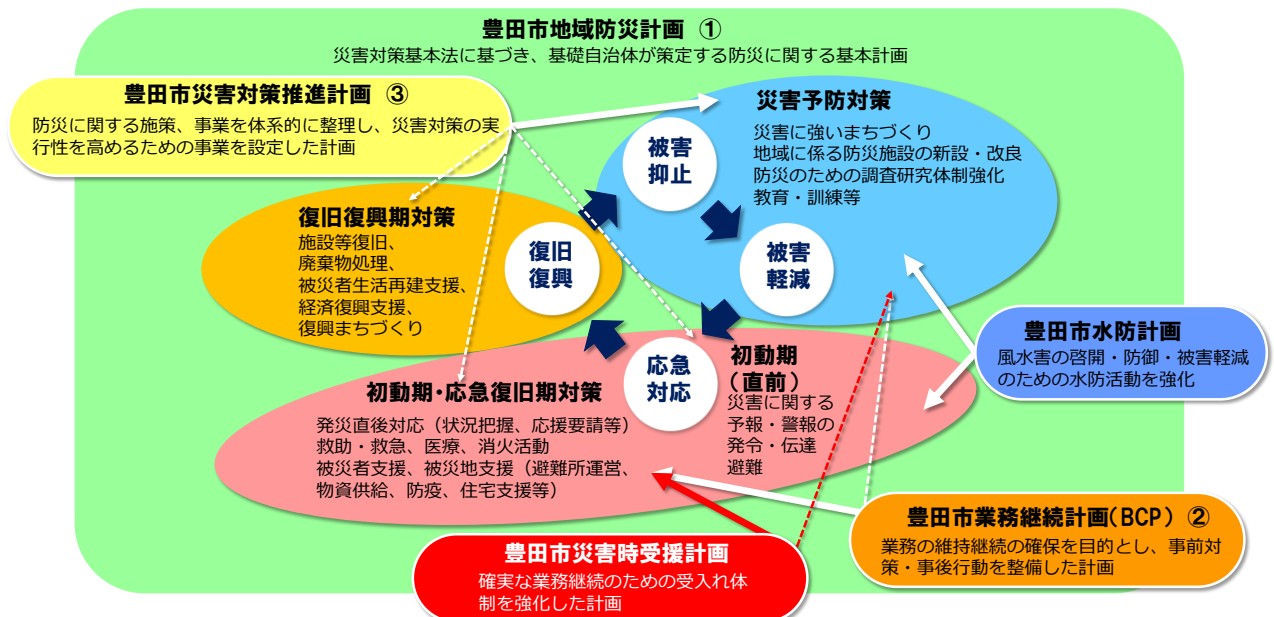
これにより、本市が被災し行政機能が低下する大規模災害発災直後の状況においても、躊躇なく早期の応援要請を可能とするほか、他の自治体や関係機関、事業者・団体、NPO、ボランティアなどの外部からの支援を最大限に活かすことで、効果的な災害応急対策の遂行と、迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指す。

2 本計画の位置付け

本計画は、BCP に定めている非常時優先業務を円滑に実施するために、応援要請や受入れに関する体制及び人的・物的資源の受入要領を具体化した計画である。

(1) 市が策定している他の防災計画と本計画との関係

本計画と市が策定している防災の諸計画との関係を下図に示す。



豊田市災害時受援計画と防災関連諸計画との関係図

ア 豊田市地域防災計画（関係図内①）

「豊田市地域防災計画」は、防災に関する基本計画として災害対策基本法第42条に基づき策定された法定計画である。

本計画は、地域防災計画に定められている広域連携・応援体制や、災害応急対策の諸計画を具体化した下位計画として位置付ける。地域防災計画において、本計画に関連する内容の見直しがあった場合は、適宜本計画に反映する。なお、双方の計画における整合を図るため、本計画の策定に伴い、地域防災計画において修正加筆が必要となる部分については、適宜地域防災計画への反映も行うこととする。

イ 豊田市業務継続計画（BCP）（関係図内②）

「豊田市業務継続計画（BCP）」は、本市が被災し、人的・物的資源が不足する中でも行政機能の継続を図るために策定された計画である。

本計画は、BCP で明らかにした非常時優先業務を円滑に実行するため、各業務の遂行に必要な外部からの支援の受入れに関する事項を補完する計画として位置付ける。非常時優先業務ごとに、体制の整備・応援要請・受入れ等に関する手順や役割分担等を具体的に定める。BCP の見直しがあった場合は、適宜本計画に反映する。また、双方の計画における整合を図るため、本計画の策定に伴い、BCP に修正加筆が必要となる部分については、適宜 BCP への反映も行うこととする。

ウ 豊田市災害対策推進計画（関係図内③）

「豊田市災害対策推進計画」は、「豊田市防災基本条例（平成 25 年 10 月 2 日条例第 38 号）」に基づく災害対策を着実に推進し、地域防災計画に定めた災害対策の実効性を高めることを目的として、自然災害のリスクや各種計画で定められた施策・事業を体系的に整理した計画である（平成 28 年 7 月策定）。受援計画の策定については、取組項目 5-6-1「受援計画の策定及び防災活動拠点の見直し、確保」として、重点取組項目に位置付けられている。

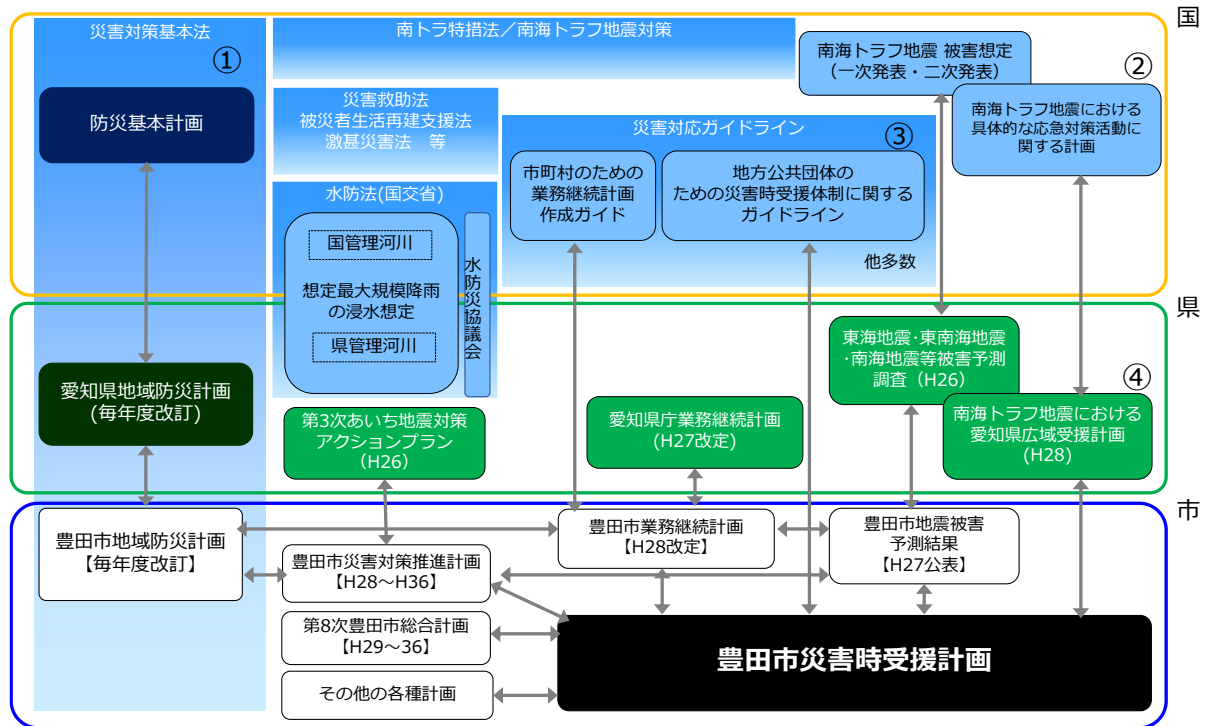
本計画においては、当該計画に記載された関連事業の進捗確認、対策の充実、各項目の実効性の強化等、関連事項との整合を図りながら運用を行うこととする。

(2) 国、県、市の関係法、計画等と本計画の位置付け

平成 23 年東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の大規模災害の教訓を踏まえ、国及び県において、受援に関する法の改正や各種計画の策定が進められている。

本計画においては、国や県からの支援を円滑に受け入れるため、当該計画等に記載されている国や県の動きと整合を図りながら、市が策定している関連計画を踏まえて計画の運用を行うものとする。

国、県、市における防災の諸計画等の関係を下図に示す。



防災の諸計画等との関係図

ア 国 法律、計画

(ア) 災害対策基本法（関係図内①）

災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）は、災害対策に関する我が国の基本法である。防災行政に関する国と地方公共団体及び住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策等を規定する。地域防災計画の策定もこの中に規定されている（第 42 条）。

当該法において、地域防災計画を定めるに当たり、「円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること（第 40 条第 3 項、第 42 条第 4 項）」や、「円滑な相互応援の実施のため、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施など必要な措置を講ずるよう努めること（第 49 条の 2）」と規定されている。

(イ) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（関係図内②）

国（内閣府）では、平成 27 年 3 月に「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定した。当該計画では、被害想定に基づき国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動を具体的に定めている。この計画に基づき、愛知県内での具体的な資源の輸送に関する計画が、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定められている。

（計画内容については後述イ（ア）を参照。）

本計画では、これらの計画に定められた人的・物的資源に関する国及び県の支援内容や支援の流れと整合を図りながら計画の運用を行うこととする。

(ウ) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（関係図内③）

国（内閣府）は、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震等における災害対応の教訓を踏まえ、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を公表し、自治体における受援体制の整備に関する事項や受援に関する基本的な考え方を示している。

本計画は、当該ガイドラインが推奨する受援の基本方針を踏まえて計画を構成するとともに、応援要請の流れや受入体制、受援対象となる業務の選定基準の参考とするなど、ガイドライン内の要素を大きく取り入れて策定を行っている。

イ 県 計画

(ア) 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（関係図内④）

県では、国の定める「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（前述ア（イ））を踏まえ、県内での効率的・効果的な災害応急対策を実施するため、平成 28 年 3 月に「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を策定した。当該計画においては、県外からの人的・物的支援を受け入れる際の担当機関・手順等について、県の役割を中心に、関係する市町村、防災関係機関の役割等について定めている。

なお、物資の具体的な支援については、当該計画を踏まえ、国（中部運輸局）・愛知県トラック協会・東海倉庫協会との連絡会議や、有識者・事業者・市町村等による「災害時物流円滑化検討会」の開催、災害時広域物資輸送拠点における災害物流訓練の実施等、災害時の物流体制の強化を図っている。

本計画では、輸送拠点の検討やプッシュ型物資の種類及び想定量の算出等、当該計画に定められた人的・物的資源の輸送計画等と整合を図りながら、計画の運用を行うこととする。

3 受援に係る基本的な考え

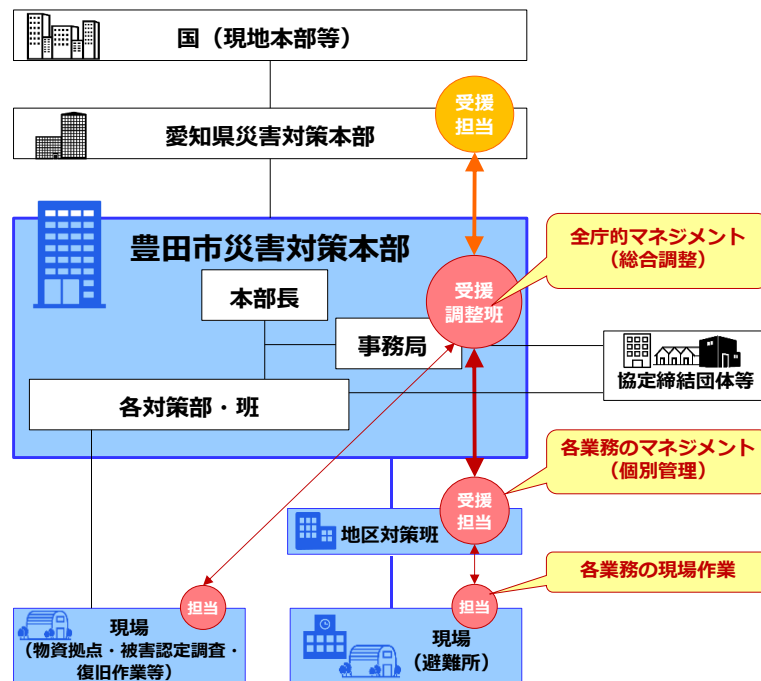
本計画の策定に当たっては、以下の事項に重点をおいた検討を行い、受援の体制及び業務内容を整理する。具体的事項については、次章以降に示す。

(1) 受援に必要な組織体制の整備

Point : 受援担当（受援調整班）の設置

実災害における被災地での支援受入れについて、受援状況を総管理する担当が不明確で、対応の全体像の把握や対応の見通しがたたず、応援要請に関する検討が十分に行えなかったため、受入れが進まなかったという教訓がある。

本市において、これまでの災害対策本部体制では、受援を総管理する担当が明確ではなく、災害対策本部事務局で調整を行ったり、各対策部・班が各自で支援の受入対応にあたることとなっていた。その場合、現場の受入関連業務が膨大になって対応に支障をきたす恐れが生じたり、災害対策本部事務局の対応が追いつかず、受入れの調整に支障を来す可能性が高かった。そのような課題に対応するため、平成 30 年度より災害対策本部の事務局内に、支援の受入調整を担当する「受援調整班」を設置し、外部との応援要請・受入れに関する調整を総管理することとした。これにより、応援・受援に関する全体像の把握や、各班・現場の需給調整の円滑化が可能となる。（詳細については本編第 2 章を参照。）



※地区対策班は主に避難所運営に関わる。
その他の現場活動は各対策部と連携し、本部を通さず個別に管理することもある。

豊田市災害対策本部及び現場における受援担当の関係イメージ図

(2) 受援業務の明確化

Point : 受援対象業務の選定

これまでの災害対応上の教訓から、特に災害発生直後は現場が混乱し、状況把握が困難となって応援要請までに時間がかかり、必要なタイミングで要請した機関等からの支援を受けられないことが課題として挙げられている。

このため、応援要請が必要となる業務（受援対象業務）を各対策班の単位で事前に選定しておくことにより、詳細な状況の把握が困難な中でも発災後速やかに応援要請を行うことができるようにする。

受援対象業務の選定に当たっては、災害時の業務に通常業務の延長線上の業務と、平時は行わない災害時特有の業務があることを踏まえ、市が発災後に優先して取り組むべき業務として定めている BCP の非常時優先業務の中から、支援を要請する業務を選定し、受援対象となる非常時優先業務ひとつひとつに受援に関する情報や手順等を紐付けることにより、業務遂行の実行性を高めることとする。

また、選定の際の基準については、内閣府受援ガイドラインに示される考え方や、実災害で応援・受援の経験を有する自治体の教訓、受援計画策定の先進事例等を参考に、指揮命令系統、情報処理系統、現場対応環境、協定締結等の協力関係等を踏まえつつ、選定を行うこととする。（詳細については本編第4章参照。）

(3) 受援に必要な人的・物的資源の明確化

Point : 個別受援シートを活用した業務単位の受入体制の整備

災害対応において、資源の受入れに当たっての具体的な情報が整理されていなかったため、効果的な資源の活用ができなかったことが課題として挙げられている。特に大規模災害時は、必要な資源は増大する一方で活用できる資源は減少し、更に困難な状況となることが予想される。

このため、支援の受入れの際は、人的・物的支援を必要とする業務に関し、予め要請内容や要請先、受入れの際の役割分担、受入手順等を明確にした「個別受援シート」を作成することにより、的確に支援を受け入れることができるようにする。

業務ごとに定める「個別受援シート」については、上記（2）で選定した受援対象業務に対し、個別に資源の受入事項を設定していくこととする。（詳細については本編第4章参照。）

支援の際の留意事項

支援の受入れを行う際に、特に配慮すべき点を以下に示す。

躊躇ない応援要請・受入準備を

支援を要するほどの大きな災害の場合、支援のニーズを把握するまでに時間がかかることになる。また、応援団体からの支援が現場に届くまでには更に時間を要することが想定される。被害が甚大であることが予測された時点で、躊躇することなく応援要請を行い、受入体制を構築することが望まれる。

また、支援の中には、応援要請を出す前に予め定められた計画に基づき支援が始まるものもある（プッシュ型支援）。このことから、出来る限り迅速に受入体制を構築することが重要である。

災害対応の種類や規模、局面（フェーズ）に即した支援対応を

災害の種類のほか、災害の局面に応じて、対応すべき業務は異なる。被災の全体状況が把握できない発災直後であれば、ホームページやメール配信、SNS 等を活用し、可能な限り「被災状況の発信」に努めることで速やかな支援を求めるなど、常に、現在がどのような局面にあり、次にどのようなことが優先課題となるかを予測しながら、支援対応にあたることを望ましい。

また、災害の規模が大きくなると被害は広域にわたるため、復旧等に要する活動が長期化するほか、被災地の中でも被災程度によって求められる対応が異なり、よりきめの細かい受入れが必要となることに配慮する。

支援調整班と受入担当の明確な役割分担と情報共有を

本市における支援の窓口となる支援調整班と、実際に応援要員の協力を得て業務を実施する各対策部・班の受入担当は、それぞれ役割を明確化し、緊密に連携調整をしつつ、BCP で定めた非常時優先業務を実施する。

緊密な連絡調整により情報共有をすることで、状況の急な変化にも迅速に対応することが可能となり、効果的な業務の実施が可能となる。なお、そのためにも、本部・各対策部は、ともに支援の流れの全体像を把握しておくことが重要となる。

応援要員の活動への配慮を

応援要員は、実災害での支援経験を有していたり、災害対応上の様々なノウハウをもっている場合も多く、支援の受入れに当たっては、応援者の意見を受けて業務遂行の改善を図ることが望まれる。

また、応援者が高いモチベーションで活動し、良好な連携体制を維持できるよう、応援への感謝の気持ちを忘れず、環境づくりに努めることも重要である。

4 本計画の発動と期間

(1) 計画の発動

本計画の発動については、BCP と整合を図るため、同計画の発動基準に準ずるものとする。

なお、本市は市域が広いことから、発動時には地区により被害の度合いが異なることが予測される。このため、各地区の状況に応じた災害対応や被災地区への支援等、柔軟な対応を実施する。

ア 地 震

- (1)市内に震度 6 弱以上の地震が発生した時[※]、本計画を自動発動する。
- (2)市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部長が応援要請の必要性を認めた時、本計画を発動する。

※震度 6 弱以上の場合、甚大な人的被害、建物被害等が想定されることから、国においては救助部隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊）や被害防止部隊（TEC-FORCE：緊急災害対策派遣隊）、医療救護部隊（DMAT：災害派遣医療チーム等）の派遣が検討されるほか、県及び災害時応援協定締結団体等からの先遣隊が派遣されることが推測され、受入体制を構築する必要性が生じる可能性がある。

イ 風水害

災害対策本部配備基準第 3 非常配備の時に、災害対策本部長が応援要請の必要性を認めた場合、本計画を発動する。

ウ その他

災害対策本部長が必要と認めたときに、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

(2) 計画の対象期間及び活動期間（フェーズ）の設定

ア 災害対応における時間の流れと支援の性質

本計画の対象期間については、災害対応上、特に混乱が大きく、外部からの支援が種類・量ともに多くなる1か月程度までを対象の基本とするが、必要に応じて、それ以降の業務についても支援の受入れを想定するものとする。

発災後1か月程度までと、1か月以降における支援の性質の比較を以下に示す。

項目	発災直後～1か月	1か月以降
法的根拠等	災害対策基本法、個別協定に基づく応援	地方自治法に基づく派遣
受入側の体制	人員・設備不足、状況が常に変化	一定程度整う
応援の種類・量	多種類、大量	種類・量ともに限定的
派遣元	多岐にわたる（消防、自衛隊、警察、国・県・市町村、ライフライン関係、事業者・団体、ボランティア、保健・医療・福祉、清掃、建築）	行政からの支援が中心
派遣期間、形態	短期間、身分の移動を伴わない	長期、身分の移動を伴う

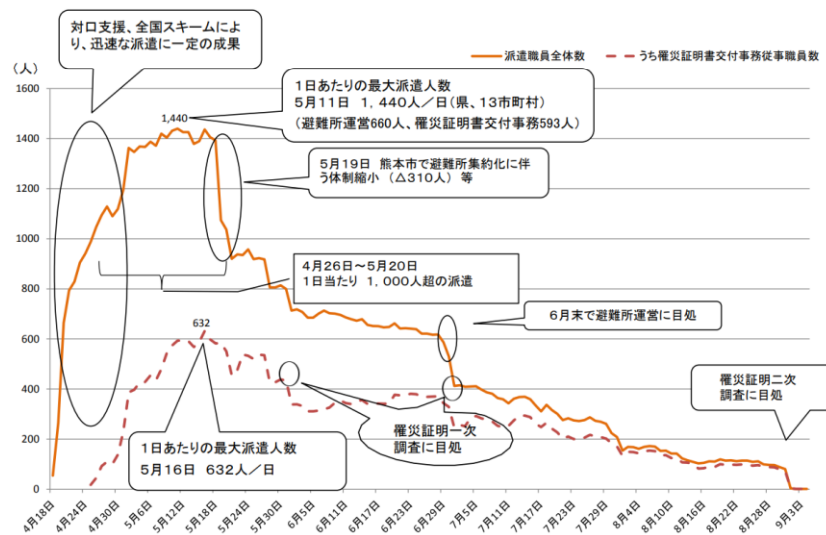
なお、上記の期間の区切りについて、既存の防災に関する計画では、特に災害対応の混乱が生じやすい期間を1か月程度とするものが多く、本計画と関係の深いBCPにおいても1か月程度を対象期間としていることから、本計画でも1か月程度を切替の始まりとしている。しかし、BCPを発動し支援受入れを行う大規模災害時には、支援の受入期間は長期にわたることが多い。実災害では、地方自治法に基づく派遣は、数か月以上、年単位で遂行されることとなる。（過去の被災地の事例については次ページを参照。）

本計画に記載の時間の記述については、当面、BCPをはじめとする他の計画と整合を図る観点から1か月の区切りを用い、災害の規模や被災状況を考慮しつつ、早めの着手を検討するための受入れに必要な業務の流れを把握する目安として活用する。今後、実災害における大規模災害時の対応の実態を踏まえ、災害対応が長期にわたることに考慮した計画の見直しを、関連する諸計画とともに進めていくものとする。

実災害の事例からみる被災地支援の活動期間 (平成28年熊本地震時における活動)

平成 28 年 4 月に 2 度の大規模地震に見舞われた熊本県では、ライフラインへの甚大な被害等により、避難者数は最大で 18 万人を超え、7 か月以上も被災者対応に追われた。全国から被災地に派遣された行政職員の数、ピーク時には 1 日あたり 1,400 人を超えていた。

大規模災害時には、自衛隊の救助部隊だけでなく、ライフライン関係の事業者や大勢の行政職員が被災地に派遣される。特に、避難所運営、救援物資供給、罹災証明発行の業務については、膨大なマンパワーを必要とする上、被災経験のない自治体はノウハウに乏しいため、災害対応の経験を持つ自治体からの応援は非常に効果が高い。平成 28 年熊本地震では、派遣された職員全体の 2 ～ 3 割が避難所運営に携わったとも言われているほか、救援物資や罹災調査・生活再建支援に関する業務に従事する職員も多く派遣されたが、それでも十分には配置できなかったとされている。



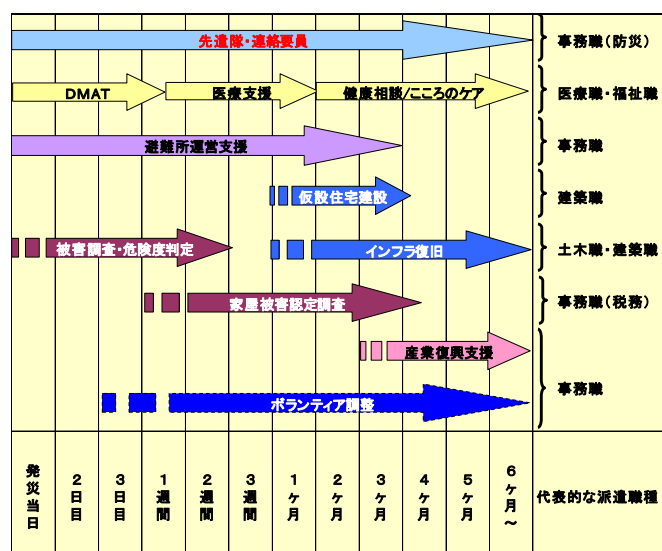
平成 28 年熊本地震における短期派遣職員の推移（熊本県・熊本市・その他市町村）

（総務省 大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会）

また、実災害において被災地に派遣される応援要員は、発災当初から 72 時間（3 日間）は人命救助活動が最優先となり、その後、被災者支援、インフラ復旧・産業復興へと移行する。

応援要員の派遣の実態は、右図のようにフェーズにより様相を変えつつ、6 か月を超えて年単位で続くと想定される。

平成 28 年熊本地震以降の大規模災害時の派遣イメージ



イ 災害時の活動期間（フェーズ）

災害発生時の活動期間（フェーズ）については、災害対策基本法に定められた「災害応急対策」「災害復旧・復興」の分類があるが、災害応急対策の期間には、特に災害発生直後に重要となる時期を「初動期」とする考え方（内閣府受援ガイドライン等）もある。

（ア）活動期間（フェーズ）の設定

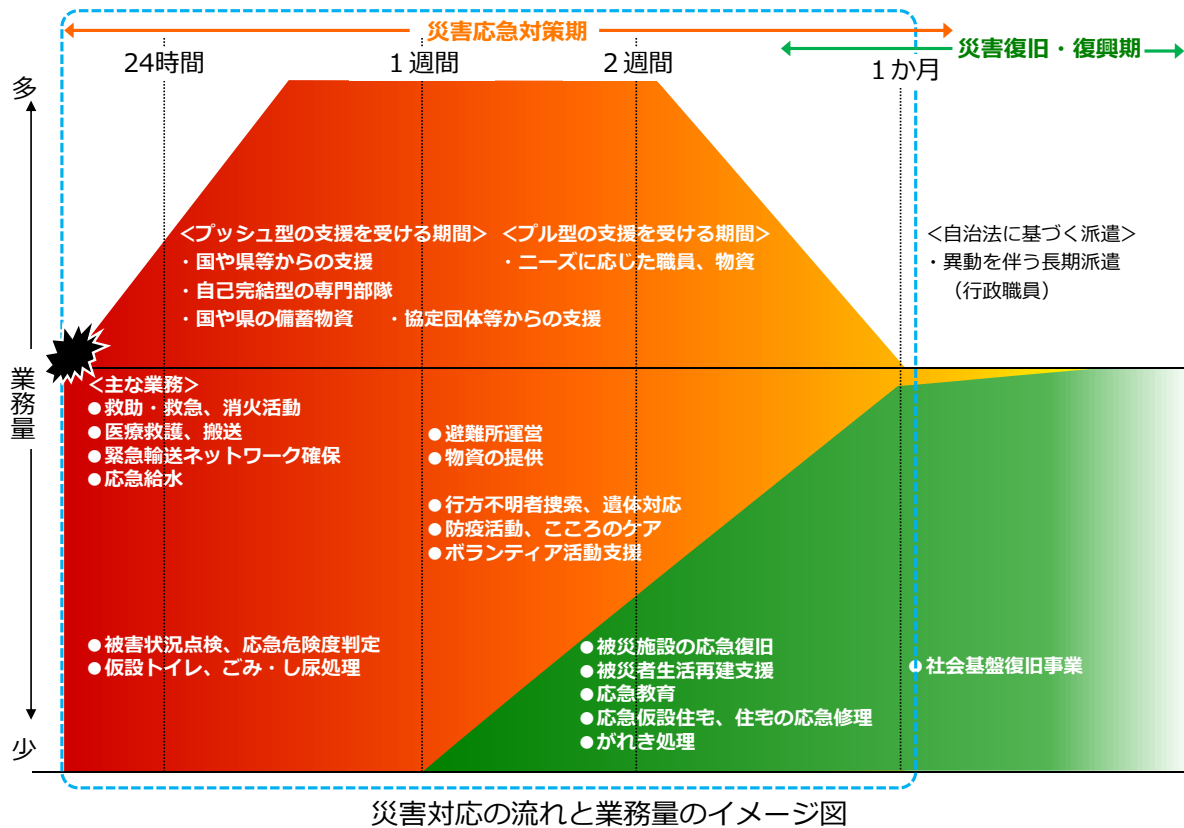
各フェーズが示す期間には、明確な定義の統一がなく、計画やマニュアル等の策定目的により異なる。本計画においては、基本的には、災害対策基本法との整合を確保するため、「災害応急対策期」「災害復旧・復興期」の区分で活動時期を捉えることとするが、過去の災害の実態等を踏まえ、フェーズを以下のとおりに設定する。

フェーズ	災害応急対策期		災害復旧・復興期
	初動期	応急期	
期間	災害発生直前直後～1週間程度	1週間～1か月程度	1か月以降 (数か月・数年)
内容	・体制の構築、被害の全容の把握、災害対応体制の立ち上がりの時期 ・特に災害発生直後からの3日間程度は人命最優先で活動	・被災者・被災施設等への応急措置、応急復旧等を行い、再建の目処をたてる時期	・被災者・被災地域の生活再建を行い、平常時の状況へ復する本格的な復興、まちづくりや都市計画に入る時期

なお、期間についてはあくまで目安であり、被災規模等により大きく異なる場合もある。また、それぞれのフェーズは緩やかに移行していくと想定される。このため、災害発生時には、各期間の業務内容が混在する状況となることに留意する必要がある。

(イ) 各フェーズにおける業務の特徴

災害対応のフェーズと、各フェーズで必要と考えられる主要な業務及び業務量、受け入れる支援のイメージ図を以下に示す。



災害発生直後は外部からの支援が届きづらい状況となるため、市内部での配備調整や近隣自治体間、市内事業者等からの応援連携が中心となる。その後、まず国や県、災害時応援協定締結団体等から、予め定められた計画や協定に基づき、救助等部隊や救援物資等が到着するようになる。数日から1週間程度経過すると、被災地で支援を必要とする業務は質量ともに大きく膨らむようになり、被災地からの応援ニーズに応じる形で、外部の様々な団体による多種多様な業務での支援が行われるようになる。

支援を必要とする業務は、被災地の状況の変化に応じ、人命や安全の確保から、当面の生活の維持、日常生活の再建へと様相を変えていく。それに伴い、外部からの支援の形態も徐々に変化していくこととなる。

なお、BCP を発動し支援受入れを行うことが想定される大規模な災害時においては、実際の災害では、数か月以上、年単位での支援が行われており、支援の受入期間は長期にわたることが多い。図中の日数は、受入れに着手するタイミングを検討するための支援内容が移り変わる目安であり、実際の受入れ及び災害対応は長期間行う必要があることに留意する。

(ウ) 活動期間と「プッシュ型」「プル型」の支援の特徴

各フェーズにおける業務の受入れの様相の特徴として、災害応急対策期（特に初動期）においては、詳細な状況把握を待たず、予め計画された人的・物的支援が国や県から被災地に届く「プッシュ型」を中心とした支援の受入れに始まり、徐々に詳細なニーズ把握を踏まえた応援要請に基づき各組織から届けられる人的・物的資源を受け入れる「プル型」を中心とした支援の受入れに移行する。災害復旧・復興期の応援は、自治法に基づく長期派遣等になる。

本計画では、上記のフェーズごとの受入れの性質の違いを考慮し、人的・物的資源の双方において、「プッシュ型」「プル型」の概念を用い、受入れの流れ等の整理を行っていくこととする。

「プッシュ型」「プル型」の支援における人的・物的資源の概念を下表に示す。（応援元の各機関の特徴については次ページ以降を参照。）

種類	方法	支援を受ける項目	特徴
人的支援を受けるもの	プッシュ型	救助・救急・消火、医療救護、緊急輸送ネットワークなど	発災後すぐに自己完結型で派遣される応援部隊 【応援元】自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、国交省 TEC-FORCE、DMAT、DPAT、JMAT等
		応援自治体との連絡調整	本格的な職員派遣、物資支援等の展開に向けた総合調整を行うリエゾン役としての連絡要員 【応援元】県、協定先、市長会等
	プル型	避難所運営、防疫活動、廃棄物処理、家屋調査・罹災証明書関連、環境調査、石綿建材含有調査、上下水道対応※	市からの応援要請に基づき派遣される応援部隊 （協定等に基づき派遣が実施されるもの） 【応援元】国省庁、協定先自治体、事業者等
物的支援を受けるもの	プッシュ型	市の要請有無に関わらず送られる重要8品目（食料、毛布、簡易トイレ等）	発災後に政府主導で発送される緊急物資。送付される種類・量は、愛知県広域受援計画に記載されている。
	プル型	市からの要請に基づき送られる物資（日用品、衛生用品、衣類、作業道具）	避難生活の維持及び復旧活動に必要な資機材等の調達が主となる。

※上水道に関しては日本水道協会を、また、下水道に関しては日本下水道協会を通じ、全国統一の支援が行われることとなっている。

【参考】国等の専門団体による応援組織

自衛隊の災害派遣（防衛省）

自衛隊法第 83 条に基づき、自然災害をはじめとする各種災害の発生により、当該地域や自治体の保有する防災・災害救助の能力では十分な対応ができないときに活動を行う。大きく「災害派遣」「地震防災派遣」「原子力災害派遣」が定められている。このうちの災害派遣の活動範囲は、以下の通り。

- ・被害状況の把握（車両、航空機等による情報収集活動）
- ・避難の援助（避難者の誘導、輸送等）
- ・遭難者等の搜索救助（通常他の救援活動に優先し、搜索救助）
- ・水防活動（土のう作成、運搬、積み込み等）
- ・消防活動（消防機関に協力して消火活動）
- ・道路又は水路の啓開（道路もしくは水路の啓開、障害物除去）
- ・応急医療、救護及び防疫（被害者に対する応急医療、救護、防疫等）
- ・人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師等の人員、救援物資の緊急輸送）
- ・炊飯及び給水（被災者に対する炊飯、給水、入浴支援等）
- ・物資の無償貸与又は譲与（生活必需品等の無償貸与、救じゅつ品譲与）
- ・危険物の保安及び除去（火薬類、発火物危険物の保安措置及び除去）
- ・その他（がれき処理、ごみ処理等、自衛隊の能力で対処可能なもの）

緊急消防援助隊（総務省消防庁）

被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際し、市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。主な活動内容は以下の通り。

- ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
- ・要救助者の検索、救助活動
- ・高度救命用資器材による救急活動
- ・消防防災ヘリコプターによる消防活動
- ・毒劇物等災害、大規模危険物災害等の消防活動
- ・水難救助隊、遠距離送水隊等による活動

警察災害派遣隊（国土交通省警察庁）

大規模災害発生時に各都道府県警から被災地に派遣され、災害対処を行う。災害発生直後に派遣される即応部隊（広域緊急援助隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊、緊急災害警備隊）と、一定期間の経過後派遣される一般部隊（特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別交通部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、支援対策部隊）がある。派遣後は現地警察本部の指揮下に入る。主な活動内容は以下の通り。

- ・即応部隊：救出救助、緊急交通路の確保、行方不明者搜索、検視・身元確認、警戒警ら等
- ・一般部隊：搜索、警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査、補給・受援対策、身元確認の資料収集、通信施設の復旧

TEC-FORCE（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control Force）。被災自治体の支援ニーズを把握し、被害拡大の防止や早期復旧のための被災状況調査、災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行う。国土交通省地方整備局を主体に、本省、地方運輸局等、国土技術政策総合研究所、気象庁、国土地理院から構成される。主な活動内容は以下の通り。

- ・ 災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査
- ・ 市町村へのリエゾン派遣
- ・ 現地派遣職員による被災状況の把握、衛星通信局等による被災地の通信確保
- ・ Ku-SAT（小型衛星画像伝送装置）、監視カメラ設置等による監視体制確保
- ・ 専門家による自治体への技術的助言、捜索活動への技術的助言
- ・ 排水ポンプ車による緊急排水、除雪
- ・ その他、照明車派遣、道路啓開、復旧支援、救援物資、燃料輸送支援等

DMAT（厚生労働省・都道府県）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）。大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、消防と連携して活動する。主な活動内容は以下の通り。

- ・ 臨時医療拠点（Staging Care Unit : SCU）設置、広域医療搬送、地域医療搬送
- ・ 病院支援、現場活動、ドクターヘリによる活動

DPAT（厚生労働省・都道府県）

災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）。被災地域において、専門性が高く機動性をもって精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。精神科医師、看護師、事務職員等で組織される。主な活動内容は以下の通り。

- ・ 既存の精神医療システムの支援
- ・ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- ・ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援

JMAT（日本医師会）

日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team）。被災地外の都道府県医師会ごとにチームを編成し、被災地の医師会からの要請に基づいて派遣される。DMAT の撤退後を引き継ぐように、避難所等における医療・健康管理活動を中心に、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える。主な活動内容は以下の通り。

- ・ 避難所や救護所等の被災者への医療、健康管理、公衆衛生対策
- ・ 在宅患者の医療、健康管理
- ・ 医療空白地域の把握及び巡回診療等の実施
- ・ 被災地の医療関係者間の連絡会の設置支援
- ・ 患者移送
- ・ 再建後の被災地医療機関への引継ぎ

D.Waste-Net（環境省）

災害廃棄物処理に関し、国が集約する知見や技術を有効活用するために構築された人的支援ネットワーク。支援者グループには、有識者、自治体関係者、技術者のほか、関係業界団体として、廃棄物処理事業、建設業関連事業、個別処理工程関連業界、輸送関連事業団体等が参画する。主な活動内容は以下の通り。

- ・被災状況等の現地調査
- ・災害廃棄物の仮置き場調査や助言
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定や災害廃棄物発生量の推計
- ・処理困難物の処理方法の支援
- ・災害廃棄物の収集、運搬支援

農業農村災害緊急派遣隊（水土里災害派遣隊）（農林水産省）

農地・農業用施設等の二次災害や増破などの被害拡大を防止し、早期復旧を行うため、被災施設の種類や被災内容等に応じてチームを編成し、派遣する。また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施する。主な活動内容は以下の通り。

- ・初期情報収集
- ・緊急調査、応急対応に関する助言、指導
- ・技術支援（被災状況の調査、被害額算出や復旧工法等に関する技術指導等）
- ・高度な技術を有する専門家の派遣
- ・災害応急用資機材の貸出

全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）

全国土地改良事業団体連合会による支援ネットワーク。農地・農業用施設等の災害復旧に係る知識と経験を有し、認定を受けた農村災害復旧専門技術者をして被災地に派遣し、技術支援を行う。主な活動内容は以下の通り。

- ・農地や農業用施設棟の現地被災状況等の把握
- ・農地復旧の応急対策に係る技術支援
- ・災害復旧業務（災害査定に向けた準備業務）に係る技術的支援

日本水道協会（各種団体・市町村・厚生労働省）

水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、または複数を経営する地方公共団体又は法人及び専用水道を設置する法人または団体を正会員とする団体で、大規模災害発生時には、水道給水対策本部を設置し、対応にあたる。主な活動内容は以下の通り。

- ・被害状況の把握
- ・応急給水活動
- ・応急復旧活動
- ・広報活動支援

災害時支援全国代表者連絡会議（各種団体・都道府県・国土交通省）

下水道施設が被災した際に全国的な支援活動を調整するために設置されるもので、国土交通省、日本下水道事業団、ブロック連絡会議、ブロック内の大都市、ブロック連絡会議で選出した市町村、関係協会・連合会等により構成され、事務局を日本下水道協会に置く。主な活動内容は以下の通り。

- ・下水道の被害状況把握、応援要請のとりまとめ
- ・支援計画の立案、支援調整、情報提供
- ・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保
- ・資器材調達や外注費用の積算等の支援調整
- ・広報に関する連絡調整及び支援

5 支援の要請・受入れの枠組みの整理

(1) 応援団体等に対する支援の要請・受入れ

本計画における人的・物的支援の要請及び受入れには、災害対策基本法に基づくもの、相互応援協定によるもの、自主的に行われるもの、ボランティア支援団体や事業者によるものなどがある。

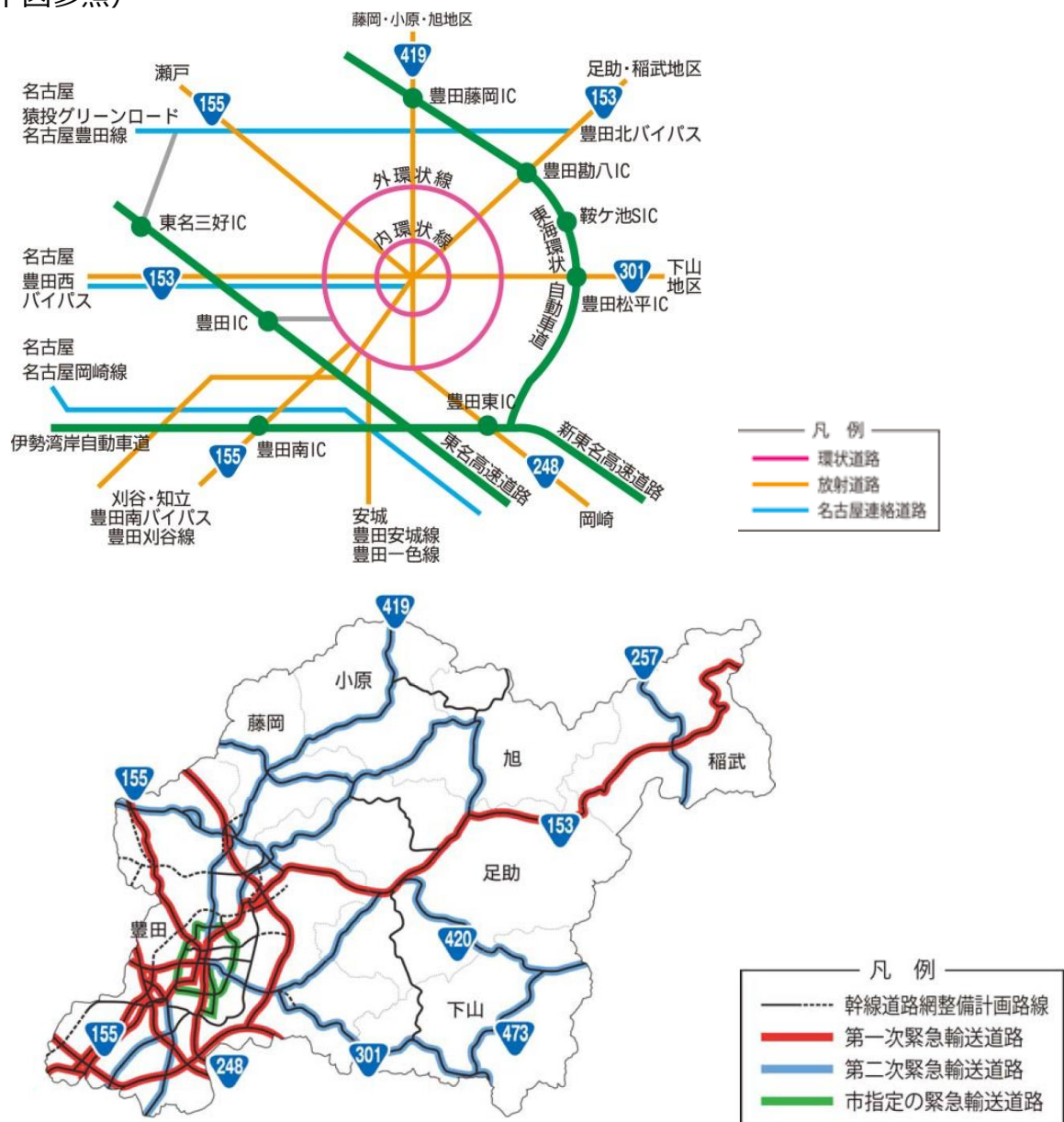
関係機関等に要請する主な支援について、法的根拠等を下表に示す。

種別	要請の種類	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	応援部隊等、災害応急対策全般	県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第68条
	緊急消防援助隊		緊急消防援助隊の派遣	消防組織法第44条、第45条及び愛知県緊急消防援助隊受援計画
	災害派遣隊（自衛隊）		自衛隊の派遣	災害対策基本法第68条の2第1項、自衛隊法第83条第1項
	他自治体職員（市町村）	他市町村長	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第67条第1項
	事業者・団体（協定先）	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
	事業者・団体（協定先以外）	必要に応じて決定	応援の要求及び災害応急対策の実施	－
	ボランティア	社会福祉協議会、NPO等の団体		－
物的支援	国・県への要請	県知事	物資又は資材の供給	災害対策基本法第86条の16
	協定先（他市町村）	他市町村長		各種災害時応援協定
	協定先（事業者）	災害時応援協定締結団体		各種災害時応援協定
	協定先以外	必要に応じて決定		－

(2) 被災自治体に対する支援の提供

本市は、愛知県の中央に位置し、産業活動の効率性を高め、周辺都市との広域交流を支えるため、周辺都市等を結ぶ幹線道路網の整備を国、県、市で連携し計画的に取り組んでいる。また、高速道路網では、首都圏、中部圏、関西圏との流通を支えるインターチェンジやジャンクションを数多く有している。

その地域特性を強化し、第8次豊田市総合計画の土地利用構想に掲げる多核ネットワーク型都市構造の確立を目指して、平成29年4月に「豊田市幹線道路網整備計画」を定め、市内の複数の高速道路インターチェンジを活かした広域的な交流や連携を図るための放射道路の整備促進、災害時における迅速かつ確実な緊急活動を可能にする緊急輸送道路網の整備促進を行っているところである。（下図参照）



本市を含む西三河地域は、自動車関連産業の集積地であり、経済の持続のためにも非常に重要な位置にあるといえる。南海トラフ地震等により広域かつ甚大な被害が発生した場合、日本経済に大きく影響する自動車関連産業の事業継続・早期復旧を支えるためにも、西三河地域の被災自治体への支援を行うことを視野に入れた受援体制の構築が重要となる。

広域災害の場合、本市が被災しつつも、更に甚大な被害が発生していると想定される近隣の被災自治体へ本市が直接支援を行う状況や、被災地外の自治体や団体からの応援を本市が中継する後方支援を行う状況が考えられる。

東日本大震災時に、自ら被災しつつ、甚大な被害となった近隣の自治体へ積極的な後方支援を実施した岩手県遠野市の事例等を踏まえ、本市における被災自治体支援に関する基本事項についても本計画に記載することし、基本的な考え方や実施体制、支援の流れ等を整理する。

被災自治体支援の基本事項については「第5章 被災自治体支援」に記載する。

なお、本計画は支援の受入れに関する基本事項を定めるものであることから、被災自治体への支援に関する詳細事項については、必要に応じ、別途定めるものとする。

6 費用負担

協定に基づく応援の場合には、応援要員の旅費、応援側が活動に用いる物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等については、概ね受援側である本市が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定めた通りとする。事業者・団体についてもこれに準じる。協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用の負担をそれぞれの応援市町に依頼する。

また、被災程度により災害救助法が適用されると、一部の費用については愛知県が支弁（状況に応じ国庫負担）することになる。災害救助法や激甚災害法等の適用が行われた場合は、速やかに各対策部・班へ周知を行い、円滑な手続きが行われるよう配慮する。

なお、応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償や、業務上第三者に損害を与えた場合についての費用は、損害が業務の従事中に生じたものについては本市が負担し、損害が往復の途中に生じたものについては応援市町がその損害を賠償することとする。

その他、特別交付税の措置²による費用の支給もある。また、自衛隊の災害派遣に関する費用負担も別途定めがある³。

注2) 特別交付税の措置による支給

特別交付税は、地方交付税の一種で、地方交付税総額の6%が充てられる。普通交付税で補足されない特別の財政需要（自然災害による被害などの緊急の財政需要）に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される。（特別交付税に関する省令第3条「市町村に係る十二月分の算定方法」）主な算定項目としては、災害関連経費、除排雪関連経費、地域医療の確保、地域交通の確保、公営企業の経営基盤強化、消防・救急がある。

予め定めた協定等ではなく、災害対策基本法第67条（他の市町村等に対する応援の要求）及び第68条（都道府県知事等に対応する応援の要求等）による応援要請を行った場合で、救助法の適用が行われない業務の費用負担については、応援側・受援側の分担に関する基準や手続きに関する取り決めが明確になっていないが、この特別交付税の措置による支給を適用することが可能となる場合がある。

注3) 自衛隊の災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費（以下を基準とする）は、原則として派遣を受けた市が負担する。負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- ・派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- ・県等が管理する有料道路の通行料

7 受援の終了と長期化への対応

(1) 受援の終了

受援開始後は、各業務の業務量や物資の必要量と今後の見通し、自前での要員や物資の確保状況などを把握し、応援側と協議の上、受援の必要がなくなった業務ごとに、撤収を要請し、支援の受入れを終了する。

受援の終了については、市における受援業務全体の業務実施状況について、災害対策本部にて定期的に情報を集約し、市内部での業務遂行が概ね可能と判断される段階で原則的な受援の終了を検討し、災害対策本部員会議にて判断する。

受援終了のタイミングは、応急対策に一応の目処がつき、災害対策本部が復興本部に移行する時期等が考えられる。その場合、物資の受入れは原則終了し、職員の受入れは自治法に基づく行政職員の派遣に移行する。ただし、災害対策本部と復興本部は、状況により同時に設置される場合がある。

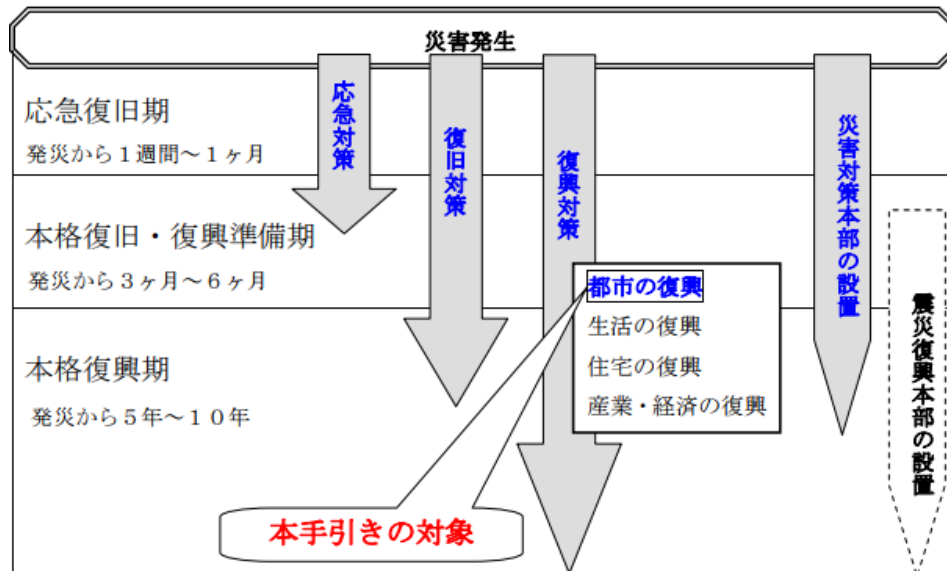
(2) 長期化への対応

長期間にわたる復旧、復興への取組を継続していくために、災害状況により長期化の予想が見込まれた時点で、職員間のローテーション等を行い、職員の健康管理を図りながら息の長い対応をしていくこととする。本市職員だけでなく、応援要員やボランティアについても同様に対応する。

職員の配置については、対応のノウハウを継承させるため、職員すべてが一度に入れ替わることがないように、業務の継続性を意識したローテーションをとる。

なお、長期にわたる災害対応に関して、地震時の災害復旧・復興期の取組については、愛知県では「愛知県震災復興都市計画の手引き」（手続き編：平成 24 年 4 月策定、計画編：平成 25 年 3 月策定）により、大規模地震災害からの迅速な都市復興のための自治体の行動要領及び計画の策定指針等が示されている。

手引きでは、発災から6ヵ月程度を目安として都市復興の準備を行うこととされており、市においては、震災復興本部を設置し、県との連携を図りながら、復興全体に関する総合計画となる「復興基本方針」や「復興基本計画」を策定・公表する必要があると記載されている。



(「愛知県震災復興都市計画の手引き(手続き編)」P4より)

本計画における災害対応における支援の受入れについても、当該計画による復興対策と密接に関係し、同時並行的に進められるものであることに留意する。また、本格的な復興期に主体となって取組を進める震災復興本部との連携についても考慮し、支援体制を整備していくことが望まれる⁴。

注4) 復旧・復興に向けた取組

市では、被災後の迅速な復興を図るため、豊田市災害対策推進計画 4-1-1「復興体制の整備」として、事務手続及び行動手順の整備等の復興体制の整備に向けた検討を推進している。

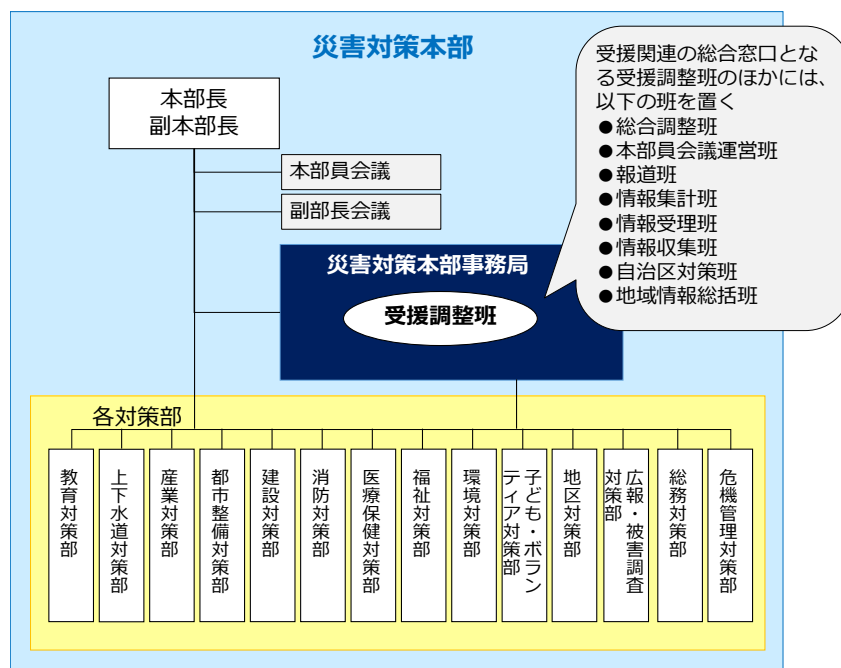
第2章 受援体制

1 受援調整班の設置

本市において、これまでの災害対策本部体制では、受援を総合管理する担当が明確でなく、災害対策本部事務局で調整を行ったり、各対策部・班が各自で支援の受入対応にあたることとなっていた。その場合、現場の受入関連業務が膨大になって対応に支障をきたす恐れが生じたり、災害対策本部内の事務局の対応が追いつかず、受入れの調整に支障を来したりする可能性が高かった。過去の実災害の事例からもこのような課題が明らかとなっており、内閣府受援ガイドラインにおいても、災害対策本部の事務局機能を強化し、支援の受入れを専門とする受援担当を設置することが望ましいとされている。これらを踏まえ、平成30年度より災害対策本部の事務局内に支援の受入調整を担当する「受援調整班」を設置することとした。

受援調整班は、支援受入れの総合的な窓口となり、災害対策本部内の各組織と連携し、外部機関との応援要請・受入調整等、応援・受援に関する市全体の総合的なとりまとめを行う。これにより、受援に関する全体像の把握、各班・現場の需給調整の円滑化が可能となる。

受援調整班を設置した平成30年度の災害対策本部の構成図を以下に示す。

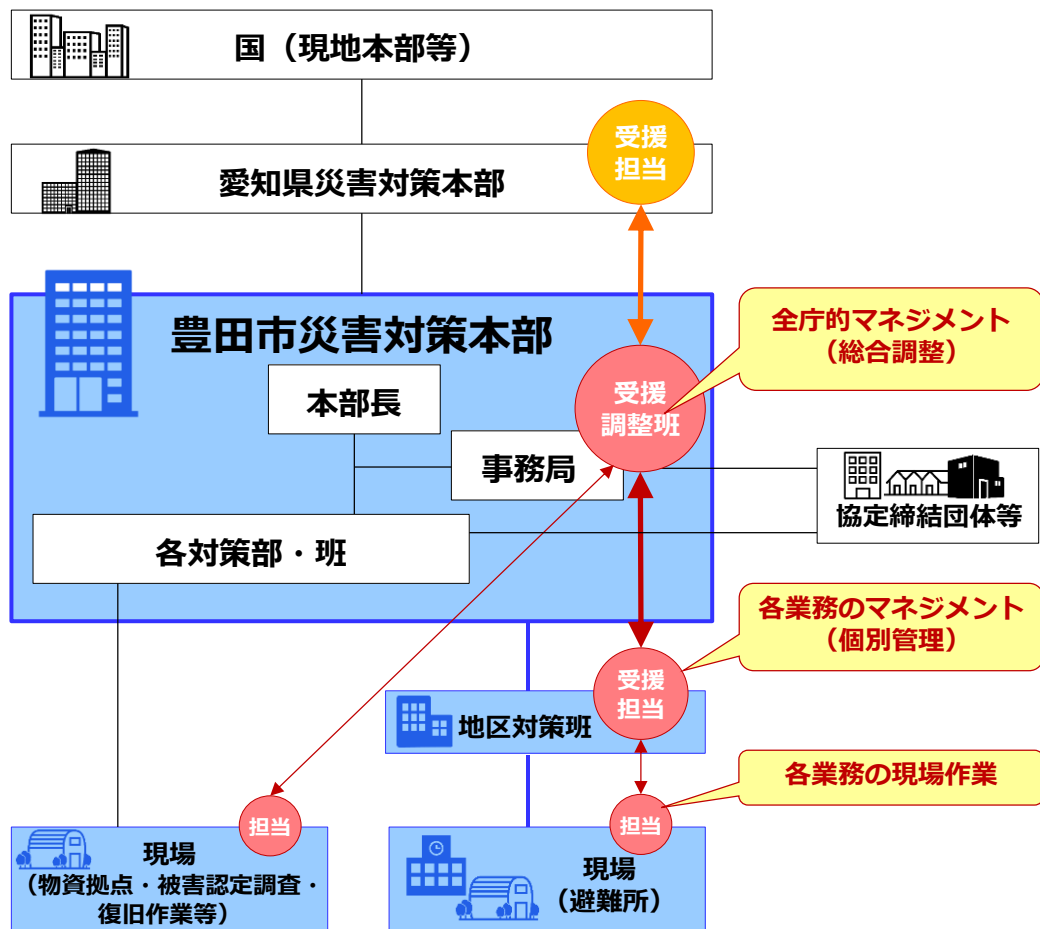


受援調整班を設置した災害対策本部の組織構成（平成30年度）

2 各対策部の受援担当の設置

各対策部における業務の特性をふまえた受援ニーズ、実際の応援受入れ状況などについてきめ細かく把握するため、各対策部においても、受援に関する対応を行う受援担当を定め、各対策部の事務分掌へ受援に関する項目を記載した上で、情報収集や個別業務の受入状況の管理を行う体制を整える必要がある。

なお、各対策部の受援に関する連絡については、災害対策本部に集まる各対策部の連絡要員が各対策部執務室や現場との窓口となって本部事務局の受援調整班と連携することにより、効率的な情報収集、情報の一元的管理を図るよう、下図のような構造の体制をとることが望ましい。



※地区対策班は主に避難所運営に関わる。

その他の現場活動は各対策部と連携し、本部を通さず個別に管理することもある。

豊田市災害対策本部及び現場における受援担当の関係イメージ図（再掲）

3 受援調整班の役割

災害対策本部事務局における受援調整班については、以下を基本的な役割とする。

業務分掌
①県及び他の地方公共団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 ②企業、NPO等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 ③物資に関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 ④市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。

なお、内閣府受援体制ガイドラインでは、受援調整班が外部機関との受援調整を含めた人的・物的資源の受入れを統合管理することが望ましいとされている。このため、自衛隊の災害派遣等の国の機関の受入れ等、上記に含まれない応援要請及び受入れ業務についても、受援調整班にて総合調整を行う体制とするよう、今後の検討を行うことが望まれる。

4 各対策部の受援担当の役割

各対策部における受援担当については、以下を基本的な役割とする。

なお、災害対策本部の受援調整班の役割等が具体的に決定した段階で詳細を検討していくこととする。

業務分掌
①応援職員等の受入れに関すること。 ②災害対策本部各対策部連絡要員との連絡及び受援調整等に関すること。 ③応援職員等への連絡及び調整等に関すること。 ④応援職員等に対する活動意義の周知に関すること。 ⑤その他応援職員等のサポートに関すること。

第3章 受援の流れ

受援に必要な資源としては、「人的資源」と「物的資源」に大別され、更に、災害対応のフェーズにより「プッシュ型」「プル型」の支援に分けられる。資源の種類概念を以下に再掲する。

種類	方法	支援を受ける項目	特徴
人的支援を受けるもの	プッシュ型	救助・救急・消火、医療救護、緊急輸送ネットワークなど	発災後すぐに自己完結型で派遣される応援部隊 【応援元】自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、国交省 TEC-FORCE、DMAT、DPAT、JMAT等
		応援自治体との連絡調整	本格的な職員派遣、物資支援等の展開に向けた総合調整を行うリエゾン役としての連絡要員 【応援元】県、協定先、市長会等
	プル型	避難所運営、防疫活動、廃棄物処理、家屋調査・罹災証明書関連、環境調査、石綿建材含有調査、上下水道対応※	市からの応援要請に基づき派遣される応援部隊 (協定等に基づき派遣が実施されるもの) 【応援元】国省庁、協定先自治体、事業者等
物的支援を受けるもの	プッシュ型	市の要請有無に関わらず送られる重要8品目(食料、毛布、簡易トイレ等)	発災後に政府主導で発送される緊急物資。送付される種類・量は、愛知県広域受援計画に記載されている。
	プル型	市からの要請に基づき送られる物資(日用品、衛生用品、衣類、作業道具)	避難生活の維持及び復旧活動に必要な資機材等の調達が主となる。

※上水道に関しては日本水道協会を、また、下水道に関しては日本下水道協会を通じ、全国統一の支援が行われることとなっている。

人的資源、物的資源それぞれの資源について、基本的な考え方及び受入れの流れの基本事項について、以下に整理する。

1 人的資源の受援の流れ

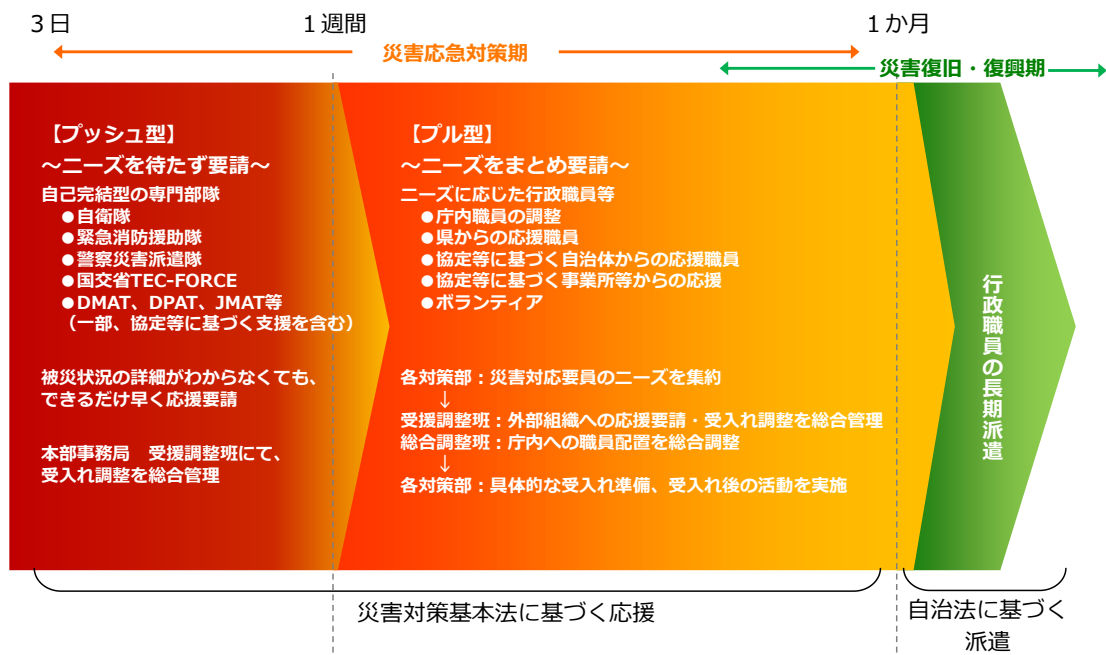
(1) 基本的な考え方

ア 人的資源における「プッシュ型」と「プル型」の受入れ

大規模災害発生時、応援人員の派遣は、災害発生直後から、国、県、被災地外の地方公共団体、指定公共機関⁵、事業者やボランティア団体等、多様な主体により行われる。

なお、応援の受入れについては、災害対応のフェーズの変化に応じ、適切な対応をとることが求められる。本計画では、受入れのフェーズとして、初動から災害応急対策期にかけて行われる「プッシュ型」応援（本市におけるニーズの詳細なとりまとめを待たずに派遣される応援）の受入れと、災害応急対策期から災害復旧・復興期にかけて行われる「プル型」応援（詳細なニーズをとりまとめた要請に基づき派遣される応援）の受入れの2つのフェーズに分けることとする。

各フェーズの受援の流れを示す。



人的資源の受入れの様相イメージ図

注5) 指定公共機関

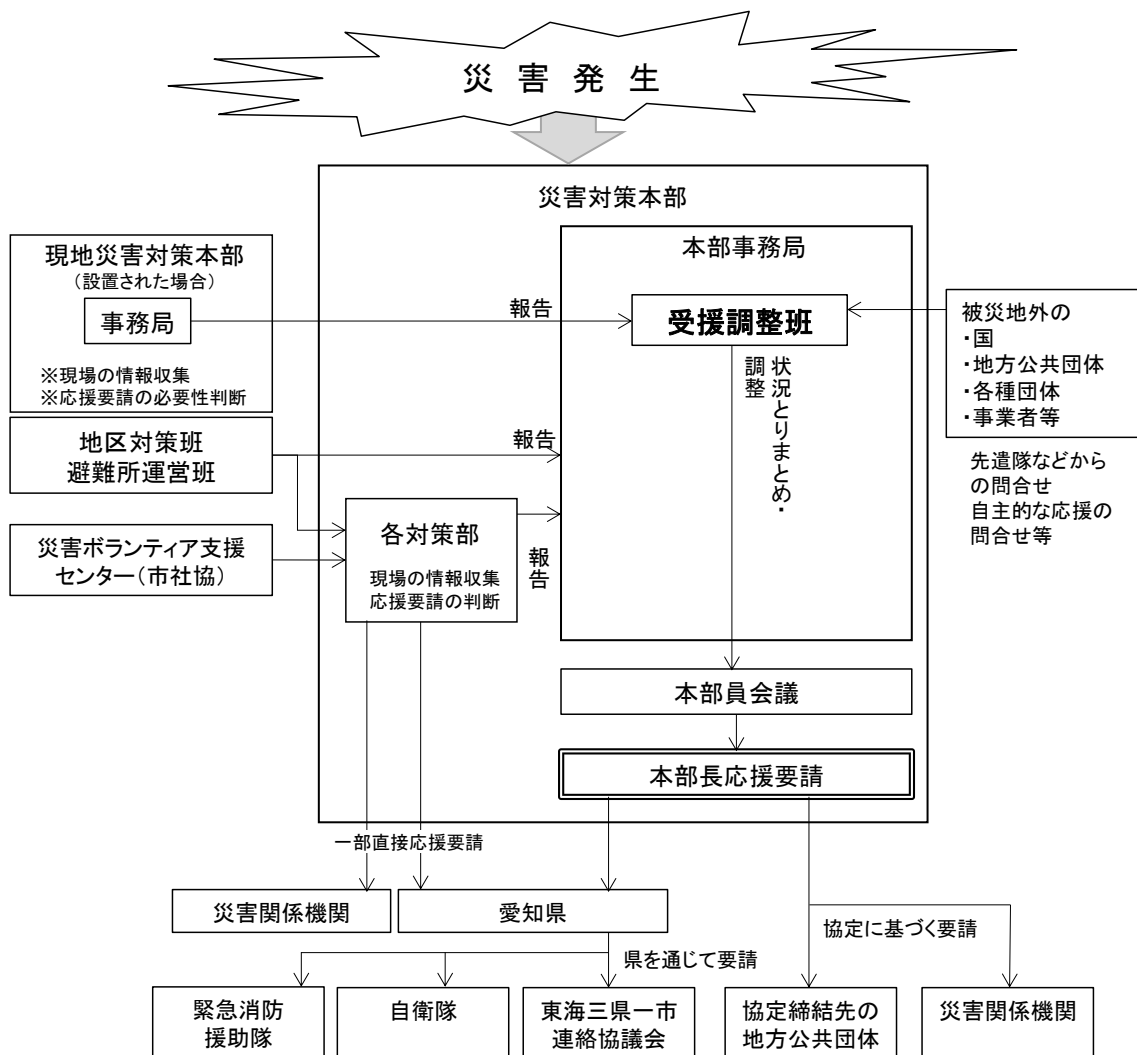
国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者などで、地域防災計画に記載されている。

なお、BCP を発動し支援の受入れを行う必要が生じる大規模な災害時には、支援の受入期間は長期にわたる。実際の災害の受入期間も数か月以上、年単位となっているものが多い。

前ページ図中の日数については、受入着手のタイミングを検討するための支援内容が移り変わる目安であり、受入れそのものは長期に及んで対応する必要があることに留意する。

イ 応援要請の基本的な体系

本市から応援要請を行う際の各組織との関係を以下に示す。



人的資源における応援要請の関係図

なお、災害発生時は、上図による本市からの応援要請によるもののほか、自主的な応援派遣も別途行われることに留意する。

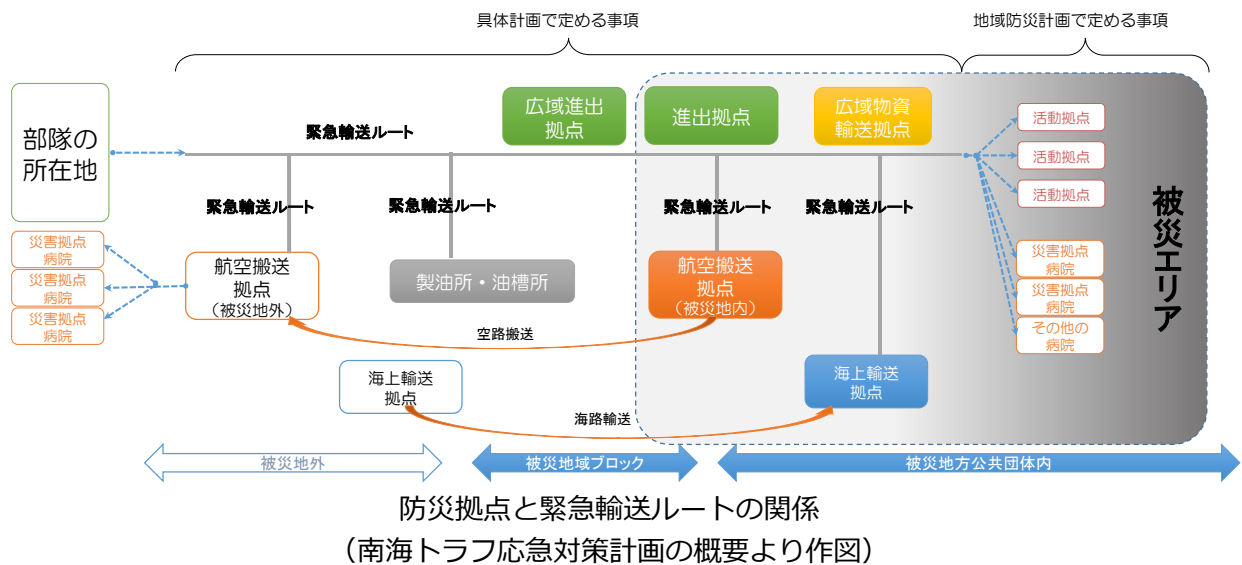
(2) 人的資源の受入拠点の確保

災害発生時に派遣される支援部隊を受入れるにあたり、支援部隊の活動拠点として、集結地となる用地や滞在するための拠点の確保が必要となる。

愛知県広域受援計画に定める防災拠点のうち、人的な応援に関する拠点の機能及び主な設置主体を以下に示す。広域応援部隊の進出拠点や大規模な広域防災拠点については、国等の応援部隊の派遣機関や県が整備する。市では、救助活動拠点及び航空機用救助活動拠点について、事前に候補地を選定、整備を進めるとともに、発災後には速やかな確保を行う。

名称	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの ※候補地：越戸公園、柳川瀬公園、豊田スタジアム、高岡公園、豊田市運動公園、藤岡コミュニティ広場、緑の公園、香嵐渓多目的広場、足助グラウンド、愛知県総合射撃場、矢作川池島公園、矢作川時瀬公園、旭総合体育館、稲武夏焼グラウンド	県・市町
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点 ※候補地：越戸公園、豊南中学校、矢作川豊田防災ステーション、藤岡地区ヘリポート、緑の公園、下山地区ヘリポート、矢作川池島公園、矢作川島崎公園、矢作川時瀬公園	
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

各拠点と輸送ルートとの関係を以下に示す。



応援部隊は、発災直後は主に空輸により、各部隊の所在地から被災地の最寄りの進出拠点に集結し、各地の拠点に向かう。緊急輸送ルートの啓開後は陸路による大量の応援部隊が広域進出拠点、被災地域内の進出拠点へ集結した後、被災自治体内の活動拠点に入る流れとなる。

なお、応援派遣部隊を受け入れる拠点は、一定程度の用地の広さや施設の機能が必要となる。(以下に示す受入拠点の要件例を参照。) このため、平時から想定される業務に応じた受入拠点の候補地を選定して整備を行い、発災時に速やかに確保する体制を整えておく必要がある。

現在、応援派遣部隊の受入拠点として地域防災計画において定めている活動拠点を以下に示す。

広域応援の集結場所及び活動拠点

区 分	施 設 名 等	所 在 地
自 衛 隊 関 係	豊田市運動公園	高町東山4-97
警 察 関 係	豊田スタジアム	千石町7-2
消 防 関 係	消防本部	長興寺5-17-1
水 道 関 係	豊田配水場	西山町5-2-8
下 水 道 関 係	旧五ヶ丘浄化センター	五ヶ丘2-1-1
清 掃 関 係	豊田市清掃事業所	渡刈町大明神39-3
そ の 他	活動内容に応じ、災害対策本部において適切な施設を指定する。	

応援部隊の受入拠点の要件（参考）

自衛隊の災害派遣受入れ

自衛隊の災害派遣受入れの際には、以下の事項に留意し、整備しておくことが望ましいとされている。

- 用地の確保（活動拠点、場外離着陸場、無線中継所等）
- 現地連絡調整のための活動施設の確保（連絡調整所、通信所、駐車場）
- 通信連絡態勢、連絡調整窓口手段等の整備

※災害派遣部隊の活動拠点となる集結地（被災地近傍の公園やグラウンド等）の広さの目安：

連隊：約 150m×100m 以上、師団等：約 400m×350m 以上

※緊急患者空輸、物資輸送のためのヘリポートの広さの目安（緊急患者空輸、物資空輸実施時の基準）：

中型ヘリ：50m×50m、大型ヘリ：100m×100m（いずれも1機あたり）

※自衛隊活動拠点の整備の目安

- 広さ：1人 30 m²を目安とする
- 進入路：自衛隊の車両は大型車が主体
- 安全性：宿営場所の地盤、予定場所及びその周辺の被害予測
- 夜間の鍵：夜間・休日無人の公園等の場合の運営方法
- ヘリの離着陸：事前に1回離着陸して問題を確認、吹き流し設置

緊急消防援助隊の受入れ

消防庁「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」（平成 25 年 3 月）によると、緊急消防援助隊の集結、活動期間が長期に及ぶ場合の隊員の宿営等や、食糧、燃料、資機材の補給等の後方支援活動の中核となる場所の主な条件として、以下の項目が必要又は望ましいとしている。

- 必要な規模を有すること
- 被災地からある程度離れていること
- 広域からの道路アクセスが良好であること
- 被災地との間の道路アクセスが良好であること
- 空港との間の道路アクセスが良好であること
- ヘリコプターの離着陸が容易であること
- 給油取扱所が近接していること
- 使用の自由度が高いこと
- 所有者及び管理者との間で協定が締結されていること
- 滞在に供することができる耐震性の高い建物があること
- 自家発電機、給排水施設、調理設備、空調設備、入浴設備等が備わっていること
- 自衛隊、警察等と競合する恐れがないこと
- 避難場所、災害ボランティアの宿营地等として使用される可能性が少ないこと
- 整備、維持管理及び使用に要する経費が低廉であること

TEC-FORCE等の受入れ

国土交通省 TEC-FORCE の応援部隊が指揮をとり宿営等を行う際の救助活動拠点の候補地としては、以下の施設条件を目安としている。

- 平時において、電気及び水道の使用が可能である建物内にあること。
- 発災後 1 週間程度の期間において、当該施設の用途（遺体安置所や避難所等）が定まっていないこと。（ただし緊急避難場所は除く）
- 施設付近に普通車の駐車スペースが 10 台程度確保できること。
- 施設の使用可能なスペースが 200㎡以上であること。

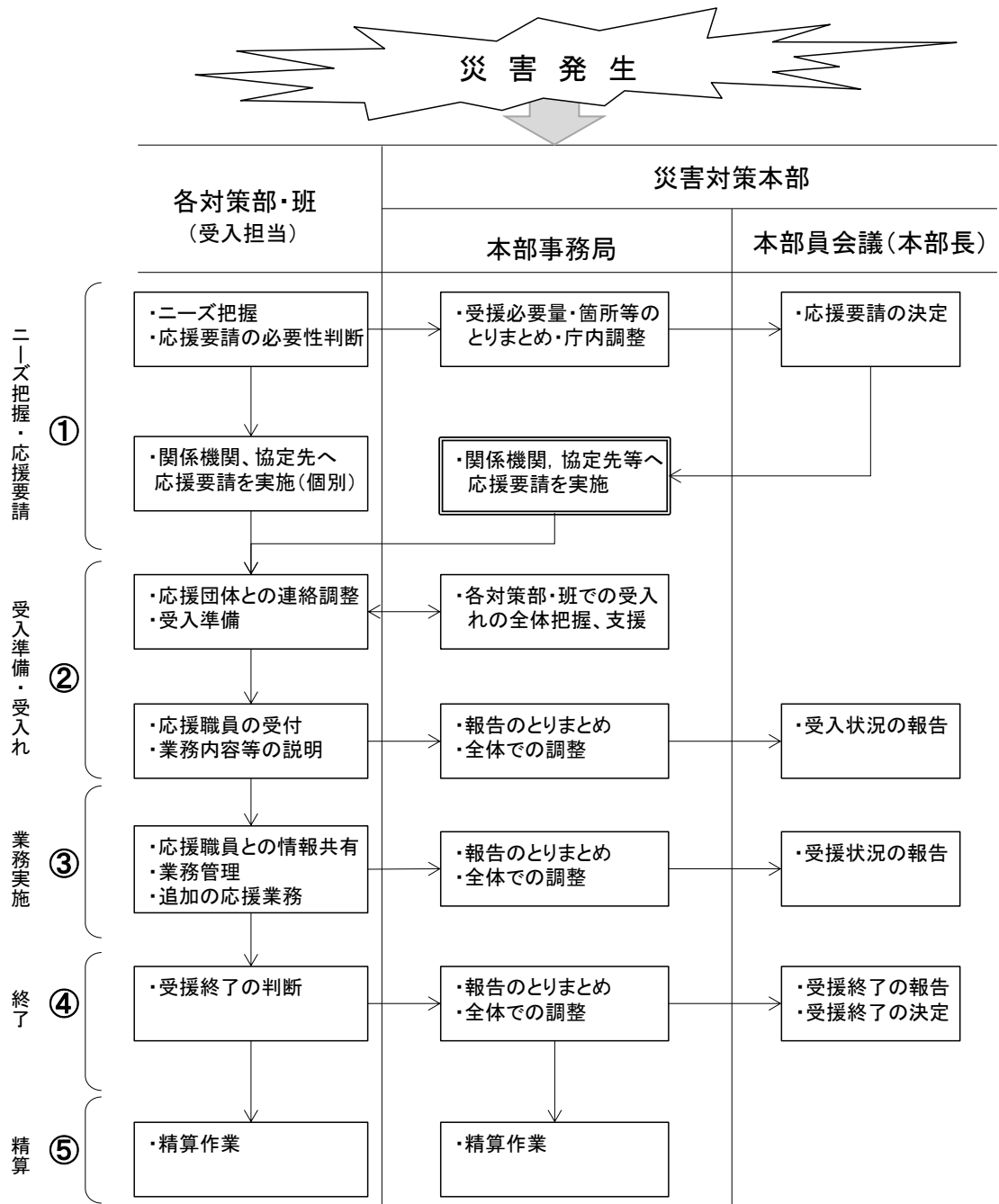
※ 役所の会議室や、公園内の管理事務所内の空き部屋等、建物内の災害時に使用が想定されていない部屋をイメージしている。

※ その他、施設の管理者の使用承諾、地域防災計画上の取り扱い、所在地の被災想定、施設の最寄りの状況等を考慮する必要がある。

(3) 人的資源の受入手順と対応内容

人的資源の受入手順と対応内容の手順について、基本的な流れは以下のとおりとする。

なお、上下水道対策部等、各対策部が個別にもつ協定等のネットワークにより応援要請及び受入対応を行う場合はこの限りではなく、個別に応援要請及び受入に関する整備を行うものとする。



人的資源の受入手順フロー図

ア ニーズ把握・応援要請（フロー図内①）

被害状況・職員被災状況の確認

各対策部・班は、BCP で決められた手順に従い、管内の被害状況や職員の参集・被災状況等を確認する。職員の被災状況及び参集の可否状況については、「豊田市職員安否確認・参集システム」⁶を用いて確認する。

応援ニーズ把握・応援要請の必要性判断

各対策部・班は、把握した被害状況等を踏まえ、個別受援シートの内容に従い、人的資源の受援の必要性について判断する。受援が必要な場合は、人数・資格等の情報をまとめる。

各対策部・班にて直接要請する場合（災害時応援協定の運用担当が限定される場合等）は、各自の判断にて要請を行う。

各対策部・班から直接要請する事項と、本部事務局を通じて要請する必要がある事項（県や全国市長会を通じた要請等）をあわせ、本部事務局へ被災状況等の現状及び要請事項を報告する。

応援要請のとりまとめと本部員会議への報告

本部事務局は、各対策部からの人的資源に関する応援ニーズをとりまとめ、庁内で調整可能な人員配置について調整する。この際、円滑な庁内調整を行えるよう、本部事務局は、予め各対策部に対し、支援が必要になる資源に関する調査を行う等の準備を行い、調整に必要な事項を明確にしておく。

庁内での調整で人員が不足する場合、本部事務局は、市外関係機関への応援要請が必要な事項をとりまとめ、応援要請案を作成する。

本部事務局は、本部を通じて要請する事項及び各対策部・班により直接要請する事項をとりまとめ、本部を通じ要請する事項について本部員会議に諮る。各対策部において直接要請を行う事項については、各対策部の要請状況を確認し、市全体としての要請状況を把握する。

応援元の機関から応援要員派遣の調整を行う連絡要員（リエゾン）が本部及び現場へ派遣されている場合は、リエゾンとの調整会議等を積極的に実施し、対応のノウハウ等を共有する。

注6）豊田市職員安否確認・参集システム

安否確認については、震度 6 弱以上の地震が発生した場合（震度 5 強以下及び風水害第 4 非常配備体制時は状況に応じて必要とされた場合）、全職員に対し、安否確認メールを一斉送信する。職員は、メールに記載された URL にアクセスし、安否の報告を行う。

参集については、配備対象となる対策班に所属する全職員に参集メールを一斉送信する。職員は、参集できる場合、メールに記載された URL にアクセスし、参集する旨を回答する。職員の安否状況及び参集可否に関する回答状況は、本部事務局等にて集約結果が確認できる。

応援要請の決定

本部員会議において、本部事務局から報告された各対策部間の応援状況や外部機関に対する応援ニーズの内容を検討し、災害対策本部を通じて実施する応援要請事項を決定する⁷。

応援要請の実施

本部員会議の決定事項に基づき、本部事務局は、応援団体等の連絡先、支援依頼内容を整理し、速やかに応援団体等へ要請する。

応援側へ発信する情報は、以下の内容に留意する。

- 必要な活動内容
- 資格・経験の必要性の有無
- 要請人数
- 要請期間（※原則として1週間以上のサイクルを目標）
- 集合場所、活動場所
- 通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援活動に有益な情報
- その他、支援する際に特に留意が必要な事項

注7) 本部員会議での協議事項 ※下線の事項が、応援要請・受入れに関連する。

- (1) 災害応急対策の基本方針に関する事。
- (2) 現地災害対策本部の設置に関する事。
- (3) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関する事。
- (4) 災害対策本部の移転に関する事。
- (5) 各対策部の相互応援に関する事。 ⇒庁内での人員調整を諮る際に検討
- (6) 災害救助法の適用申請に関する事。
- (7) 激甚災害の適用申請に関する事。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ⇒本部事務局を通じ要請する際に検討
- (9) 協定都市等への応援要請に関する事。 ⇒本部事務局を通じ要請する際に検討
- (10) 災害応急対策に要する費用に関する事。 ⇒費用負担の調整時に関係
- (11) 国及び県に対する要望及び陳情に関する事。
- (12) その他応急対策の実施に関する事。

イ 受入準備・受入れ（フロー図内②）

応援団体との連絡調整

応援団体等からの応援要員が担当する業務について、応援要請に対する回答受領者が本部事務局の場合は、応援団体等と本部事務局とで調整する。

回答受領者が各対策部・班等の場合は、応援団体等と各対策部・班等で調整し、調整内容を本部事務局へ報告する。

応援団体等と調整する際は、応援要員に持参してもらいたい資機材、応援要員の宿泊場所・食料等の確保についても調整しておく。

応援受入れの準備

本部事務局及び各対策部・班の応援受入担当は、活動拠点に準備のための要員を派遣し、以下の受入準備を行う。

項目		概要
業務面	業務内容・手順の整理	応援要員に要請する業務内容・手順等を整理する。 個別に業務マニュアル等を作成している場合は、応援要員等に配布する準備を行う。
	指揮命令系統の整理	個別受援シートの内容に従い、受入担当班に指揮命令系統を確立する。 場合によっては、本市職員と応援要員と活動グループを作るなど複数で活動する体制づくりも行う。
	活動拠点の確保・整備	応援要員等が活動する執務スペースや待機場所について、各対策部・班内の所管施設等を活用して確保する。 各対策部・班等における確保が困難な場合は、本部事務局と調整する。 また、応援要員の通信環境の整備（電話、FAX、Wi-Fi、ネットワーク等の整備、PCやモニター、コピー機の確保等）も行っておく。
	必要な資機材の準備	業務に必要なとなる以下のような資機材を準備する。 ・地図（可能であればフリガナ付き） ・図面等や、業務ごとのフロー、マニュアル等の資料 ・活動に必要な資機材、車両、備品 特殊な業務に必要な資機材や車両は、不足が想定されるため、応援要員等に持参してもらうよう調整する。
	燃料の確保	協定締結事業者へ要請し、業務に必要な車両の燃料を確保する ⁸ 。

注8) 災害時における車両の燃料確保

市では、災害時の円滑な燃料確保に向け、豊田石油株式会社と災害時における給油方法について覚書を締結している。覚書の中で、燃料在庫を積み増しして備蓄することにより、積み増し分を市が確実に利用できるよう、給油方法を取り決めている。その他、市では現在、豊田加茂石油協同組合及び愛知県石油商業組合とも協定を締結しているが、可能な範囲での燃料提供となっており、燃料在庫の積み増し備蓄を取り決めているものではない。

なお、燃料確保体制の整備は、豊田市災害対策推進計画 3-1-2「市庁舎等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し」（重点取組項目）として、対策の推進が図られている。

項目		概要
生活面	宿泊場所の確保	応援要員等の宿泊場所は、応援団体等が自ら確保することを原則とするが、応援団体等による確保が困難な場合は、本部事務局が中心となり、各対策部・班内の所管施設を活用して確保する。所管施設が不足する場合は、一般の宿泊施設も活用する。 各対策部・班等における確保が困難な場合は、避難所の活用やオープンスペースの活用（テントによる宿泊等）なども検討することとし、本部事務局と調整する。 （宿泊場所の総合調整は、本部事務局にて行う。）
	食料の確保	応援要員に必要な食料は、応援団体等が自ら確保することを原則とするが、応援団体等による確保が不可能な場合等、受入担当の対策部・班において準備する必要がある場合は、必要数等を取りまとめ、本部事務局を通じて調達する。 （食料確保の総合調整は、本部事務局にて行う。）
	応援要員の相談先の明確化	応援要員は、業務に忙殺される被災地職員に対する遠慮から相談を控えることも想定されるため、応援要員が業務や生活面での相談を行える窓口等を決めておく。

応援要員の受付・業務内容等の説明

各対策部・班の受入担当は、以下の流れにより、応援受入れを行う。

（ア）応援要員等の受付

集合場所において、応援要員等の受付を行う。その際、応援要員等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した記録簿を作成する。

（イ）業務内容等の説明

応援要員等が行う業務の内容や手順、使用可能な資機材、ネットワーク等について、応援要員等に説明を行う。

（ウ）応援要員等の受入れの報告

受入担当は、応援要員等の受入状況を取りまとめ、本部事務局へ報告する。本部事務局は、本市における各対策部・班の状況を取りまとめ、必要に応じて本部員会議等に報告する。

ウ 業務実施（フロー図内③）

応援要員等との情報共有

受入担当は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援要員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

情報共有の際は、ホワイトボードや掲示物等を活用し、効率的に行う。

応援要員等の業務管理

受入担当は、応援要員等による業務の実施状況を把握し、応援要員の活動を支援する。

＜応援要員への主な活動支援内容＞

- ・被害状況、対策活動状況等の情報提供
- ・対策活動方針及び方法の周知
- ・必要な防災施設、設備、装備、機材等の提供
- ・現地案内及び現地指揮⁹
- ・応援要員に対する生活支援¹⁰
- ・車両を伴わない応援要員が宿泊施設と活動現場を往復する輸送手段
- ・その他連絡調整

また、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援要員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

業務実施状況の報告・調整

受入担当は、応援要員等による業務の実施状況をとりまとめ、本部事務局へ報告する。

本部事務局は、本市における各対策部・班の状況をとりまとめ、本部員会議等に報告するとともに、必要な調整を行う。

この際、報告及び調整を効果的に行い、市全体としての業務管理が一元的に行えるよう、予め報告方法や様式等を整備しておく。

注9) 現地での指揮

災害対応における指揮権は、原則として災害対策本部が有する。活動現場においては、それぞれの業務の指揮命令者の指示の下に活動することを原則とするが、緊急性、公平性、正当性を考慮し、必要に応じて現場での裁量権を認める。

注10) 応援要員に対する生活支援

食料、飲料水その他生活物資の確保や宿泊施設の提供等については、応援団体等が自ら確保することを原則とするが、応援団体等による確保が不可能な場合等においては、本部事務局及び各対策部・班が調整し、調達する。

追加の応援要請

受入担当は、担当業務の進捗状況や現在の応援要員の応援期間終了時期等を勘案し、必要に応じて追加の応援要請について検討し、本部事務局へ報告する。その際、応援内容の変更、人的規模の変更、現在の応援の維持（職員の応援期間終了のための補充）等、追加応援のニーズを明確にする。

本部事務局は、本市における各対策部・班の追加の要請状況を取りまとめ、本部員会議等に報告するとともに、必要な調整を行う。

応援要員の交代

受入担当は、応援要員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう情報共有等に配慮する。

応援要員等の交代の都度、記録簿を更新する。

長期化への対応

災害対応が長期化すると見込まれた時点で、職員の配置替えや加配により職員の健康維持を図る。

エ 終 了（フロー図内④）

受援終了の判断

受入担当は、受援対象業務の終了、又は業務に必要な人員が庁内職員で足りるなど受援の必要が無くなる見込みとなった場合、本部事務局へ報告する。

各対策部・班にて直接受入調整を行っている業務については、応援先と応援部隊の撤収等の支援終了に関する調整を行い、本部事務局に受援の終了を報告する。

本部にて撤収要請を行う業務については、本部事務局は、本市における各対策部・班の活動状況を踏まえ、各対策部・班と受援に関する総合調整を行い、本部員会議に受援の終了を諮る。本部員会議での受援終了の決定に基づき、撤収要請を行う。

受援終了の報告

受入担当は、受援を終了した場合は、本部事務局へ報告する。

本部事務局は、各対策部・班等の受入終了・撤収状況を取りまとめ、本部員会議にて報告する。

オ 精 算（フロー図内⑤）

応援要員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等について、協定に基づく応援の場合は、概ね受援側が負担する。詳細は各協定で定める通りとする。協定に基づかない自主的な応援の場合は、応援に要する費用を応援側に負担を依頼する。

本市が費用負担する場合、予め負担内容・方法等が定められている場合はその通り対応し、定めのない場合は、財政班、本部事務局と協議の上、決定することとする。

被災程度により災害救助法が適用されると、これらの費用については愛知県が支弁する（状況に応じ国庫負担がある。）。

その他、特別交付税の措置¹¹による費用の支給もある。

注11) 特別交付税の措置による支給 ……P23 注2 参照。

(4) 応援の申し出への対応

本市からの応援要請を待たずに被災地外からの各種組織から自発的に応援派遣を申し出てくる場合の受援については、以下の要領にて受入れを行う。

ア 外部からの応援の申し出の受付

(ア) 受入窓口の統一

外部からの自発的な応援の申し出は、受付窓口を本部事務局に統一する。

(イ) 申し出の受入、調整

外部からの自発的な応援の申し出に対しては、本部事務局が関係する対策部・班と受入先や支援内容等を調整した上で受入れを決定する。

イ 外部からの応援の受入れ

外部からの自発的な申し出に基づく応援の受入れについても、本市から支援を要請した場合と同様の手順で対応する。

2 物的資源の受援の流れ

(1) 基本的な考え方

ア 物的資源における「プッシュ型」と「プル型」の受入れ

大規模災害が発生した場合に、市は、避難所に避難した者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して物資を供給することとなる。本市では、市で算出した避難者数等に基づき、発災から3日間に必要となる物資について備蓄を推進¹²するとともに、市民に対しても、家庭内備蓄の促進¹³に関する取組を進めている。しかし、大規模災害時には、避難生活が長期化し、物流の復旧に時間がかかる等、物資が不足するおそれがある。

大規模災害時の物資の受入れについては、全国から被災自治体に届けられる膨大な支援物資について、保管・仕分け・配送・処分の業務及び経費の負担や、送付先の問い合わせの電話対応等により、他の業務に支障が生じることも予想される。このため、災害発生時の物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

なお、災害時における物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、物流に関する専門的な知識・技能を必要とするが、市は平常時に実施する業務の中に類似する業務がないため、知識や技能を殆ど保有していない。また、大量の支援物資への対応を市の職員のみで実施することは困難であることから、運送関係事業者や農協等による物資拠点における運営支援や、物流センター・出荷場の借用等、物流専門の組織と連携体制を構築する等の検討を行い、事前に備えておく必要がある¹⁴。

注12) 市による備蓄の推進

豊田市災害対策推進計画 2-4-2「初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保」(重点取組項目)として、発災後の飲料水や食料・生活必需品の不足等に備え、東日本大震災の事例や豊田市地震被害予測結果、これまで経験した災害や全国で発生している災害の教訓を踏まえ、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図っている。

注13) 家庭内備蓄の推進

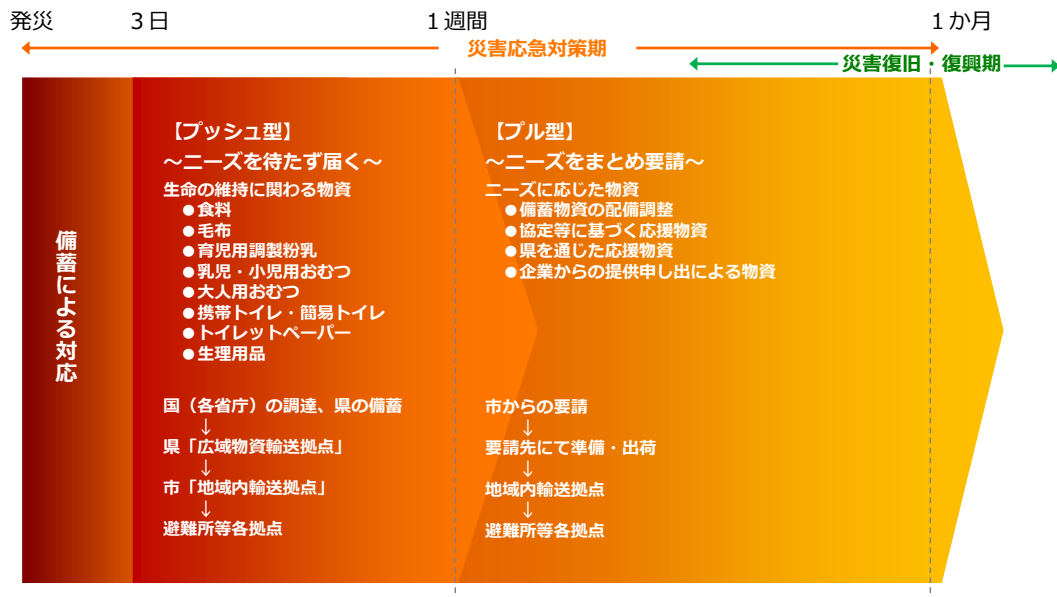
豊田市災害対策推進計画 2-4-1「家庭内備蓄の促進」(重点取組項目)として対策が進められている。発災後の飲料水や食料・生活必需品の不足等に備え、地域住民自らが家庭内で3日分程度の備蓄を進めるよう、アンケート調査や生涯学習出前講座、イベント・パンフレットの配布等による啓発活動等を行っている。

注14) 災害時の物資輸送体制の強化

豊田市災害対策推進計画 2-4-5「災害時の物資輸送体制の強化」として、救援物資等の輸送を迅速かつ効果的に行うため、一般の輸送会社等との協定による輸送体制の強化や、協定に基づく物資等の輸送・拠点受入訓練等の実施による検証を行う等の物資輸送体制の強化を図っている。

支援物資の受入れについては、災害対応のフェーズの変化に応じ、災害応急対策期にかけて行われる「プッシュ型」支援物資（本市におけるニーズの詳細なとりまとめを待たずに届けられる物資）の受入れと、災害応急対策期から災害復旧・復興期にかけて行われる「プル型」支援物資（詳細なニーズをとりまとめた要請に基づき届けられる物資）の受入れとがある。

なお、プッシュ型の物資支援が届くまでの期間は、市内に備蓄した物資により対応を行うことになる。



物的資源の受入れの様相イメージ図

支援物資の受入れを行う期間は、人的資源と比較すると、災害応急対策期における業務に必要な救援物資が中心となるため、災害復旧・復興期における業務が増加するに従い、収束に向かうようになる。ただし、物資の受入に関する特徴として、災害復旧・復興期においては、生活関連物資の供給量は減少するものの、需給のタイミングがあわず滞留する物資や不要となる物資の処分等、受入れ後にも物資の取り扱いに関する対応が必要となる。この点にも考慮し、事前対策を検討しておくことが重要である。

なお、人的資源の受入れ同様、大規模な災害時には物資の受入れについても長期にわたることが多く、上図中の日数は、受入れ着手のタイミングを検討するための目安程度であり、長期の物資受入れ対応が必要になることもあることに留意する。

(2) 物資の受入体制

支援物資の受入に係る各組織の体制について、基本的な枠組を以下に示す。
詳細については、別途検討を行い、定めるものとする。

ア 災害対策本部（本部事務局・各対策部・班）

災害対策本部においては、市域における物資の受入れ及び調達・配分に関する情報を総合管理する。

本部事務局は、契約班及びボランティア総括班と協力し、各対策部からの物資支援に関する報告を受け、部を超えて全体調整が必要な支援ニーズをとりまとめ、県及び協定先への要請を行う。また、要請先からの物資提供に関する情報をとりまとめ、各対策部と受入れの日程や拠点等の全体的な調整を行い、物資の配置先や配分量の優先度等の方針を検討し、統括する。

生活福祉班及び庶務班は、後述 イ 物資輸送拠点において、物資の輸送状況や受入れ及び配分状況に関する情報を集約し、本部事務局と連携する。

地区対策班及び避難所運営班は、後述 ウ 物資配布場所（避難所及び福祉避難所、災害ボランティア支援センター等）において、物資の受入れ及び配分状況に関する情報を集約し、本部事務局と連携する。

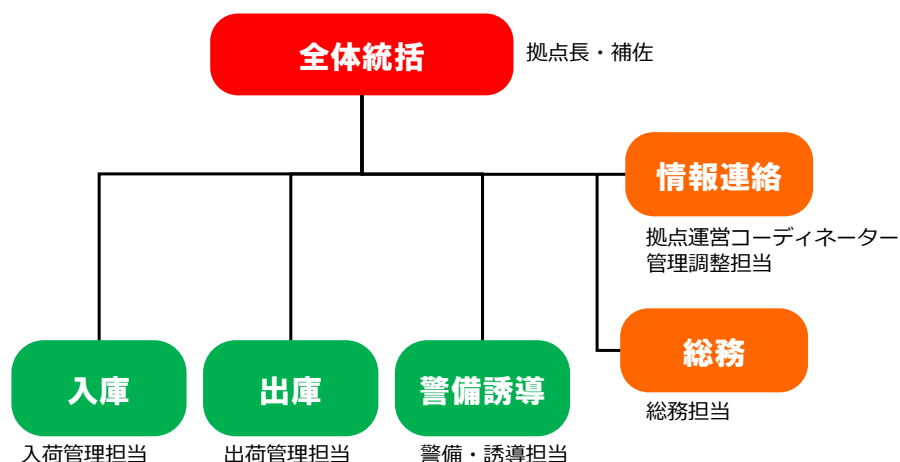
担当	主な業務内容	活動場所
本部事務局 ・ 総合調整班（防災対策課） ・ 受援調整班（総務部選任者）	・ 県、協定先等への支援物資要請 ・ 備蓄品管理 ・ 物資に関する全体的な調整、 配分方針検討	災害対策本部
契約班(総務部 契約課)	・ 緊急物品等の調達、保管	
ボランティア総括班 (子ども部 次世代育成課)	・ ボランティア活動資器材の必要量の把握	
生活福祉班 (福祉部 生活福祉課)	・ 物資の受入れ及び配分	地域内輸送拠点
庶務班(総務部 庶務課)	・ 支援物資の緊急輸送	地域内輸送拠点 ⇔避難所
地区対策班	・ 地区内の避難所への物資輸送	避難所、 福祉避難所、
地区対策班、避難所運営班	・ 物資の受入れ ・ 本部への物資等の要請	災害ボランティア 支援センター等

イ 物資輸送拠点（地域内輸送拠点等）

地域内輸送拠点等の物資輸送拠点においては、物資の輸送状況及び受入れ状況等を一元的に情報管理し、円滑な入出荷を行うため、拠点の開設と同時に以下の役割分担にて職員を配置し、業務の遂行及び情報の管理を行うことが望ましい。

また、災害対策本部事務局への報告を定期的に行い、連携を図る。

機能区分	担当	主な業務
全体統括	拠点長	・ 地域内輸送拠点等物資輸送拠点の運営統括 ・ 各担当業務の把握・指示、課題への対応方針の決定
	拠点長補佐	・ 拠点長の補佐、拠点長不在時の職務代理
情報連絡	拠点運営コーディネーター	・ 各担当業務の把握・支援 ・ 課題抽出・対策検討、拠点運営にかかる助言
	管理調整担当	・ 入荷・出荷に係る本部事務局との連絡調整 ・ 入荷・出荷・在庫量の情報集約 ・ 本部事務局への資機材・要員の要請
総務	総務担当	・ 施設管理者との連絡調整 ・ 要員の労務管理
入庫	入荷管理担当	・ 調達先からの物資の確認・受入れ ・ 在庫量の把握
出庫	出荷管理担当	・ 物資の避難所等配送先別仕分け ・ 避難所等配送先への出荷 ・ 在庫量の把握
警備誘導	警備担当	・ 拠点の警備 ・ 搬入出車両の誘導
その他	補助員	・ 各担当の補助



物資輸送拠点の受入体制のイメージ図

物資輸送拠点の受入体制については、拠点ごとの特徴や運営にあたる要員の参集状況等を踏まえ、上図の役割を目安とし、柔軟に配備体制を検討する。

ウ 物資配布場所（避難所、福祉避難所、災害ボランティア支援センター等）

支援物資が最終的に配布される避難所及び福祉避難所、災害ボランティア支援センターにおいては、被災者支援に関する拠点運営の中の重要な業務として物資の管理を行う必要がある。

各拠点における被災者支援の運営体制構築の際には、地域内輸送拠点から運び込まれる支援物資の受入れ及び物資の配布、配布までの物資の保管等についても考慮した受入体制を整え、物資の管理を円滑に行うことが望ましい。

(3) 物資集積の拠点確保と運営

ア 地域内輸送拠点の選定

物資を受け入れる場合、届け先施設を指定されていない場合も多いことから、一旦物資拠点に集積した上で、避難所等へ配送することを基本とする。特に災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月改正、第 86 条第 2 項）¹⁵により、今後、被災地の要請に基づかない、プッシュ型支援物資の増加が見込まれることから、物資拠点を選定し、運営方法等について事前に検討しておくことが必要となる。

大規模災害発生時は、災害対策本部事務局を中心に、災害状況に応じ、地域防災計画に定められた次ページ表の候補施設から、支援物資の集積所として、地域内輸送拠点を決定することとする。

なお、地域内輸送拠点については、次ページ表に記載された拠点をすべて同時に開設するとは限らず、被災状況や物資の配送のニーズ等に応じて順次開設するものとする。

注15) 災害対策基本法の改正

平成 23 年東日本大震災の教訓・課題を踏まえ、平成 24 年 3 月、「防災対策推進検討会議」の中間報告において今後の検討の方向性が示されたことを受け、平成 24 年及び平成 25 年に防災対策の全般的な見直しとして、以下のような改正が行われた。その後も、大規模災害の発生を踏まえ、随時改正が行われている。

- ・ 物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、事業者等との連携
- ・ 大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・ 都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・ 市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応
- ・ 避難所の位置付けの明確化
- ・ 体系的な被災者支援制度への見直し検討
- ・ ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・ 様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・ 多様な主体（国・地方・事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

(ア) 地域内輸送拠点候補一覧

現在地域内輸送拠点として地域防災計画に定める拠点は7か所あるが、そのうち、平成29年度に実施した現地確認結果¹⁶に基づき、以下の拠点を優先的に開設する。

拠点名	住所	敷地面積 (㎡)	体育館 床面積(㎡)	緊急輸送道路
①豊田市運動公園 (体育館)	高町東山4-97	351,000	3,490	国道419号
②豊田スタジアム 駐車場(B2F)	千石町7-2	—	—	国道301号
③西部体育館	西新町6-133	22,570	3,651	国道153号

(イ) 予備拠点候補一覧

以下の拠点は、原則滞留物資等の一時保管に活用する。救援物資が大量に届く等、前述(ア)の地域内輸送拠点候補3か所では対応しきれなくなった場合等においては、支援物資の輸送拠点としても活用することを検討する。

拠点名	住所	敷地面積 (㎡)	体育館 床面積(㎡)	緊急輸送道路
高岡公園体育館	中田町川向8	18,525	3,022	伊勢湾岸自動車道
柳川瀬公園体育館	畝部東町稲荷25	197,000	1,889	東海環状自動車道
東山体育センター	宝来町4-758-10	30,946	1,545	東海環状自動車道
豊田地域文化広場 (体育館)	西田町けやき1	46,153	1,698	東海環状自動車道

注16) 地域内輸送拠点の現地確認(平成29年度)

本市における災害時の物流について、「豊田市救援物資等受入施設現地確認に関する連絡会議」を立ち上げ、市の関係課及びヤマト運輸株式会社、トヨタ自動車株式会社が協同して拠点の現地確認及び災害物流訓練での検証を行い、物資受入拠点の整備についての検討を行った。

はじめに、物資受入拠点の機能として必要な要件を洗い出した上で、拠点の機能確認のためのチェックシートを作成し、地域防災計画に定める地域内輸送拠点7拠点についての現地確認を行った。その結果を踏まえ、物資受入拠点の要件として特に重要と考えられる6要素(①災害リスクの低さ、②10tトラックの侵入が可能、③トラックの一方通行の導線確保、④荷降し・積込場所の分離、屋根の有無、⑤トラックのウイング全開が可能、⑥拠点場内のフォークリフトの使用が可能)を整理し、地域内輸送拠点7か所について、開設の優先度を定める等の検討を行った。

イ 拠点に必要な要件・資機材

支援物資集積所となる地域内輸送拠点の選定に当たっては、以下の点を考慮して選定することとする。（**太字**は特に重視すべき事項）

必要な要件	立地条件	・ 災害リスクが低いこと - 河川氾濫による浸水域想定区域外にあること - 土砂災害警戒区域外にあること - 液状化危険度が低いこと ・ 緊急輸送道路上若しくはその近傍に位置し、災害時における陸送アクセスが確保できること
	施設条件	・ 荷下ろしと積み込みの場所が分離できること（搬入と搬出が同時並行で実施されることとなるため） ・ 荷役作業を行う上で屋根を有すること（屋内が難しい場合はテントやビニールシートが必要） ・ 拠点内でウィングが全開できること（10t車はウィングタイプの車両が多いため） ・ 建築基準法における新耐震基準に適合した施設であること ・ 支援物資が滞留しないように、上屋（物資の荷捌き、一時保管を行う施設）及び敷地が十分なスペースを有していること ・ 拠点場内でフォークリフトが使用できること（大規模災害時は大量の物資の取扱が必要となるため） ・ ベルトコンベアを利用できるように床の強度が十分であること ・ 非常用電源が備えられていること ・ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
	接車	・ 大型・中型トラックが接車できる若しくは建物内に入れること ・ 10t車の進入が可能であること（県からの物資は10t車を使用して配送されるため）
	進入路	・ 大型のトラック進入が困難な場合があるため、十分な広さの進入路があること ・ 施設内でトラックが一方通行となる導線が確保できること（搬入・搬出を円滑に実施するため）
	周辺道路	・ 荷下ろしが滞るとトラックの長蛇の列ができるので、周辺道路にも十分な広さがあること
必要な資器材		フォークリフト、台車、ハンドリフト、ローラーコンベヤ、パソコン、コピー機、ホワイトボード、カメラ、通信機器、ハンドマイク、軍手、雨具、段ボール箱、はさみ、筆記用具、ビニール紐、テント、養生シート又はベニア板、照明器具、延長コード等

ウ 拠点の運営

地域内輸送拠点の開設及び運営については、拠点の場所や規模等により具体的な手順が異なるため、拠点ごとに運営マニュアル等を整備していく必要がある。

(4) 物資の輸送体制

支援物資の輸送は、原則として公用車を優先して活用し、状況に応じて協定による支援の要請を行う。優先して使用する車は、庶務班が作成するマニュアルに準じる。

市内の防災倉庫に備蓄している生活必需品については、災害対策本部地区対策班、避難所運営班及び必要に応じて自治区や自主防災会等の地域住民や、協定先の事業者等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

輸送に関し、発災時に物資輸送に従事する事業者から特にニーズが多いのが道路状況に関する情報である。情報提供の依頼へ対応するため、可能な限り輸送先までの地図を用意する、道路管理者のホームページ等から情報を収集する、道路班に状況確認を行うなど、知りうる範囲の道路状況等の情報を輸送業者に提供する。

なお、本市は市域が広大であるため、避難所等に滞在する被災者の手元まで確実に物資を届けるためには、物資輸送体制を強化しておく必要がある。平時から、地元の運送業者、軽貨物組合等との協定締結の推進や、自治区等との連携を図り、体制を構築することが重要である。

また、物資輸送には、広域輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送や、地域輸送内拠点から避難所等の支援拠点への配送など、物資の運び方にも特徴がある。（下表を参照。）これらの輸送・配送の特徴を考慮し、拠点間の輸送に関して事業者等との協定締結などに取り組む必要がある。

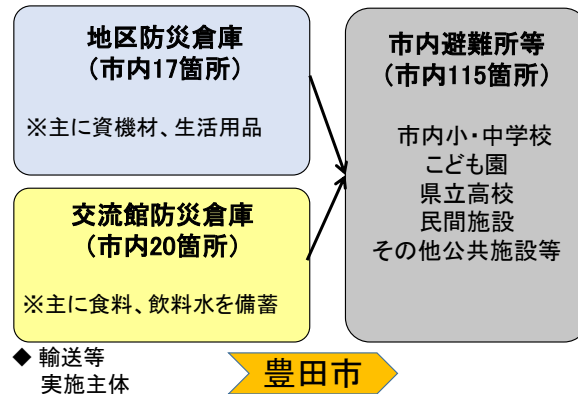
特徴	広域輸送拠点⇒地域内輸送拠点	地域内輸送拠点⇒避難所等の支援拠点
拠点・路線	・拠点の数が限定され、予め指定された候補地となることが多く、ある程度事前にルートを検討ができる ・事前に路線を整備しやすく、高規格道路が確保されていることが多い ・拠点間の距離が比較的長い	・拠点の数が非常に多く、災害状況によって指定された拠点でない場所に開設されることもあるため、様々なルートが発生する ・拠点を結ぶ道路が生活道のように狭い場合もある ・拠点間の距離は比較的短い
物資	・ロットが大きく、種類は限定的 ・パレットに載せて積み上げることができる	・小ロット多品目 ・規格が異なるため、揃えたり積み上げたりしづらい
車両	・大型（10tトラック等）が中心	・小型（ライトバン等）が中心
搬入・搬送	・フォークリフト、ベルトコンベア等の機材を用いる必要がある ・物量が多いため、保管面積や周辺道に広い面積が必要	・ハンドリフト、手押し台車、人力での運び込み ・物量が多くないため、保管面積や周辺道は比較的狭くても対応できる
事業者	・長距離輸送、大量搬送が得意な運送事業者	・近距離で地元の地理に詳しく小回りがきく宅配事業者

(5) 物的資源の受入れの流れ

ア 市の備蓄物資（発災直後～3日程度）

発災直後からプッシュ型の物資が到着するまでの期間（およそ3日程度）は、市が備蓄する物資にて対応する。

市の備蓄物資を配送する場合の情報及び物資の流れについて、主な事項を以下に示す。



物資の流れイメージ図（備蓄物資）

(ア) 情報の流れ

- ①災害対策本部は、避難所運営班や地区対策班、自治区や自主防災組織からの報告等により、避難所ごとに必要とされている物資の品目と数量を把握する。

被災状況により現地災害対策本部が設置されている場合は、現地災害対策本部を通じて情報を収集・集約する。

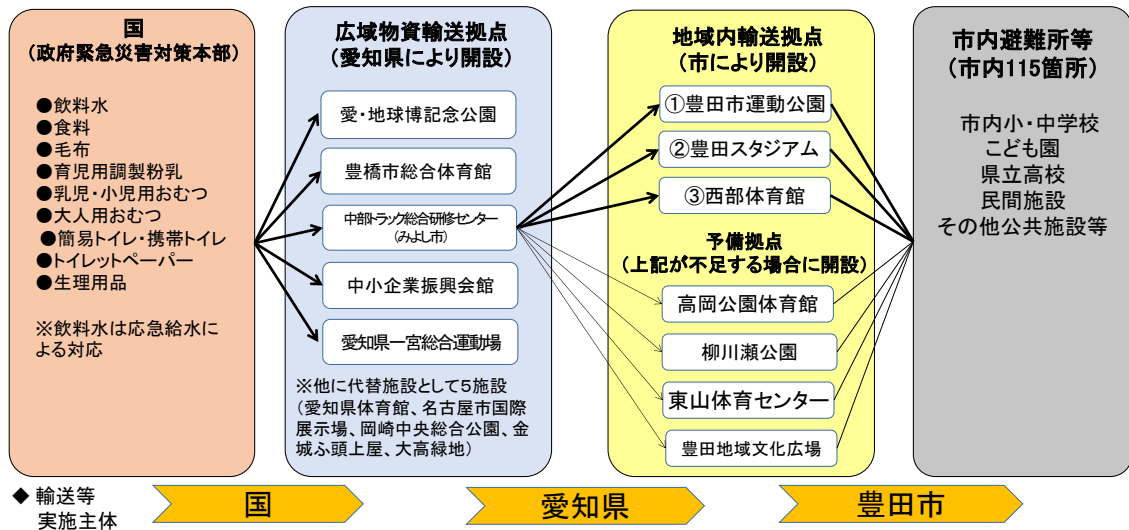
- ②災害対策本部は、市内の地区防災倉庫及び交流館防災倉庫の備蓄物資の被害状況等に関する情報を集約し、配送可能な物資の品目と数量等、物資の調達・供給に関する情報をとりまとめる。
- ③災害対策本部は、各現場からの要望の緊急性等を考慮し、備蓄物資の配送に関する全体方針を定め、関係する各対策部・班に対し指示する。
- ④災害対策本部にて、公用車等による輸送手段や、職員配備についての情報をとりまとめ、必要に応じて関係機関への要請を行う等の全体調整を行う。
- ⑤関係する各対策部・班においては、各現場での対応状況や、物資の受入れ及び配分状況に関する情報を集約して災害対策本部へ随時報告し、連携を図る。

(イ) 物資の流れ

- ①災害対策本部の配送方針に基づき、地区防災倉庫及び交流館防災倉庫の備蓄物資の供出を行い、避難所等の各拠点へ配送する。
- ②避難所等の各拠点内で、受け取った物資を避難所等へ配布する。

イ プッシュ型物資（発災直後～1週間程度）

発災後およそ1週間程度は、本市からの要請を待たない「プッシュ型」物資による支援が中心となる。プッシュ型物資の輸送の流れを以下に示す。



物資の流れイメージ図（プッシュ型）

（ア）情報の流れ

プッシュ型の物資支援に関する情報は、基本的に県を通じてやりとりが行われることとなる。主な流れを以下に示す。

- ①県から、国が調達して広域物資輸送拠点へ配送される日程、物資内容及び物資量の情報を受ける。
- ②災害対策本部において、地域内輸送拠点の選定を行い、県に連絡する。地域内輸送拠点の開設順序については、市域の被災状況及び避難所の開設状況等を考慮し、前述の拠点選定の基準を踏まえて決定する。
- ③災害対策本部において、避難所等の開設状況や要請状況等を踏まえ、地域内輸送拠点からの物資配送の優先度等、物資輸送に関する基本方針を決定し、関係する各対策部・班へ受入れの準備を指示する。
- ④災害対策本部において、公用車及び協定に基づく輸送手段や職員配備についての情報をとりまとめ、関係機関への要請等の全体調整を行う。
- ⑤各対策部・班においては、各現場での対応状況や、物資の受入れ及び配分状況に関する情報を集約して本部事務局へ随時報告し、連携を図る。

(イ) 物資の流れ

プッシュ型の物資については、前ページの図の通り、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送は県が実施し、地域内輸送拠点から各避難所等への輸送は市が実施する。主な流れを以下に示す。

- ①国から県の開設した広域物資輸送拠点（中部トラック総合研修センター）へ物資が配送される。
- ②市が選定した地域内輸送拠点へ、県からの物資を受け入れる。
- ③地域内輸送拠点にて、避難所等の各拠点へ配送する物資の種類・数量等の配分や、配送ルートについての詳細な設定等を行い、物資を配送する。
- ④避難所等の各拠点内で、受け取った物資を配布する。

(ウ) 物資の種類と想定量

国が調達するプッシュ型の物資の詳細は、内閣府の「南海トラフ応急対策計画」及び県の「愛知県広域受援計画」に定められている。

「プッシュ型」により本市へ配送される物資の目安を以下に示す¹⁷。

品目	物資関係省庁	単位	数量	
食料	農林水産省	食	4日目	66,947
			5日目	68,819
			6日目	72,692
			7日目	76,573
毛布	消防庁、経済産業省	枚	36,009	
育児用調製粉乳	農林水産省	kg	125,771	
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	枚	6,335	
大人用おむつ	厚生労働省	枚	1,347	
携帯トイレ・簡易トイレ※	消防庁、経済産業省	回	226,683	
トイレットペーパー	経済産業省	巻	16,162	
生理用品	厚生労働省	枚	23,594	

※携帯トイレ：既設トイレの便座等に便袋を設置するもの。し尿をパックし、処分するタイプ。電源と汲み取りを必要としない。既設トイレのブース活用可能。

簡易トイレ：室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固する。介護用のポータブルトイレを含む。電源と汲み取りを必要としない。既設トイレのブース活用不可。別途囲いを確保するよう配慮が必要。

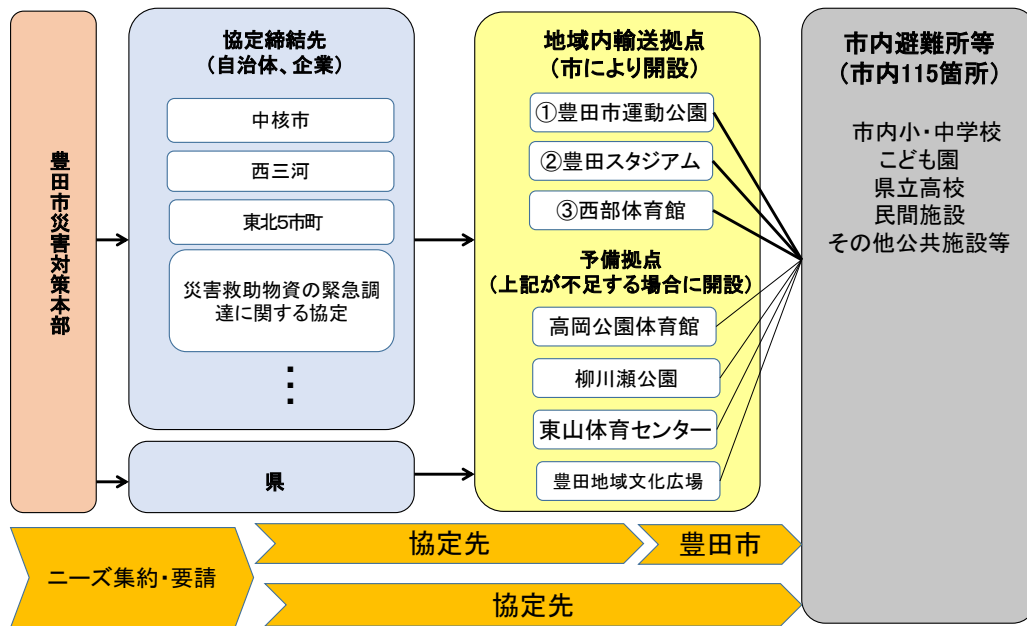
（南海トラフ応急対策計画 平成 29 年 6 月版 P62）

注17) 国のプッシュ型物資量

「愛知県広域受援計画」（平成 28 年 3 月）に定められた市町村配分量のうち豊田市に配布される量を抜粋。トイレットペーパー及び生理用品については当該計画に記載がないため、内閣府「南海トラフ応急対策計画」（平成 29 年 6 月）に記載の予定量から、携帯トイレ等と同様の割合とみなして算出。なお、物資の管理に必要な面積算出の参考資料としては、国交省四国運輸局「輸送・保管を中心とした総合的な支援物資物流システム構築推進に関する調査報告書」（平成 25 年 3 月）や、南海トラフ巨大地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する四国ブロック協議会 資料 3「支援物資物流の定量的評価」（平成 25 年 3 月）等がある。

ウ プル型（1週間程度以降）

発災後1週間以降は、本市のニーズをとりまとめた上で協定締結先や県へ物資要請を行い、地域内輸送拠点にて物資を受け入れた後、避難所や災害ボランティア支援センター等の拠点へ配送する「プル型」物資支援が中心となる。なお、地域内輸送拠点を通さず直接避難所等の拠点へ配送される流れもある。協定の締結先や県に対して要請を行い、物資の受入れ及び配送を行う情報及び物資の流れについて、主な事項を以下に示す。



物資の流れイメージ図（プル型）

（ア）情報の流れ

- ①災害対策本部は、避難所運営班や地区対策班、ボランティア総括班、自治区や自主防災組織からの報告等により、市内で不足している（又は、その見込みのある）物資の品目と数量を把握する。被災者のニーズは刻々と変化するため、必要とされる支援物資を予測し、各避難所等のニーズを的確に把握する。なお、季節や天候、ライフラインの復旧状況により必要となる物資の種類が異なってくることも考慮する。
- ②災害対策本部は、市内で不足する物資の品目と数量等の状況を踏まえ、協定締結先（自治体・事業者等）や県に対する要請の要否を決定する。
- ③要請を行う場合、必要品目と数量を明記し、原則として協定締結先又は県へ要請する。この際、迅速な状況把握及び要請を行うため、予め、物資調達に関する様式を定めておく必要がある。
- ④災害対策本部・班は、避難所や災害ボランティア支援センター等における物資の必要品目や数量等の需要に関する情報及び協定締結先や県等から調達可能な物資の供給に関する情報を収集し、とりまとめる。

- ⑤災害対策本部にて要望の緊急性等を考慮して物資の配送に関する全体方針を定め、必要に応じて関係機関への要請を行う。
- ⑥災害対策本部において、公用車等による輸送手段や職員配備についての情報をとりまとめ、必要に応じて関係機関への要請を行うとともに、関係する対策部等を通じ、日程や配送先の拠点等に関する全体調整を行う。
- ⑦各対策部・班においては、各現場での対応状況や、物資の受入れ及び配分状況に関する情報を集約して本部事務局へ随時報告し、連携を図る。

(イ) 物資の流れ

- ①災害対策本部の配送方針に基づき、協定締結先及び県から送られる物資を地域内輸送拠点へ受け入れる。
- ②地域内輸送拠点において、避難所や災害ボランティア支援センター等の各拠点へ配送する物資の種類・数量等の配分や、配送ルートについての詳細な設定等を行い、物資を配送する。
- ③避難所や災害ボランティア支援センター等の各拠点内で、受け取った物資を配布する。

※状況により、地域内輸送拠点を經由せず、直接避難所等へ物資が配送される場合もある。

(ウ) 物資の種類と想定量

実災害からの教訓として、支援物資については、品目が多岐にわたり、配送されるタイミングもニーズと一致しない問題が生じやすいことが明らかとなっている¹⁸。

不要となった支援物資は、管理や処分を支援側で実施する必要がある、大きな負担となる。このため、できる限り効果的な物資の要請及び管理ができるよう、必要量の把握に努める必要がある。

避難所や災害ボランティア支援センター等の施設等の被災現場におけるニーズ把握については、予め関係各班にて、過去の災害の事例や被害想定等を参考にして災害のフェーズに応じて必要となる物資を想定し、品目と数量の目安を算出して備蓄や要請先を整備する等の事前対策を行うことが重要である。

プル型により支援を受ける物資の品目の目安を以下に示す。

区分	品目例
水関係	ペットボトル（水、茶等）、給水タンク等
食事関係	主食（米、パン、麺類）、副食、菓子、食器、ラップ・食品保存袋、調理器具、カセットコンロ・ボンベ、着火具等
日用品	毛布、寝袋、布団、タオルケット、枕、カイロ、文具、手袋、洗剤、掃除用具、選択用具、傘等
トイレ関係	仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、紙おむつ、トイレトーパー、消毒薬、消臭剤等
ヘルスケア関係	マスク、ティッシュ、タオル、生理用品、石鹸類、入れ歯洗浄剤、ゴミ袋、医薬品等
衣類	下着、上着（トップ・ボトム）、帽子、防寒具、作業着、長靴等
電化製品	エアコン・扇風機、ストーブ、発電機・充電器・電池、照明具、ケーブル類、ラジオ、カメラ等
ペット関係	ペットフード、ペットシート、ケージ等
資材・建材	テント、養生シート、ダンボール、ロープ、カラーコーン・コーンバー、ポンプ、灯油、ガソリン携行缶、洗浄機、折りたたみ椅子、ボード、テープ類、工具、土のう袋等

※物資の区分は、内閣府支援ガイドラインを参考に、品目例は、NPO 法人コメリ災害対策センターによる東日本大震災時の物資供給の要請内容を参考にし、作表。

注18) 被災地の需要と比して著しく過剰供給される物資の存在

東日本大震災の事例では、発災から3週間後、宮城県の広域物資輸送拠点で保管されている支援物資の約3分の2が、すでに被災地では殆ど需要のなくなった物資で占められていたという教訓がある。（内閣府 地方公共団体の支援体制に関する検討会（第3回）資料3）

(工) 精算

協定に基づく物資支援の費用は、概ね受援側が負担する。詳細は各協定で定める通りとする。本市が費用負担する場合、予め負担内容・方法等が定められている場合はその通り対応し、定めのない場合は、財政班、本部事務局と協議の上、決定する。協定に基づかない自主的な物資支援の場合は、応援側に費用負担を依頼する。

なお、被災程度により災害救助法が適用されると、法に定められた費用については愛知県が支弁する（状況に応じ国庫負担がある）。

その他、特別交付税による措置¹⁹による費用の支給もある。

注19) 特別交付税の措置による支給 …P23 注2 参照。

(6) 義援物資の取扱い

必要物資の効率的な確保と過剰な在庫の発生を防止するため、事業者、個人等からの申出による義援物資の取扱いを予め決めておき、災害時には適切に広報する必要がある。広報は、ホームページで実施するほか、メール配信や SNS を活用して本部長（市長）からのメッセージを伝達するなど、広く周知する。

なお、個人から直接送られてくる義援物資については、大口のものは市が必要とする品目のみ受け入れることとし、個人からの小口の物資は受け取らないことを基本とする。小口のものは多品種の物資が混載されていることが多く、仕分け作業等に相当の労力が割かれるため、物資ではなく、義援金による支援を依頼するといった方針を定め、周知する。それでも送られてくる義援物資については、内容物を確認した上で、原則として地域内輸送拠点の予備拠点へ集積し、保管する。その後、現場のニーズに応じて順次活用を図ることを基本とする。

ア 一般ボランティア

一般ボランティアは、炊き出しや物資の仕分け、被災地の清掃・片付け等の労務を提供するもので、主な活動は以下の通り。

- ・炊き出し、食料等の配布、救援物資や義援品の仕分け、配布
- ・被災地の清掃、がれきの片付け、屋内片付け、家屋修理
- ・避難所運営の手伝い、引越し手伝い、その他生活支援

一般ボランティアの受入れの役割分担については、市が災害ボランティア支援センター等を設置し、市社会福祉協議会が協定に基づき運営を行う²⁰。

＜設置場所＞

種類	施設名	住所
災害ボランティア支援センター	市民文化会館	小坂町12-100
	市福祉センター	錦町1丁目1番地1
災害ボランティア地区支援センター	藤岡支所	藤岡飯野町田中245
	小原支所	小原町上平441-1
	足助支所	足助町宮ノ後26-2
	下山支所	大沼町越田和37-1
	旭支所	小渡町船戸15-1
	稲武支所	稲武町竹ノ下1-1
	高岡支所	高岡町長根51

（ア）社会福祉協議会における主な活動

市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの自主性を尊重しつつ、ボランティアの登録やオリエンテーション、派遣等の運営支援を行う。災害ボランティア支援センター等における受入業務を以下に示す。

- ・被災者ニーズの把握（派遣要望場所、人員数、種別又は内容等）
- ・ボランティアの受入れ及び登録
- ・ボランティアコーディネーターの派遣要請
- ・ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
- ・ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供

（イ）災害対策本部における主な活動

災害対策本部は、災害ボランティア支援センター等に職員を派遣し、必要な情報や資機材の調達・提供を行う。

注20) 市社会福祉協議会との共同

豊田市災害対策推進計画 5-5-1「ボランティアによる支援体制の整備」として、訓練の実施や災害ボランティアコーディネーターの育成、各種団体・NPO団体との連携等、ボランティア活動の支援体制の強化を図っている。市社会福祉協議会とは、「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」も締結している。

イ 専門ボランティア

専門ボランティアは、専門職従事者等の専門的資格や知識を有するもので、緊急消防援助隊や DMAT 等の応援部隊や協定締結団体から派遣されるものを除き、自発的に労役を提供するものである。

主な活動は以下のとおり。

＜主な活動＞

活動分野	個人・団体	担当対策部
医療救護	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、助産師等、医療関連の資格を持つ者	医療保健対策部
建築物関係	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、建築士、建築業者等	都市整備対策部
要配慮者支援 ²¹	保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等	福祉対策部、医療保健対策部
外国語対応	通訳者、翻訳者、国際交流協会	危機管理対策部
通信	日本アマチュア無線連盟愛知県支部	本部事務局
保健・衛生活動	医師、獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等	医療保健対策部

※いずれも、国等の応援計画や協定に基づく派遣を除く自発的活動を指すが、それぞれの分野で窓口となる協会等の専門団体へ要請を行い、受入れる場合がある。専門ボランティアの派遣については、原則として災害対応を行っている対策部及び班が担当窓口となって受入拠点の整備や受付・登録、情報提供、派遣等を行う。また、派遣要請を行う場合についても、各対策部から専門団体等に依頼する。

注21) 要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難行動や避難生活等の災害対応において特に配慮を要する者の総称。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、それまでの「災害時要援護者」から「要配慮者」へ呼称が変更された。

要配慮者のうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、円滑且つ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を、「避難行動要支援者」という。



ウ 災害活動支援系 NPO（中間支援団体）との連携によるボランティア活動

平成 23 年東日本大震災では、多くの個人ボランティアやボランティア団体等が被災地に駆け付けたものの、各自の活動にとどまり、事前に連携して活動を行うことが十分でなかった。このため、被災地支援のためのボランティア活動の全体像が把握できず、現地での調整が困難な状況になった。さらに、政府・行政や企業などとの連携体制も限定的で、有効に機能しなかった。

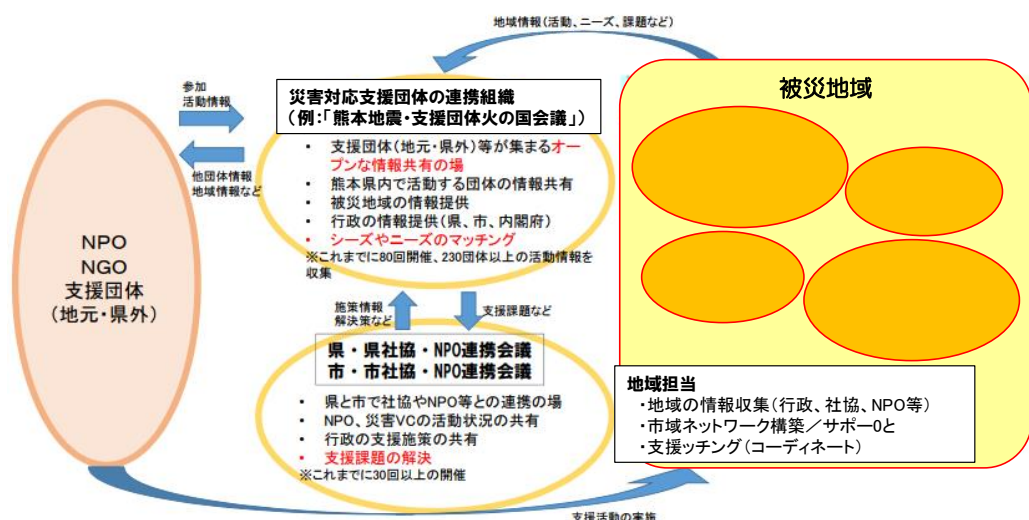
この教訓を踏まえ、全国規模でボランティア支援団体をネットワーク化する機運が高まり、平成 28 年熊本地震の際には、個人や事業団体等による災害ボランティア活動の連携・支援環境を整備し、総合的にボランティアの活動を支援する活動支援系 NPO 組織（JVOAD：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）が立ち上がるなど、活動支援系 NPO や NGO 組織（中間支援団体）による効果的な被災者支援活動が始まっている。

災害ボランティア活動においては、このような活動支援系 NPO（中間支援組織）によるボランティア活動との連携を図ることが重要である。（活動支援系 NPO（中間支援組織）の活動事例については次ページ参照。）

災害活動支援系 NPO（中間支援組織）との連携は、活動内容が多岐にわたるため、原則として災害対策本部事務局が窓口となる。

NPO 組織団体等からの受入れについては、災害対策本部事務局が中心となり、応援要請・受入調整等の活動を行うことが重要となる。事務局は、各対策部・班の行う専門ボランティアの派遣要請及び受入状況を適宜把握し、必要に応じて NPO 組織団体等との調整を実施する。

なお、平常時から市内の災害支援系 NPO（中間支援団体）との連携体制の検討や災害時の受入れに関する仕組みを検討し、災害支援系 NPO の機動力や自由度の高い活動など特長を損なうことなく、行政と効果的な情報共有・情報交換ができるようにしておくことが望ましい。



平成 28 年熊本地震における JVOAD 等の連携イメージ図

災害活動支援系NPO（中間支援組織）について

平成 23 年東日本大震災において、多くのボランティアが個別の活動にとどまり、連携体制が十分でなかった教訓を踏まえ、現在、地域・分野・セクターを超えた関係者同士の連携を促進し、支援環境の整備を図ることを目的とした JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）が立ち上がるなど、活動支援系 NPO や NGO 組織（中間支援団体）による効果的な被災者支援活動が始まっている。

平成 28 年熊本地震の際は「熊本地震・支援団体火の国会議」が立ち上がり、被災地のニーズや支援活動上の課題等を吸い上げ、県及び市との連絡会議を行う等の連携が図られた。JVOAD の活動例を以下に示す。

<災害時に想定する活動>

被災者支援の「漏れ・抜け・落ち・ムラ」を防ぎ、地域ニーズに合った支援活動を促進するため、被災地域の関係者と協力してニーズや支援に関する情報を集約し、支援活動の調整機能としての役割を果たす。

- 被災者/住民/地域のニーズと支援状況の全体像の把握（支援のギャップの把握）
- 支援団体などへの情報共有と支援団体間の調整
- 支援に向けた資金・人材などの効果的な投入のための調整
- 復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証



（平成 28 年熊本地震における「熊本地震・支援団体火の国会議」の様子）

<平時に想定する活動>

災害時の活動が効果的に行われるよう、平時には以下の取り組みを行う。

- NPO、ボランティアセンターなど市民セクターの連携強化
- 産官民などのセクターを越えた支援者間の連携強化
- 地域との関係構築と連携強化
- 訓練、勉強会、全国フォーラムなどの実施（連携の場づくり）

第4章 受援対象業務

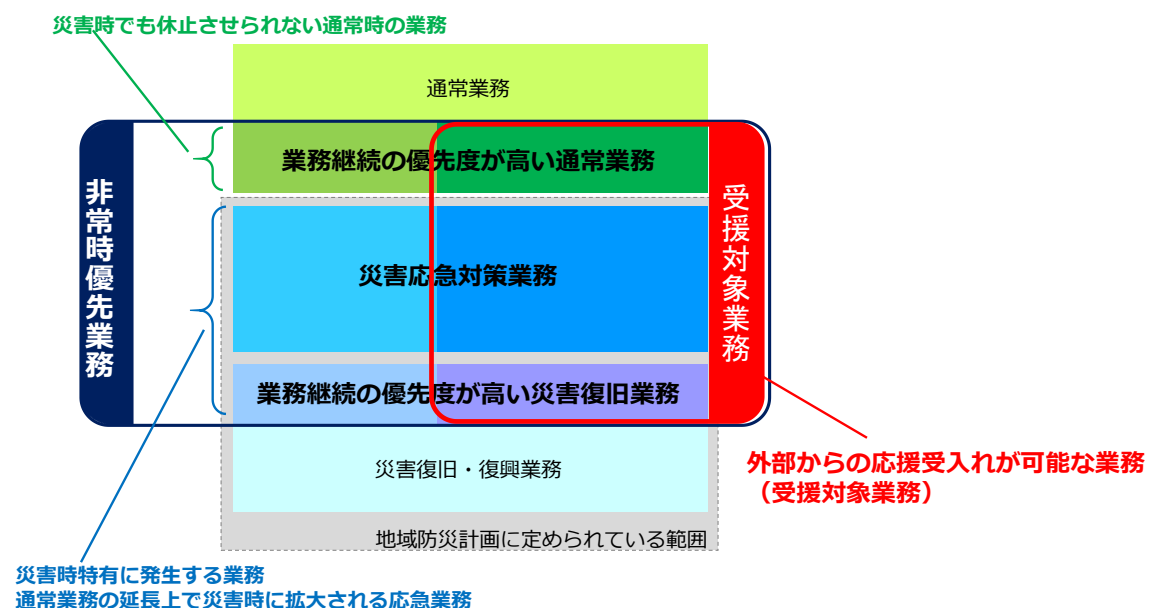
1 受援対象業務選定の考え方

本計画は、BCP に記載された非常時優先業務の円滑な遂行を目的とし、応援受入れに関する要領を具体化した計画である。このため、受援の対象は、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務として BCP に規定された非常時優先業務と連動させることとする。

具体的には、非常時優先業務の中から受援対象となる業務を選定し、各業務に対して受援に関する情報や受入手順を紐付け、一元管理する。各班における毎年度の非常時優先業務見直し時に受援に関する事項も見直しを行うことにより、業務の実行体制を最新の状態とし、効果的な業務遂行を図る。

(1) 非常時優先業務と受援対象業務の特徴

非常時優先業務には、災害時特有に発生する応急対策業務、通常業務の延長上で災害時に拡大される応急対策業務、災害時でも休止させられない通常時の業務がある。さらに、これらの業務は、外部からの応援受入れが可能なものと、不可能なものに分けられる。



非常時優先業務と受援対象業務の関係図

非常時優先業務のうち、外部からの応援受入れが可能な業務の中でも、外部からの応援の性質により、国や県、専門団体等による応援派遣が中心となるものと、自治体間での広域応援が主軸となって展開するものがある。

非常時優先業務の特性と、外部からの応援の性質の観点から整理した表を以下に示す。

下線太文字：自治体間での広域応援が主となる業務

太文字：専門職等、省庁・県による調整が行われて広域応援が実施される業務

非常時優先業務の特性		業務の例	外部からの応援の性質
災害応急対策業務・業務継続の優先度が高い災害復旧業務	災害時特有に発生する業務	・職員参集、災害対策本部立上げ ・被害状況の把握、情報伝達 ・県、国、関係機関への活動要請 ・関係法令の適用 ・避難所の運営支援 ・救援物資等の受入れ、配布 ・ボランティアとの連携 ・被害家屋調査、罹災証明発行 ・被災者生活再建支援 ・義援金品の受入れ、配布 等	・災害状況により対応が変わる。被災経験のない自治体にはノウハウが少ない ・人海戦術で対応にあたる必要のある業務が多い ・下線太文字の業務は、特に自治体間での広域応援が主となるため、予め要請先や活動内容等、受入れに必要な事項を定めておくことが重要
	通常業務の延長上で災害時に拡大される応急業務	・救助、救急、消火活動 ・捜索、検死、火葬 ・医療、保健、防疫活動 ・道路管理（通行止、道路啓開） ・給水 ・廃棄物処理（し尿・ごみ処理） ・建物・宅地応急危険度判定 ・仮設住宅の建設 ・市民相談、雇用相談、教育再開 ・ライフラインの復旧 ・農林水産関係の復旧 等	・専門的、技術的で、専門団体による応援が行われやすい。消防・医療等、全国的な応援システムが構築されている業務も多い ・太文字の業務は、特に専門団体や省庁・県による調整が行われることが多い。このため、市では連絡体制や受入れのための環境整備を中心に、受入れに必要な事項を定めておくことが重要
業務継続の優先度が高い通常業務		・戸籍、税務処理 ・給与支払、契約関連 ・国政選挙 ・市民窓口サービス 等	・一般行政職員での対応可能な業務 ・類似の部署であれば自治体間での応援が比較的容易

専門団体による支援活動は、通常業務の延長上で災害時に拡大される応急対策業務が多く、平常時から広域支援の枠組が定められている場合がある。この場合は、関係する対策部が直接要請先との調整を行うことになる。

一方、自治体間での広域応援が主軸となるものは、災害時特有に発生する業務が多くなる。平常時に活動の枠組を保たないため、災害発生後、状況に応じて物資や人員（対応時のノウハウをもつ職員を含む）を調達する必要がある。この場合、各対策部における業務上のニーズを集約し、市全体として支援の要請から受入れまでの調整を行うことになる。

大規模災害時の情報が混乱する中、迅速で効果的な対応を行うには、これらの業務の性質を踏まえ、各対策部・班において、非常時優先業務の単位にて、応援要請先や活動人員の規模感、受入れに必要な事項等を整理し、平常時から整備を行っておくことが重要となる。

(2) 受援対象業務の選定

前項に示した非常時優先業務について、内閣府受援体制ガイドラインや協定締結内容、先進自治体の事例等から対象業務選定の基準となる業務区分を設定し、「受援対象業務」を選定した。選定は、以下の流れにより、防災対策課で候補となる業務を選定した上で、各対策部・班への調査を行い、特定した。

ア 選定方法

受援対象業務の選定の流れを以下に示す。

【防災対策課にて設定】

項目	内容
①内閣府ガイドラインからの調査	内閣府が作成した以下のガイドラインに記載されている業務のうち、外部からの支援による業務遂行が行われるとされる業務及び着手時間の目安を整理した。 ・地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン ・地方都市等における地震対応のガイドライン及びチェックリスト
②協定締結内容からの調査	市及び県の地域防災計画に記載された協定について、協定内容から、支援の受入れが生じるとされる業務内容を①に補足した。
③先進自治体の事例、実災害の教訓からの調査	受援計画を策定している自治体等の個別受援計画に記載された内容を参考に、支援の受入れが生じる業務を②に補足した。 ・神戸市「神戸市受援計画」 ・千葉市「千葉市災害時受援計画」 ・海南省「海南省受援計画」 ・関西広域連合「関西広域応援・受援実施要領」



受援対象となる業務区分を84項目に分類

非常時優先業務の中から、受援対象となる候補業務を設定



【各対策部・班にて特定】

④対策部・班への業務選定調査による特定	各対策部・班へ業務データベースの調査を行い、受援対象の候補となった業務について、応援要請の必要及び要請・受入内容を精査し、特定した。
---------------------	--

イ 受援対象となる業務区分

受援対象業務を選定する基準となる業務区分を以下に示す。

大区分		受援対象業務区分	
01	本部運営 (全体共通)	1	派遣要員、応援要員の受入調整
		2	関係機関との連絡・調整
		3	被災状況・災害情報の収集・とりまとめ、災害速報作成
		4	市民への情報提供（報道機関への対応を含む。）
		5	災害対応特有の事務手続（アドバイザー・経験職員の派遣等）
02	救助・救急、消火活動	6	災害派遣部隊（自衛隊）による救助活動
		7	緊急消防援助隊（消防庁）による救助・救急・消火活動
		8	警察災害派遣隊（警察庁）による救助活動
		9	その他の機関による救助・救急、消火活動
03	医療活動	10	救護班・救護所設置・医療助産活動
		11	医療広域応援要請に関する連絡調整
		12	医療機関の被害状況の把握、医療機関の運営・復旧支援
		13	医療ボランティアの受入等
		14	医薬品及び医療資機材の調達
04	建築物等危険度判定	15	被災建築物応急危険度判定（一般住宅・市有施設）
		16	被災宅地の調査・危険度判定等
05	社会基盤施設の緊急対策	17	市有施設の被害状況の調査
		18	被災施設の緊急措置・応急復旧
		19	土嚢袋等資機材の調達
06	避難者対策	20	避難誘導・避難者の安全対策
		21	避難所の運営
		22	避難所及び在宅の要配慮者支援
		23	帰宅困難者への対応
07	広域避難対策	24	広域避難
08	生活物資の供給	25	障害物の除去
		26	道路交通の確保
		27	輸送拠点の確保
		28	災害用備蓄物資の搬出・運搬(食料・飲料水・生活必需品・燃料)
		29	物資の受入れ
		30	物資の供給
09	給水	31	応急給水活動
10	ガス供給	32	LPガス・カセットコンロ等の供給
11	健康対策	33	健康調査・相談
		34	栄養管理
		35	心のケア、精神保健
12	生活衛生対策	36	し尿処理
		37	仮設トイレの設置
		38	入浴支援
		39	し尿処理、仮設トイレ、一般廃棄物処理
		40	し尿処理、一般廃棄物処理
13	災害廃棄物の処理	41	震災時の一般廃棄物処理
		42	災害廃棄物収集、処理、処分
		43	環境保全管理

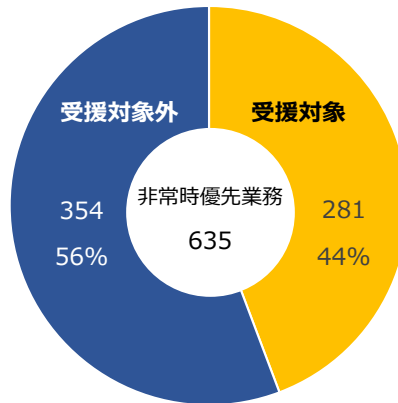
第4章 受援対象業務

大区分		受援対象業務区分	
14	防疫対策	44	防疫活動
		45	保健活動
		46	食品の衛生確保
		47	被災ペット動物救護活動
15	行方不明者捜索・遺体対応	48	行方不明者捜索及び遺体処置等
		49	遺体の埋火葬
16	応急仮設住宅の整備・確保	50	応急仮設住宅の用地確保、建設・管理
		51	応急仮設住宅の入居対応
		52	被災住宅の応急修理、障害物除去
17	社会基盤施設の応急復旧	53	市有建築物被災状況調査、応急復旧
		54	上水道の被害調査・災害復旧
		55	下水道の被害調査・災害復旧
		56	インフラ施設、道路施設等社会基盤の被害調査・復旧
		57	上水道/下水道の被害調査・災害復旧
18	被災者生活再建	58	被害家屋調査
		59	り災証明書の発行
		60	被災者生活再建支援金支給
		61	災害弔慰金・見舞金等の支給
		62	義援金品の受入れ、配分
		63	税の減免調査
		64	生活資金等の貸付け
19	広報活動	65	広報紙作成
		66	インターネット等による広報
		67	外国人対応
20	相談窓口	68	消費者生活相談
		69	住宅再建相談
21	経済活動支援	70	市内産業の被災状況の調査、復旧支援（融資等）
		71	被災商業者の相談窓口対応
22	教育・保育支援	72	応急教育・保育対策（学用品等の給与を含む。）
		73	学校施設応急復旧
23	文化財の緊急保全	74	文化財の被害調査
		75	文化財の一時保管
24	災害ボランティアの活動促進	76	災害ボランティア連絡・調整
25	戸籍・年金関係	77	戸籍、住民基本台帳等の届出等
		78	保険・年金の届出等
26	選挙関係	79	選挙執行事務
27	市有施設等の復旧全般	80	道路・河川の災害復旧
		81	公園緑地の災害復旧
		82	建物・設備の復旧
		83	防災拠点施設、市有施設の復旧
28	農林施設の復旧	84	農業用地・施設の復旧

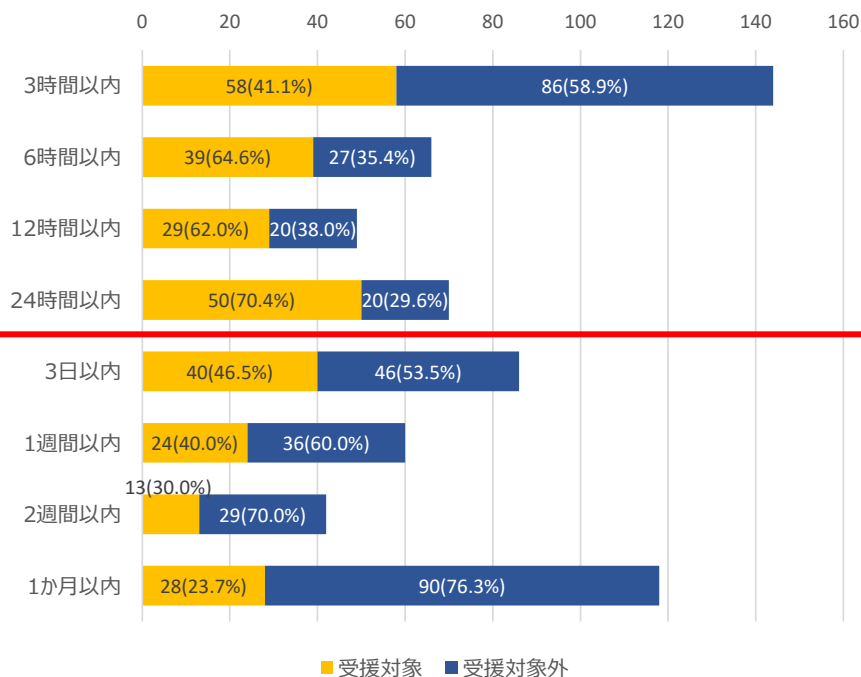
2 受援対象業務選定結果

各対策部・班への調査による受援業務の選定を行った結果、BCP にて各対策部班が特定した非常時優先業務 635 業務（平成 30 年 1 月現在）のうち、受援対象となったのは 281 業務（44%）と、半数弱となった。（図 1）※

受援対象業務の内訳及び時間別・対策部別の業務数を以下に示す。



受援対象業務の内訳（図 1）



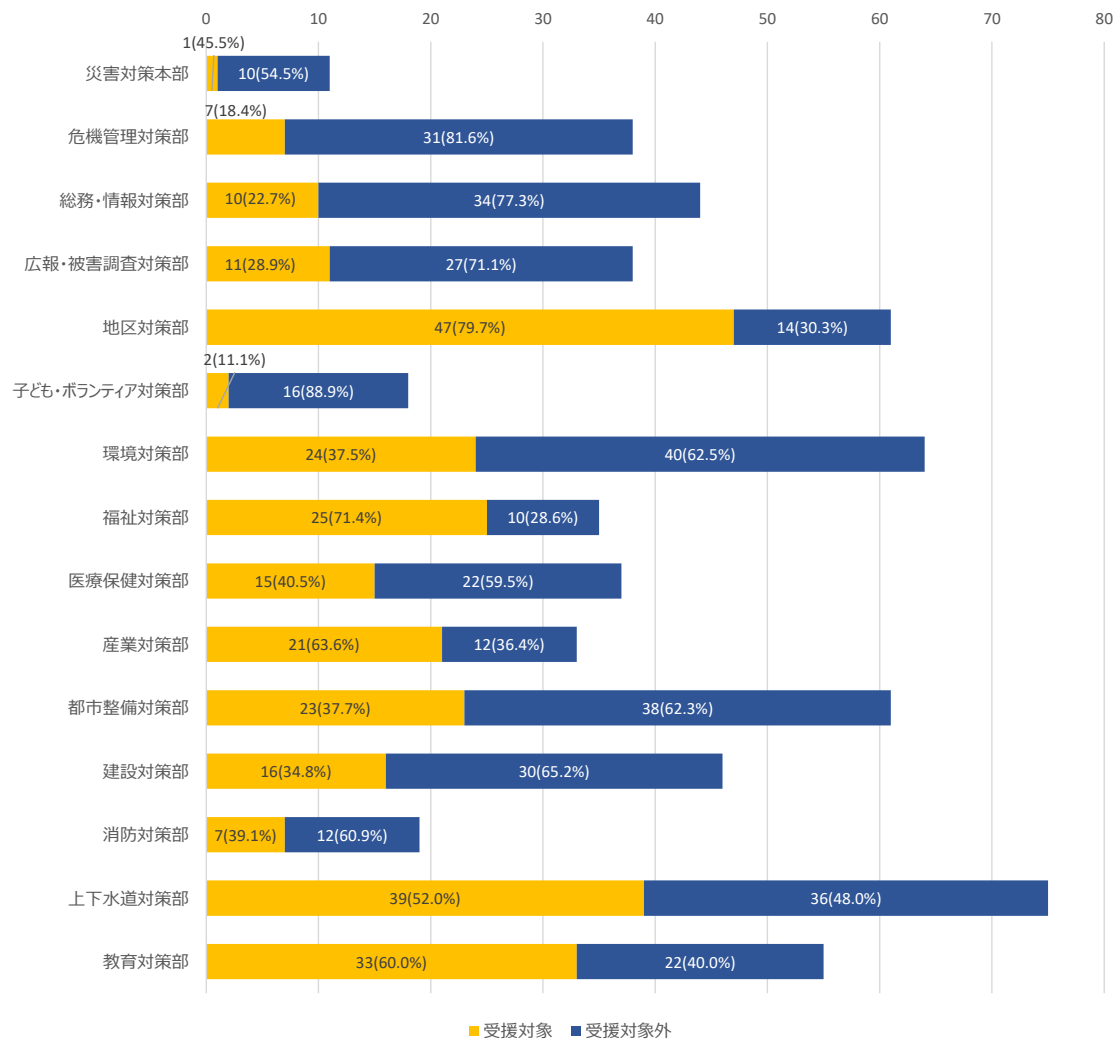
時間別受援対象業務数（図 2）

※受援対象業務（非常時優先業務）のうち、地区ごとに重複する業務については、地区対策部と消防対策部に關し、以下の基準で業務数を算出している。

【地区対策部】各地区の非常時優先業務のうち、同一内容の業務は重複とみなして 1 業務とし、そのうち受援対象とされている業務が 1 地区でもあるものは、受援対象としてカウントする。

【消防対策部】統制班、指令班、調整班、消防団班、情報班の業務のみカウントする。（各署の業務については受援業務としてカウントしない）

第4章 受援対象業務



対策部別受援対象業務数（図3）

今回の選定結果からは、発災直後から24時間以内の業務で受入対象となる業務が多くなっていることが読み取れる（図2）。特に、3時間以内に着手すべき業務数が多くなっているが、大規模災害時には発災直後の情報は混乱しやすく、実際には応援を受け入れる体制の確立が遅れることも考えられる。今後の運用見直しにおいて、3時間以内を着手目標とする非常時優先業務の中でも、特に優先して実施する必要があるものを精査し、対応手順等の実行性を強化するとともに、詳細な情報収集を待たずとも速やかに応援要請を判断し、受入体制をとることができるよう、応援の手順を精査しておくことが重要である。

対策部別に見た場合では、非常時優先業務数に違いが見られるものの、全ての対策部に受援対象とする業務があることが読み取れる。業務により対応に必要な資源の規模が異なるため業務数だけでは断定できないが、受援対象とならない業務が多い部は、現行の班員や資機材等の資源で対応することが可能であるかを検討し、応援要員等を受け入れて実施する業務が残っていないか精査していくことや、資源が大きく不足する対策部への応援体制の構築等が望まれる。

3 受援対象業務別受入れシート

前項に記載した受援対象業務の考えに基づき選定した受援対象業務について、支援の受入れを迅速かつ効率的に行うため、業務ごとに個別の受入れシートを作成する。業務別受入れシートは、表面が支援の要請及び受入れに必要な情報項目を整理した「個別受援シート」、裏面が受入れの際の手順を整理した「受援手順フロー」で構成される。

個別受援シート		必要の 必要度	高	警手の 待機時間 24時間以内
対象部	危機管理対策部	対象部	外国人対策班	
受援区分 No	19-03	受援区分	外国人対応	
■非常時優先業務 対象業務				
業務番号	業務名			
0104_003	市外団体への翻訳・通訳協力依頼			
■応援要請に関する情報				
応援別に要請する多言語情報の翻訳・通訳（避難所運営班からの要請、要請対応）				
応援別に要請する具体的な内容				
No.	要請内容	要請区分	担当者	連絡先
1	翻訳・通訳 （10～30人程度）	応援	市外団体（避難所）	市外団体（避難所）
2	翻訳・通訳 （10～30人程度）	応援	市外団体（避難所）	市外団体（避難所）
3	翻訳・通訳 （10～30人程度）	応援	市外団体（避難所）	市外団体（避難所）
■受援体制				
受援担当	主 担当（1班）	副担（2班）	班長（1班）	副班長（2班）
■情報収集・共有体制				
会議・ミーティング	○	報告・状況	○	その他
■現場対応環境				
活動拠点	国境まちづくり推進事務局	場所	国境まちづくり推進事務局	会議室
応援要請に準拠したものの提供				
■市外で整備するもの 事務局、通訳者の移動手段				

受援手順フロー		必要の 必要度	高	警手の 待機時間 24時間以内
対象部	危機管理対策部	対象部	外国人対策班	
受援区分 No	19-03	受援区分	外国人対応	
■受入れ手順				
1	応援要請	☐ 応援要請の必要性を判断 ☐ 必要人数の確保 ☐ 応援要請を決定 ☐ 国境まちづくり推進事務局へ応援要請 ☐ 外国人対策班へ応援要請 ☐ NPO法人多文化共生リソースセンターへ応援要請		
2	情報の収集	☐ 避難状況、現在の対応状況の把握 ☐ 危機管理・通行ルートの把握 ☐ 必要資料、物資等の準備		
3	活動場所の確保	☐ 作業スペースの準備 ☐ 情報通信手段の準備 ☐ 避難に必要な資機材等の準備 ☐ 活動に必要な二次的資源の確保（食料、飲料、移動手段等）		
4	必要の受入れ	☐ 被災状況、応援内容を把握 ☐ 前班からの引継ぎ		
5	受援中の展開	☐ 被災状況、応援内容のとりまとめ ☐ 当該の対応の立案 ☐ コーディネーション（前班からの引継ぎ）		
6	必要の終了	☐ 応援終了（撤退）の判断 ☐ 応援班からの引継ぎ		
7	終了後の展開	☐ 班員における人員再配置 ☐ 応援に対する費用の負担		
注意事項				

個別受援シート及び受援手順フローのシートイメージ図

このシートは、非常時優先業務ごとに作成し、部門別行動計画²²（受援編）の中間関連資料等と共に保管し、各対策部・班で運用する。

部門別行動計画（受援編）では、以下の資料を管理する。

- ① 受援対象業務一覧表
- ② 受援対象業務別受入れシート（個別受援シート/受援手順フロー）
- ③ その他関連情報

注22) 部門別行動計画

部門別行動計画は、BCPにおいても作成している。BCPの非常時優先業務について、予め定めた優先度の順番で遅滞なく実行するため、各対策部・対策班において個別に策定しているもので、以下の資料を保管している。この計画についても、毎年内容を時点修正し、部門別行動計画（受援編）と整合をとりながら更新していく必要がある。

- ① 想定参集名簿、参集場所の被災状況把握表
- ② 決定権限順位
- ③ 部門別非常時優先業務一覧
- ④ 業務別手順書（兼ボトルネック整理表）
- ⑤ 関係機関連絡先一覧
- ⑥ その他資料

(1) 個別受援シート

大規模災害時に受援が必要な業務をリストアップし、応援側に要請する具体的な業務内容を記載した「個別受援シート」を作成する。

これらを事前に整備しておくことにより、実際に大規模災害が発生し受援が必要となったとき、応援要請や受入体制の構築を速やかに行い、円滑な受援が可能となる。

受入れに関する主な記載内容は以下の通りとする。

区分	主な記載内容
応援要請に関する情報	・ 応援側に要請する具体的な内容 ・ 求める職種、資格、専門性 ・ 規模感（大規模、中規模、小規模） ・ 要請先区分（自治体、民間、ボランティア） ・ 協定名 ・ 締結先 ・ 連絡先 ・ 備考
受援体制	・ 受援担当者（主・副）
情報収集・共有体制	・ 会議・ミーティングの要否 ・ 朝礼・終礼の要否 ・ その他（備考）
現場の対応環境	・ 活動拠点 ・ 活動場所 ・ 応援者側に準備いただくもの ・ 豊田市側で整備するもの

(2) 受援手順フロー

応援側に要請を行う際の一連の流れとして、受入側（市）の応援要請から応援受入れ、応援終了に至るまでの業務内容及び確認チェック欄を記載した「受援手順フロー」を作成する。

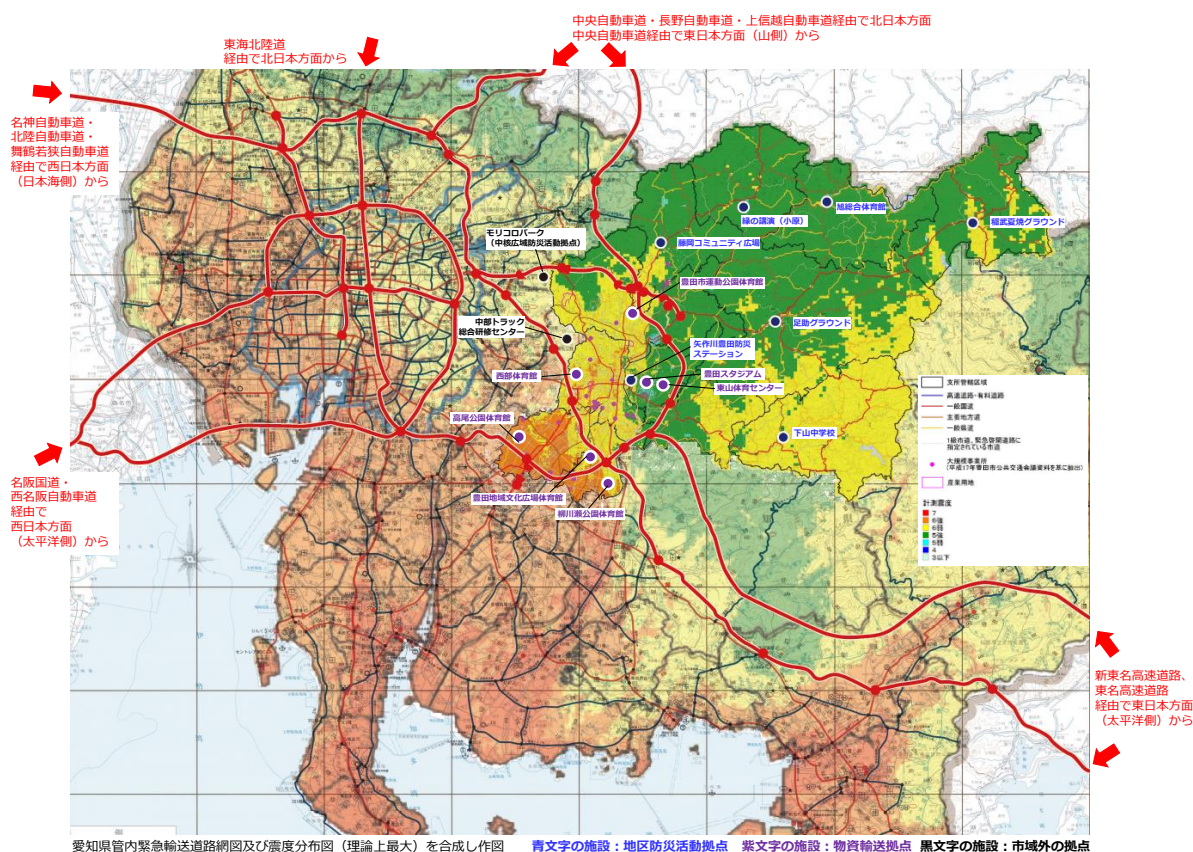
「個別受援シート」とともに、受入れの流れを整備しておくことにより、実際に大規模災害が発生し受援が必要となったとき、応援側からの支援を円滑に受け入れ、業務継続を図ることができる。

各業務のフローには、応援要請から応援受入体制の整備、応援終了の流れを加え、チェックリスト方式で具体的な手順を記入していく。また、業務内容に対して、受援に関わる人的・物的要素があれば併せて記入する。

第5章 被災自治体支援

1 本市に求められる後方支援の役割

愛知県における広域応援に関する基本事項を定めた愛知県広域受援計画においては、被災市町村の支援は県の役割であるとし、市町村による後方支援を明確に定義づけてはいない。また、愛知県地域防災計画において広域防災拠点に指定されている本市所有の施設はなく²³、広域災害で本市が他の被災自治体を支援することを前提とした活動に関する記載は、現在どの計画にも明記されていない。



愛知県内の緊急輸送道路及び市域の物資拠点の配置図

注23) 愛知県地域防災計画で広域防災拠点と位置付けられている主な施設

広域防災活動拠点：平和公園（名古屋市）や岡崎中央総合公園（岡崎市）等7市15カ所

中核広域防災活動拠点：愛・地球博記念公園（長久手市）

航空広域防災活動拠点：県営名古屋空港（豊山町）周辺

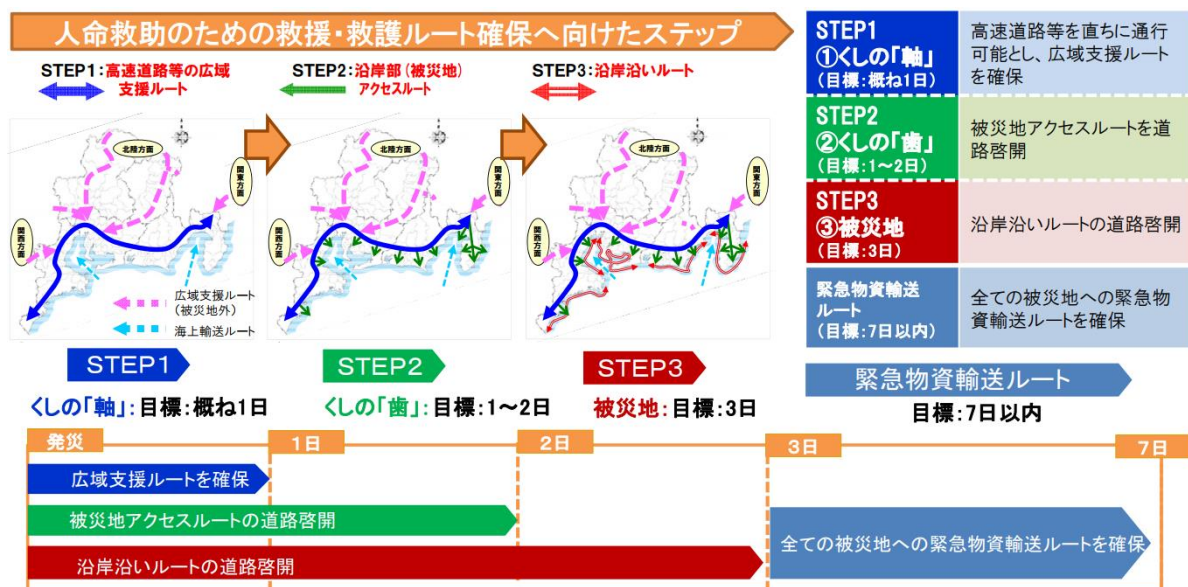
なお、複数の市町に及ぶ程度の災害規模で拠点となる地域防災活動拠点(11市2町22か所)としては、豊田市内では、白浜公園、越戸公園、中央公園一体(矢作川豊田防災ステーションを含む)の3か所が指定されている。(平成29年4月現在)

一方で、本市は、愛知県の中央に位置し、高速道路のインターチェンジやジャンクションを多く抱えている。高速道路のインターチェンジは、緊急自動車の通行、交通流入をコントロールでき、災害対応における重要なポイントとなる。

また、高速道路上のサービスエリア及びパーキングエリアは、駐車スペースが広く、休憩施設等の設備環境も整っているため、災害対応の応援部隊の集結地等としての活用も期待されている。

本市を含む西三河地域は、中部圏の東西南北の流通、ひいては日本の大動脈ともいえる東西の広域流通を支える高速道路のインターチェンジやジャンクションを多く抱えており、交通網の要として、また、日本経済に大きく影響する自動車関連産業の拠点も多く抱える地域として、地域の継続及び早期復旧を図ることは、重要な課題であるといえる。

また、中部圏における被災自治体支援の実行性を高めるため、広域輸送ルートの早期啓開を目指す中部版「くしの歯作戦」²⁴が国交省中部地方整備局にて検討されている。西三河地域はくしの歯ルートの要ともいえ、迅速な道路啓開を支えるための輸送ルートや拠点を整備しておく必要があるという観点からも、西三河地域における広域支援体制を整備しておくことは重要であるといえる。



中部版「くしの歯作戦」(中部地方幹線道路協議会 平成 29 年 5 月改訂版)

注24) 中部版「くしの歯作戦」

東日本大震災時の教訓を踏まえ、津波により甚大な被害を受ける地域での救援・救護活動を支援するため、背骨となる広域道路から沿岸部へくしの歯のように道路啓開を行い、緊急物資輸送の拠点となる港湾・空港や、防災拠点等を結ぶルートを確認するという考え方。中部地方においては、国交省中部地方整備局を中心とした中部地方幹線道路協議会により、平成 24 年 3 月に早期復旧支援ルート確保手順(中部版「くしの歯作戦」)が策定され、毎年改訂が進められている。

近隣自治体による支援は、被災地の地理的特性に比較的詳しく、被害状況等の把握がしやすい上に、人的・物的資源の行き来も迅速にできるというメリットがある。また、愛知県広域受援計画において、本市内の施設が広域災害で他の被災自治体を支援することを前提とした拠点到指定されていないことは、見方を転じれば、県や国からの指示を待たず、被災状況に応じて市が柔軟に活用できる施設が多く存在するというメリットがあるということでもある。

このため、本市は、広域災害が発生した場合、本市が被災しながらでも、更に甚大な被害が発生している近隣自治体への応援を行う状況や、被災地外からの応援を本市が一旦受け入れて近隣自治体へ送り出す後方支援を行う状況を想定し、対応の基本事項を以下に記載することとする。

なお、広域災害時における近隣の被災自治体支援を行うための受援のあり方に関しては、東日本大震災時において遠野市が沿岸自治体に対して行った後方支援活動の事例（P83～84 参照）を参考に、基本方針を定めておくこととする。

また、西三河地域の広域連携や相互支援について、愛知県広域受援計画における広域支援体制では、本市の後方支援を位置付けることは難しいと思われるため、本市を含む西三河地域の9市1町で災害対応の連携や相互支援に関する検討を行っている「西三河防災減災連携研究会」等を活用し、地域全体としての継続性を向上し、連携の実効性を高める取組を進めることが望まれる²⁵。

【参考】風水害時における後方支援

風水害時における後方支援については、地震災害ほどには広域で甚大な被害の発生は考えにくいいため、本計画では取り扱わない。

注25) 西三河における地域連携

豊田市災害対策推進計画 5-8-1「広域的な応援体制の充実」（重点取組項目）として、広域的な防災力を高めるため、西三河防災減災連携研究会（9市1町：岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、事業者、名古屋大学、愛知県が集まり、防災力を高めるための地域連携について検討を行う会）を活用し、広域連携・支援体制の充実に図る取組を進めている。

2 支援体制及び支援に係る基本方針

被災自治体への支援は、本市が単独で実施するものと、他の団体からの応援を一旦受入れ、被災自治体へと中継する形で実施する後方支援とがある。おもな支援内容を以下に示す。

(1) 他組織からの受入れを伴わない支援活動

国や県、被災地外の自治体からの受入れを伴わず、本市が単独で実施する支援としては、以下のような活動が挙げられる。

- 応援要員の派遣
- 救援物資の送付
- 被災状況等の広報活動
- 被災自治体からの避難者受入れ

(2) 受入れを伴う後方支援活動

国や県、被災地外の自治体から人的・物的資源を受入れ、本市が中継する形となって被災自治体の応援を行う後方支援としては、以下のような活動が挙げられる。

- 救助部隊等の受入れ・派遣支援（自衛隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊・TEC-FORCE等）
- 被災地外からの支援隊の受入れ・派遣支援（インフラ復旧、被災者支援等）
- 災害ボランティアの受入れ・派遣支援
- 救援物資の受入れ・輸送支援

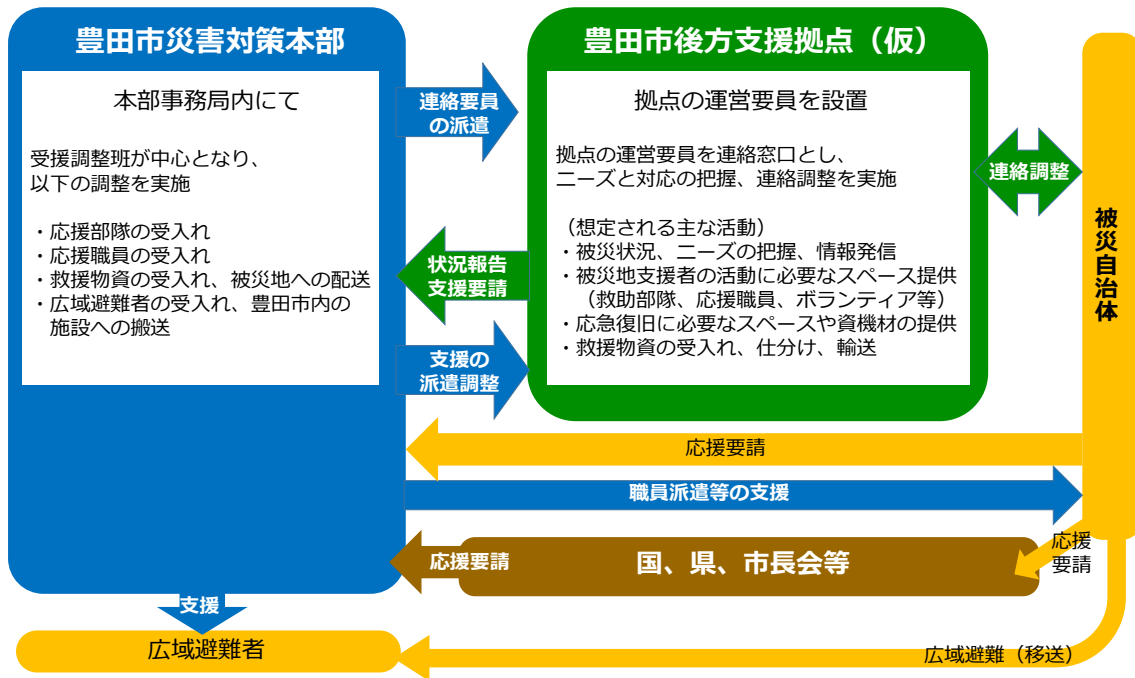
本計画は、受入れに関する事項を定める計画であることから、(2)に記載する他組織からの受入れを伴う後方支援活動について、基本事項を定める。各支援の詳細については、別途、支援計画の策定等により検討を行うものとする。

なお、上記の後方支援活動について、自衛隊や緊急消防援助隊等の救助部隊の受入れは、国の定める「南海トラフ応急対策計画」及び県の定める「愛知県広域受援計画」に則り実施されるものが中心となる。このことから、市としての後方支援においては、国及び県の定める計画の範囲外となる、インフラ復旧関係（電気・通信・水道等のライフライン事業者が被災地外から復旧支援のために部隊や資機材等を派遣する活動など）に必要な活動拠点（オープンスペース、施設等）の提供などが重要な支援内容となると考えられる。

(3) 後方支援の活動拠点の整備

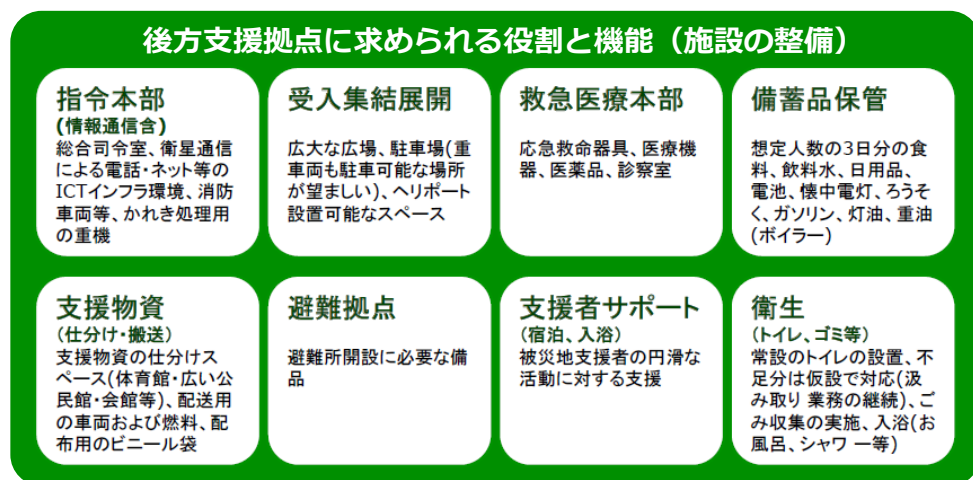
後方支援を円滑に実施するためには、活動部隊等の受入れを行う後方支援の活動拠点を整備し、人的・物的資源の受入れや配置の調整を適宜行う体制を整える必要がある。

災害対策本部と後方支援拠点（仮）における支援活動のイメージを以下に示す。



被災自治体の後方支援の活動イメージ図

なお、後方支援拠点の開設・運営を円滑に行えるよう、以下に示す拠点の役割と機能整備を平常時より実施しておく。



後方支援拠点に必要な施設の整備のポイント

（東洋大学 官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討より）

3 フェーズごとの応援ニーズと支援活動

災害発生時のフェーズごとの被災地の状況とニーズ、それに伴う支援活動（人的・物的資源）の例を以下に示す。

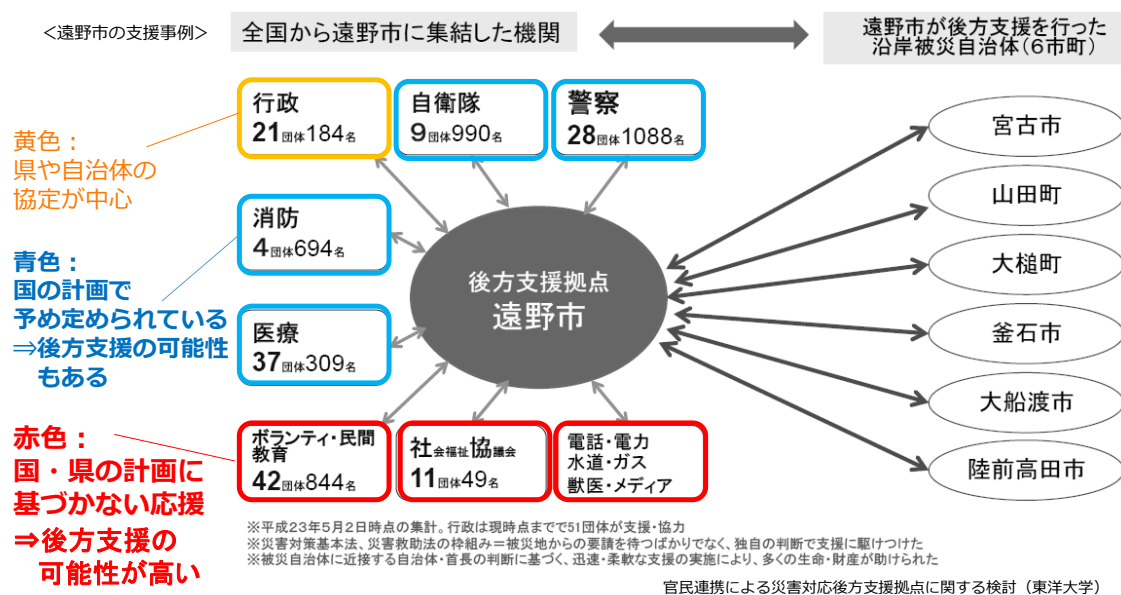
	災害応急対策期		災害復旧・復興期
	初動期	応急期	
段階	生命の危険のある状態の被災者の危険を取り除くこと、若しくは必要に応じて関係者に委ねることを優先にする段階	生命の危険のない状態となった被災者を最低限の生活ができる状態にする避難～避難所の段階	最低限機能できるよう、インフラ、公共施設、住宅等を機能させる応急仮設での生活の段階
象徴的状況	避難時期	避難所生活	応急仮設住宅生活
状況	被災者の生命危機を取り除くことが最優先 外部からの支援活動は期待できないため、地域の助け合い、専門機関の活動が中心	被災者が最低限の生活ができる環境を作り出す時期	仮設住宅の建設・整備が完了し、被災者の自立生活再建が始まる新たな支援を必要とする時期
支援活動例	救助・救出、避難誘導 捜索、安否確認 医療（救命、治療） 避難所開設・運営	→ 捜索、安否確認 → 医療（救命、治療） → 避難所運営、衛生管理 物資依頼・配給 被災者ケア（健康管理・心のケア等） 生活再建支援（被害家屋調査、罹災証明発行等） 二次災害防止 応急復旧工事、被害確認	コミュニティ復興支援 事業再建支援、企業支援 災害検証・伝承
応援のタイプ	プッシュ型	プル型	自治法に基づく応援
人的資源	被災地内では地域の人たちでの助け合いが中心 専門救助機関が活動 後方支援拠点では行政や公的機関が準備を開始	専門救助機関の活動継続に加え、被災自治体や被災者を支援する公的機関やボランティア、応急復旧工事作業の活動開始	被災自治体に対する応援自治体や契約期間が活動生活再建や事業再建のための専門家やコミュニティサポートが活躍
物的資源	備蓄品中心 救出・救命のための資材や物品 命をつなぐ水・食料（季節により防寒等）の対策	外部からの支援が入るようになり、飲料・食料の配給と日常生活に必要な生活物品、衣類、避難所運営の物品、情報発信のための機器等	仮設住宅生活では基本的に救援物資は支給されなくなる 被災者の支援活動に対する新たな支援物資が一般の団体を中心に提供
後方支援の例	被災者受入れ 後方支援拠点の開設 司令本部の設置 救助隊の受入れ等	被災者支援部隊の受入れ 支援物資の受入れ ボランティア活動のコーディネート等	被災者支援、再建支援部隊の受入れ 復旧支援部隊の受入れ等

実災害の事例からみる被災自治体支援の必要 (東日本大震災時における遠野市の活動事例)

東日本大震災時、津波により甚大な被害が発生した沿岸部に対し、内陸部との交流拠点であった岩手県遠野市が、後方支援拠点として活躍した。

遠野市は、東北の幹線網が走る内陸部と沿岸部とをつなぐ交通の要所であり、昔から沿岸部と内陸部との交流拠点となっていた。このため、平成 19 年から遠野市の地理的特性を活かし、市を中心とした半径 50km 圏の自治体をつなぐ「地震・津波災害における後方支援拠点施設構想」を掲げ、拠点整備を行い、県、自衛隊、市民等が参加する大規模訓練等を行っていた。

これらの経験が生かされ、東日本大震災時には、遠野市自身も被災する中、地震発生の日後には遠野市東日本大震災後方支援活動本部を設置し、市災害対策本部と後方支援活動本部の2看板体制となり、24 時間体制による被災地情報の収集、物資受入調整、関係機関との連絡調整等を行うなど、沿岸自治体の行政機能が完全に喪失するほどの状況の中、遠野市が後方支援拠点として機能し、人的・物的資源や情報の集積拠点として活動した。



遠野市は、東北の「背骨」にあたる東北自動車道の各拠点と津波による甚大な被害を受けた沿岸の被災市町との中間点で、支援の終結と展開の拠点となった。

＜遠野市の後方支援の流れ＞

平成 23 年 3 月 11 日 地震発生、遠野市災害対策本部設置
3 月 13 日 遠野市東日本大震災後方支援活動本部設置
3 月 28 日 災害対策本部総務部内に沿岸被災地後方支援室設置
7 月 11 日 後方支援連絡調整会議設置（※）
7 月 20 日 災害対策本部会議廃止
10 月 11 日 災害対策本部廃止
平成 24 年 3 月 14 日 後方支援連絡調整会議廃止

※後方支援連絡調整会議

遠野市に拠点を置いて活動した様々な団体の関係者が一堂に会して意見交換する場。沿岸被災地後方支援室が事務局となり、情報共有・連携調整を行った。

＜遠野市に集結した支援団体＞

災害発生から2か月後の時点で、以下の団体が遠野市に集結し、沿岸被災自治体（6自治体）へ派遣されている。

- ・行政： 21 団体 184 名
- ・自衛隊： 9 団体 990 名
- ・消防： 4 団体 694 名
- ・警察： 28 団体 1,088 名
- ・医療： 37 団体 309 名
- ・社協： 11 団体 49 名
- ・ボランティア、民間等：42 団体 844 名
- ・その他 インフラ（電話・電力・水道・ガス）、獣医、メディア等

上記の支援団体は、災害対策基本法や災害救助法に基づき被災自治体が要請を行ったものだけではなく、支援団体自らの判断で駆けつけたものも多くあった。

＜遠野市における主な支援活動＞

- ・避難者受入れ、避難所運営、火葬の受入れ
- ・救助部隊、応援団体の受入れ（自衛隊、警察隊、消防隊、医師団等）
- ・自治体の水平連携（職員の派遣、受入れ等）
- ・物資の受入れ、供給、物資センターの運営
- ・災害ボランティアセンターの設置、運営
- ・広報活動（被災自治体の情報提供）

第6章 受援力強化に向けた取組

1 計画内容の定期的な見直し

社会的・外部環境の変化や、機構改革や人事異動に伴う組織の変化等、組織内部にある資源は絶えず変化している。これらの状況を踏まえ、定期的かつ継続的に本計画及び受援対象業務の見直し・更新を行う。本計画については、以下の場合をとらえて実施する。また、受援対象業務の見直しは毎年度行うこととする。

- ①関連する計画やガイドライン・指針等の改定や新規策定があったとき
- ②前提条件や拠点等の資源の状況が変わったとき
- ③事務事業の見直しなど組織改編時
- ④計画の運用体制が変わったとき
- ⑤計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

なお、本計画は、地震災害では、国や県の南海トラフ巨大地震に関する被害想定をまとめた「豊田市地震被害予測結果報告書」（平成 27 年）、風水害では、中部地方整備局豊橋河川事務所による「矢作川洪水浸水想定区域図」（平成 28 年）を基に策定したものとなっている。今後、それらの被害想定に変化があった場合についても、随時反映し、見直すこととする。

また、地域防災計画や、豊田市災害対策推進計画等の諸計画において、本計画の策定に伴い修正や更新等が必要となる部分については、該当する箇所に受援業務に関連する内容を反映させ、整合を図ることとする。

2 PDCAサイクルによる運用、改善

本計画は、PDCA（Plan－Do－Check－Act）サイクルを活用して、訓練を重ねながら、改善を行う。その際、国の新しい制度や知見などの情勢の変化に伴う時点修正も含め、本計画の記載事項を絶対視することなく常に見直していくこととする。

本計画の習熟のため、各対策部・班においては、毎年受援に関する記載内容を確認し、部門別行動計画（受援編）のファイルを構成する各資料（受援対象業務の内容）を精査し、内容の充実や情報の更新を行うとともに、研修等により受援に関する事項を職員へ周知し、理解を深めていく。

3 研修・訓練による人材育成

受援力を高めるためには、日頃からの取組が重要となる。市では、応援受援の理解を促進するための研修等を実施するほか、各職員は、災害・危機に対する市職員としての心構えや責務、災害時にとるべき対応、市の体制などを確認し、災害時に行うべき業務のうち、支援を必要とする業務については、業務フローやマニュアルの確認や見直しを定期的に行う。

また、実践的な対応力を身につけるため、災害時応援協定を締結している自治体や事業者等と連携し、協働で研修や図上訓練を実施する等、受援力の維持・向上を行うものとする。

4 関係機関、諸団体等との平時からの交流

発災時の人的・物的支援の要請・受入れにおいては、国・愛知県、災害時応援協定締結自治体、事業者、ボランティア関係団体等は重要なパートナーとなり、連携が必須である。

そのため、災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、平時から調整・協議を行い、相互に顔の見える関係を構築しておくこととする。

5 実災害からの教訓の収集・整理

実災害への対応により実態として得られる課題や教訓などは、今後の災害対応を検討する上で貴重な知見となる。このため、被災自治体への応援等を積極的に行い、災害対応の記録や情報の収集、課題整理等に努め、将来の災害対応に生かしていく。

なお、大規模災害発生時には、内閣府や国の各省庁にて災害時の教訓を検証する委員会やワーキンググループ等が設置され、検討が行われることがある。日頃から国の動向を注視し、報告書に目を通すなどして、実災害における課題や対策の方向を検討することが望ましい。

6 受援体制に関する取組課題と改善の方向

本計画の実行性を高めるためには、各章の記載内容について、具体的な取組項目を設け、検討を進めていくことが重要であり、以下の事項について、取組の優先順位を定めて検討を進め、記載内容の実行性の向上を図る必要がある。

また、重点的に取り組む必要がある課題や、複数部局や外部機関等と連携して取り組む必要がある課題については、豊田市災害対策推進計画の取組項目に追加し、進捗管理を合わせるなどの取組を実施していくことが望ましい。

章	項目	取組事項
第1章 総則	費用負担のあり方の検討	災害救助法適用後の事務対応（費用負担の手続き）に関する具体的な運用方法の検討
第2章 受援体制	本部組織体制の精査	災害対策本部事務局内の役割分担の精査 現場にて活動する各対策部と災害対策本部事務局との役割分担や権限委譲の精査検討
	災害対策本部組織の運営のあり方の検討	災害対策本部における情報の流れや本部員会議のあり方、様式の検討
第3章 受援の流れ (人的資源)	受援の要請・受入れの流れの精査、様式整備	人的支援の要請方法、連絡調整や受入れに関する具体的な手順等の検討、要請及び受入れに関する記録簿や報告様式の整備
	活動拠点の候補地の整理	オープンスペース等を含む各対策部の活動拠点の候補地の整理及び具体的な運用方法の検討
	応援自治体の活動場所の提供依頼への対応の検討	応援派遣部隊から提供を求められた場合の集結場所、待機場所等の候補地の検討
第3章 受援の流れ (物的資源)	物資の要請・受入れの流れの精査、様式整備	物資の要請及び受入れに関する情報集約や報告様式の整備
		災害のフェーズに応じた物資ニーズ（品目・数量）の精査及び備蓄・要請先の整備
	地域内輸送拠点の見直し	地域内輸送拠点の要件を満たす候補地の再検討（新規建設又は建替等の場合に災害対応の輸送拠点としての要件を満たすよう整備内容を検討することを含む）
	物資輸送に関する拠点の運用方法の検討	地域内輸送拠点の運用マニュアル作成等、具体的な協力体制、役割分担、運用方法、必要資源、様式等の検討
	輸送体制の強化に関する検討	地域内輸送拠点間や避難所等各拠点への輸送に関する車両の配置や人員体制等の検討
	協定の整備	新たに締結すべき協定内容の検討 協定締結先の拡大の検討 協定締結団体や事業者・団体との合同訓練の実施による協定内容の実行性の検証

第6章 受援力強化に向けた取組

章	項目	取組事項
第4章 受援対象 業務	受援対象業務の選定基準 等の精査	受援対象となる業務の区分や選定基準の具体的な数値・事例等の精査
		3時間以内を着手目標とする非常時優先業務の精査等、発災直後の業務の精査（特に優先する必要がある業務の絞り込み等）
	受援対象業務の業務内容 の精査	受入対応の手順の精査や受入体制の整備等、個別受援シートに記載する内容の充実（業務データベースの更新）
第5章 被災自治体 支援	支援のための実施体制の あり方の検討	被災自治体支援のための組織構成、役割分担、情報連絡体制、運用方法等の検討
	後方支援のための活動拠点 の整備	豊田市後方支援拠点（仮）の設置場所及び拠点の運営方法、環境整備等の検討
		応援部隊が被災地に進出する際の活動場所を本市に確保する場合の活動拠点、施設設備（現場スペースを含む。）のあり方の検討

豊田市災害時受援計画

平成 30 年 3 月 策定

編集・発行 豊田市地域振興部市民安全室防災対策課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地

TEL 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

E メール bousai@city.toyota.aichi.jp
